



写真提供：Ethan Rohloff; Destination NSW（上）
Tourism Holdings; Tourism New Zealand（左）

オーストラリアと ニュージーランドの地方自治

Local Government of Australia and New Zealand



一般財団法人
自治体国際化協会

はじめに

当協会では、各国の地方自治制度や地方行政に関わる個別施策等の調査研究を海外事務所を通じて行っている。その成果は各種の刊行物等によって日本の地方自治体や地方自治関係者に紹介しているが、オーストラリアとニュージーランドの地方自治制度の全体的な解説としては、2005年3月に刊行した「オーストラリアとニュージーランドの地方自治」があった。

しかし、同書刊行以来10年の歳月が経ち、両国の政治、社会、経済状況の変遷とともに、地方自治制度においても様々な改革・制度変更が行われたこと等を踏まえ、改訂版を発行することとした。

今回は、2005年版の構成をほぼ踏襲しつつ、できる限り最新のデータ更新に努めたほか、前回以降の大きな制度改革を反映させることとした。

調査にはこの間の統計データの変更・廃止やオーストラリアにおける各州の違いなど様々な制約があったが、両国における地方自治の包括的な概説書として、関係者の方々に御活用いただき、また不適切な部分については御指摘・御教示いただければ幸いである。

本書の作成に当たり、両国の地方自治関係者から、説明や情報提供等の御協力をいただいた。また、過去20年間にわたる当協会シドニー事務所の諸先輩が行った幅広い調査が、その基盤になっていることは言うまでもない。

この場を借りて深く感謝の意を表したい。

2015年3月

一般財団法人自治体国際化協会シドニー事務所

オーストラリア編執筆・編集 平澤美佐

ニュージーランド編執筆・編集 迫田明巳

調査協力 Petar Rajic

Julien Ansart

監修 田辺康彦

■ 目 次 ■

はじめに

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリアおよびその政府構造の概要

| | |
|------------------|---|
| 第1節 オーストラリアの概要 | 1 |
| 第2節 オーストラリアの政府構造 | 7 |

第2章 地方自治体の概況

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 地方自治体の種類と数 | 11 |
| 第2節 地方自治体合併 | 13 |
| 第3節 地方自治体の権限および事務 | 17 |
| 1 地方自治体の権限 | 17 |
| 2 地方自治体の事務 | 18 |
| 第4節 地方自治体の組織 | 21 |
| 1 組織の基本構造 | 21 |
| 2 議会 | 22 |
| (1) 役割 | 22 |
| (2) 議長(市町村長) | 22 |
| (3) 議員 | 23 |
| 第5節 地方自治体の州組織・全国組織 | 26 |
| 1 地方自治体協会 | 26 |
| 2 地方自治体管理者協会 | 26 |
| 3 オーストラリア政府間協議会 | 26 |
| 第6節 地方自治体議会の選挙制度 | 28 |
| 1 被選挙権 | 28 |
| 2 選挙権 | 28 |
| 3 投票義務 | 29 |

第3章 地方自治体の財政

| | |
|-------------------------|----|
| 第1節 地方自治体の財政構造 | 39 |
| 1 全政府における地方自治体の相対的規模 | 39 |
| 2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較 | 40 |

| | | |
|------------|--|----|
| 3 | 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較 | 41 |
| 第2節 | 地方自治体の財源 | 44 |
| 1 | 主な財源 | 44 |
| 2 | 資産税（レイト）制度の概要（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合） | 45 |
| (1) | 資産税の種類 | 45 |
| (2) | 資産税に関わる土地の評価 | 45 |
| (3) | 税率の決定 | 47 |
| (4) | 納税義務者と納税方法 | 47 |
| (5) | 非課税特例制度 | 48 |
| (6) | 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮 | 48 |
| (7) | レイト・ペギング制度 | 49 |
| 第3節 | 交付金 | 50 |
| 1 | 州政府への交付金 | 50 |
| (1) | 政府間の財政協定 | 50 |
| (2) | 一般歳入助成金（General Revenue Assistance） | 50 |
| (3) | 特定目的助成金（PSP: Payments for Specific Purposes） | 51 |
| 2 | 地方自治体への交付金 | 54 |
| (1) | 連邦政府から地方自治体への交付金 | 54 |
| (2) | 州政府から地方自治体への交付金 | 55 |
| | | |
| 第4章 | 地方自治体公務員制度 | |
| 第1節 | 地方自治体の職員数 | 57 |
| 1 | 概況 | 57 |
| 2 | 職員数の変化 | 57 |
| 3 | 地方自治体職員の年齢構成 | 59 |
| 第2節 | 法的基礎 | 60 |
| 1 | 職員制度に関する法令 | 60 |
| (1) | 通則 | 60 |
| (2) | 地方自治体職員に適用される裁定 | 60 |
| 2 | 上席職員制度 | 60 |
| (1) | 概要 | 60 |
| (2) | ジェネラル・マネージャー | 61 |
| ① | 地方自治体の常勤最高位職 | 61 |
| ② | 権限 | 62 |
| ③ | 任用 | 62 |

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 3 | 給与 | 63 |
| 4 | 定数、組織・職の改廃 | 64 |
| 第3節 | 任用（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合） | 65 |
| 1 | 任用原則－雇用機会均等 | 65 |
| 2 | 任用方法 | 65 |
| 第4節 | 任用後 | 67 |
| 1 | 人事異動 | 67 |
| 2 | 昇任 | 67 |
| 3 | 退職 | 67 |
| | （1）解雇 | 67 |
| | ① 上席職員の解雇 | 67 |
| | ② 一般職員の解雇 | 68 |
| | （2）定年制度 | 68 |
| 第5節 | 勤務条件 | 69 |

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランドおよびその政府構造の概要

| | | |
|-----|---------------|----|
| 第1節 | ニュージーランドの概要 | 71 |
| 第2節 | ニュージーランドの政府構造 | 76 |

第2章 地方自治体の概況

| | | |
|-----|----------------|----|
| 第1節 | 地方自治体の種類と数 | 80 |
| 第2節 | 地方自治体の権限および事務 | 85 |
| 1 | 地方自治体の権限および事務 | 85 |
| 2 | 政府間の事務配分 | 86 |
| 3 | 地域自治体の事務 | 88 |
| 4 | 広域自治体の事務 | 90 |
| 5 | 統合自治体の事務 | 91 |
| 6 | 地域自治体と広域自治体の連携 | 91 |
| 第3節 | 地方自治体の組織 | 92 |
| 1 | 組織の基本構造 | 92 |
| 2 | 議会および市長 | 93 |

| | |
|----------------------|-----|
| (1) 役割 | 93 |
| (2) 選出方法 | 93 |
| (3) 報酬 | 96 |
| (4) 議会の運営 | 96 |
| (5) 地方自治大臣による議会の執行停止 | 97 |
| 3 首席行政官 | 98 |
| 4 コミュニティ委員会 | 99 |
| 5 企業的活動を行うための組織 | 100 |
| (1) ビジネス・ユニット | 101 |
| (2) 公律企業 | 101 |
| 第4節 地方自治体の活動例 | 103 |
| 1 地域自治体（ハミルトン・シティ） | 103 |
| 2 広域自治体（ワイカト広域自治体） | 106 |
| 3 統合自治体（オークランド） | 109 |

第3章 地方自治体の財政

| | |
|----------------------|-----|
| 第1節 地方自治体の財政構造 | 114 |
| 1 全政府における地方自治体の相対的規模 | 114 |
| 2 中央政府および地方自治体の歳入内訳 | 115 |
| 3 中央政府および地方自治体の歳出内訳 | 116 |
| 第2節 地方自治体の財源 | 118 |
| 1 資産税制度 | 118 |
| (1) 資産税制度の概要 | 118 |
| (2) 資産税の種類と課税客体 | 119 |
| ① 普通資産税 | 119 |
| ② 統一年間使用料 | 120 |
| ③ 目的別資産税 | 120 |
| ④ 水道供給目的資産税 | 120 |
| (3) 課税客体の評価 | 124 |
| (4) 非課税客体と減免措置 | 124 |
| (5) 資産税の徴収 | 126 |
| (6) その他 | 127 |
| ① 縦覧制度 | 127 |
| ② 不服申し立て | 128 |
| ③ 税額の更正 | 128 |

| | |
|---|-----|
| ④ 小額資産税の不徴収 | 128 |
| 2 借入れ制度 | 129 |
| (1) 借入れ制度の概要 | 129 |
| (2) 借入れ先 | 129 |
| (3) 借入れの制限とその指標 | 130 |
| 3 使用料および手数料等 | 132 |
| | |
| 第4章 地方自治体公務員制度 | |
| 第1節 地方自治体の職員数 | 134 |
| 第2節 地方自治体職員に関する法令 | 135 |
| 第3節 職員との雇用契約 | 136 |
| 第4節 勤務条件 | 137 |
| 第5節 任用 | 141 |
| 第6節 退職 | 143 |
| | |
| 第5章 最近の地方行政の動き | |
| 第1節 2010年地方自治体法改正 | 144 |
| 第2節 Better Local Government (2012, 2014年地方自治体法改正) | 146 |
| 1 2012年地方自治体法改正 | 147 |
| (1) 地方自治体の目的の見直し | 147 |
| (2) 財政責任に対する要件を導入 | 147 |
| (3) 地方自治体のガバナンスの強化 | 147 |
| ① 市長の権限の拡大 | 147 |
| ② 地方自治体が策定する報酬および雇用計画 | 148 |
| ③ 地方自治大臣の自治体支援(関与)の強化 | 148 |
| (4) 地方自治体の再編手続きの合理化 | 149 |
| 2 2014年地方自治体法改正 | 150 |
| (1) 開発負担金の見直し | 150 |
| (2) オークランド以外での地域委員会の設置 | 150 |
| (3) 地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス | 150 |
| (4) 住民との協議、意思決定、長期計画および年次計画 | 151 |
| (5) インフラ戦略および資産運用 | 151 |

第1編 オーストラリアの地方自治

第1章 オーストラリアおよびその政府構造の概要

第1節 オーストラリアの概要

オーストラリアは1つの大陸全体を主な国土としており、その面積は約769万km²におよぶ。これは、アラスカを除いたアメリカ合衆国とほぼ同じ大きさであり、ロシア、カナダ、米国、中国、ブラジルに次いで世界第6位である。

人口はほぼ2,300万人で、日本の約5分の1に過ぎない。また、西部大地と中央低地の大部分は乾燥地帯であるため人口は一部の地域に集中しており、大陸の沿岸部、特に南東部に占める割合が大きく、6つの州および2つの特別地域（北部特別地域、首都特別地域）の州都地域に65%以上が居住している¹。

1770年、英国人探検家ジェームズ・クックが大陸南東部に到着してイギリス領とすることを宣言した。その後、1788年1月にイギリスの犯罪者流刑植民地としてシドニー湾の植民が始まり、1803年のタスマニアから1859年のクイーンズランドに至るまで、50年以上かけて現在の6州の基礎となる6つの植民地（居留地）が設置された²。イギリスの犯罪者の移送は1868年まで続いた。

これらの6つの植民地はそれぞれイギリスから自治権を与えられていたが、1900年7月、英国でオーストラリア連邦結成法が成立し、1901年、6州から成るオーストラリア連邦が正式に発足した。

連邦発足同年の11月、連邦議会は「移民制限法」を制定した。この法に基づいた制限的な移民政策は、「白豪主義」と呼ばれた。

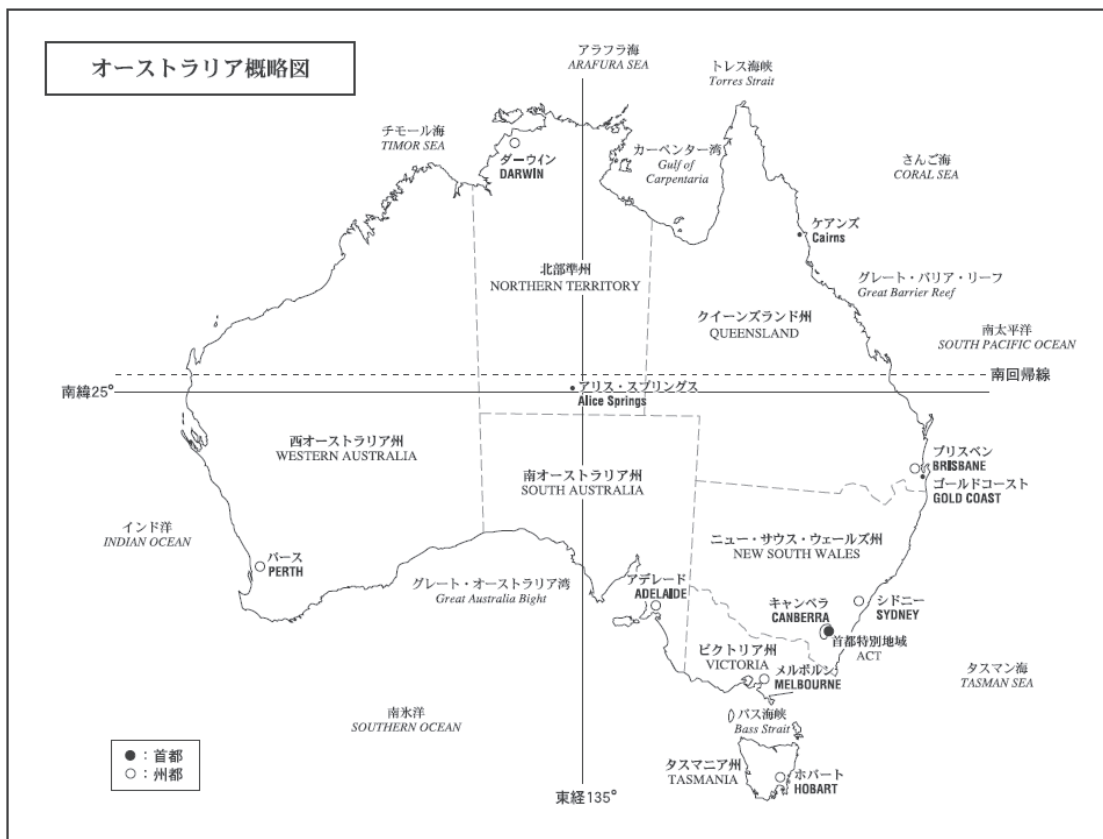
しかし、第二次世界大戦以後、アジア太平洋地域における英国の影

¹ [資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), *3218.0- Regional Population Growth, Australia, 2012-13*

² ビクトリア植民地とクイーンズランド植民地は、それぞれ1851年と1859年にニュー・サウス・ウェールズ植民地より分離。

響力の衰退や豪英間の貿易の縮小に伴い、オーストラリアは次第にアメリカや日本などのアジア太平洋諸国との関係を強化する外交政策をとり始めた。第二次世界大戦後は南欧・東欧や中東地域からの移民を、1970年代以降、特にベトナム戦争後はアジア人移民を多く受け入れるようになり、1973年には白豪主義政策を撤廃した。

こうして、多くの移民を受け入れ、多民族・多文化国家が形成されていった(図表1-2参照)。また、この移民政策と戦後のベビーブームなどにより、人口は1947年から1988年にかけて倍増し、1,600万人に達した。オーストラリアの現人口約2,300万人のうち27%が海外生まれの移民であり、その二世を含めると約50%になる。



出典：シドニー日本商工会議所「オーストラリア概要」

図表 1-1 日豪の地理的・人口統計的データの比較

| | 豪 州 | | 日 本 |
|------------------|--|---|--|
| | 全国 | ニュー・サウス・ウェールズ州 | |
| 面積 | 769 万 km ² ※ 世界第6位、日本の約 20 倍 | 80 万 km ² | 38 万 km ² |
| 位置 | 東経 113～154 度 南緯 10～ 44 度 キャンベラ：東経 149.08 度 南緯 35.18 度 | 東経 141～154 度 南緯 28～ 37 度 シドニー： 東経 151.10 度 南緯 33.55 度 ³ | 東経 123～154 度 北緯 20～ 46 度 東京： 東経 139.45 度 北緯 35.40 度 |
| 気 候 | 熱帯性気候から温帯性気候まで多様 (国土の4割弱が熱帯性) | 【シドニー】 ⁴ 平均気温： 夏 26 度 冬 17 度 年間降雨量：1,276 mm | 【東京】 平均気温： 夏 27 度 冬 6 度 年間降雨量：1,529 mm |
| 人 口 ⁵ | 2,324 万人 (2013 年9月) ※ 人口増加率：対前年 1.8% | 744 万人(豪州の 32%) (2013 年9月) ※ シドニー地域 476 万人(2013 年) ※ シドニー市のみの人口は、183,281 人(2011 年6月) | 12,727 万人 (2013 年 12 月) |
| 人口密度 | 3.0 人/km ² | 9.3 人/km ² | 334.9 人/km ² |

³ 緯度の数値は、愛媛県新居浜市(北緯 33.57、東経 133.15)とほぼ同じ。[資料] The Times, *The Index-Gazetter of the World*, 1965

⁴ ABS, *1309.0-Australian at a Glance, 2008* および ABS of Meteorology “*Sydney in 2013*”

⁵ ABS, *3101.0 - Australian Demographic Statistics, Sep 2013*, *3218.0-Regional Population Growth, Australia, 2012-13*, *3235.0 Population by Age and Sex, Regions of Australia*, ABS, *3235.0 Population by Age and Sex, Regions of Australia*, 総務省統計局人口推計

図表 1-2 オーストラリアの人口に関する情報

| | |
|--|----------------------------|
| 海外出身者人口比率 (2011年) ⁶ | 27% |
| 家庭で英語以外を主な言語とする人口比率 (2011年) ⁷ | 18% |
| 8州都地域の人口 ⁸ (2013年) | 1,534.3 万人 (全人口の 65.6%) |
| 先住民の人口 ⁹ (2011年) | 548,368 人 (全人口の 2.5%) |
| 在留邦人 (2011年10月1日現在、海外在留邦人数統計) | 74,679 人 |

図表 1-3 オーストラリア各州の面積・人口¹⁰

| 州・特別地域 | 面積 | | 人口 | |
|----------------|----------------------|-------|------|------|
| | (千 km ²) | (%) | (万人) | (%) |
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 801 | 10.41 | 744 | 32.0 |
| ビクトリア州 | 227 | 2.96 | 577 | 24.8 |
| クイーンズランド州 | 1,731 | 22.50 | 468 | 20.1 |
| 南オーストラリア州 | 983 | 12.79 | 168 | 7.2 |
| 西オーストラリア州 | 2,530 | 32.89 | 254 | 10.9 |
| タスマニア州 | 68 | 0.89 | 51 | 2.2 |
| 北部特別地域 | 1,349 | 17.54 | 24 | 1.0 |
| 首都特別地域 | 2 | 0.03 | 38 | 1.6 |

※州別人口の割合については、四捨五入の関係で合計 100 にならない。

⁶ ABS, 3412.0 Migration, Australia, 2011-12 and 2012-13, Table 9.1

⁷ ABS, 2011 Census of Population and Housing Expanded Community Profile, 2005.0 Table X05e-f

⁸ ABS, 31010DO001_201312 Australian Demographic Statistics, Dec 2013, Table 5

⁹ ABS, 2075.0 Census of Population and Housing - Counts of Aboriginal and Torres Strait Islander Australians, 2011

¹⁰ 人口の数値は 2013 年現在。〔資料〕 ABS 3101.0 Australian Demographic Statistics, Sep 2013

図表 1-4 オーストラリアの歴史¹¹

| | |
|-----------------|--|
| 紀元前約 4～6 万年 | 先住民アボリジニがオーストラリアに移住。 |
| 1770 年 | 英国人探検家ジェームズ・クックがボタニー湾に到着。 |
| 1788 年 | イギリスおよびアイルランドから最初の白人入植者が到着し、シドニーに植民地を築く。新しい植民地建設のために多くの囚人が労働力としてイギリスから送り込まれる(～1868 年)。 |
| 1827 年 | イギリスが、オーストラリア全体統治を初めて公式に表明。 |
| 1840 年 | 最初の地方自治体としてアデレード市が発足。 |
| 1841 年 | ニュージーランドがニュー・サウス・ウェールズから分離。 |
| 1842 年 | シドニー市およびメルボルン市設置。 |
| 1850 年 | 最初の大学、シドニー大学創立。 |
| 1850 年頃～1860 年頃 | 金採掘のため、多くの国から移民が流入。 |
| 1865 年 | 日本への輸出が記録される(石炭)。 |
| 1880 年代～1890 年代 | 日本(主に和歌山県)から真珠採りの潜水夫が西オーストラリア州北部のブルームなどに移住。 |
| 1896 年 | タウンズビルに日本領事館開設。 |
| 1901 年 | 連邦国家成立。アジア移民の受け入れ停止。 |
| 1908 年 | 首都としてキャンベラを選定。将来の連邦議会の場所として選ばれる。(キャンベラが正式に首都と呼ばれるようになったのは 1913 年) |
| 1914～1918 年 | 第一次世界大戦参戦。 |
| 1927 年 | 連邦議会がメルボルンからキャンベラに移される。 |
| 1939～1945 年 | 第二次世界大戦参戦。ドイツ、イタリア、日本と戦う。(1942 年 日本軍がダーウィン、タウンズビル、ブルーム、シドニー湾を攻撃) |
| 1947 年 | 戦後ヨーロッパの難民の受け入れ開始。(1947 年から 1952 年までの間で 20 万人弱) |
| 1952 年 | 日豪間に外交関係樹立(豪、サンフランシスコ平和条約に調印)。 |
| 1956 年 | メルボルンでオリンピック開催。 |
| 1957 年 | 日豪通商協定締結。 |
| 1967 年 | アボリジニの選挙権が認められる。 |
| 1973 年 | 白豪主義政策の廃止。 |
| 1986 年 | 憲法上イギリスから分離。 |
| 1988 年 | 入植 200 年記念祭。 |
| 1999 年 | 東チモールに豪州治安維持軍派遣。共和制移行の是非を問う憲法改正国民投票が行われるが否決される。 |
| 2000 年 | シドニーオリンピック開催。 |

¹¹ [資料] 在シドニー日本国総領事館「豪州及び NSW 州の概況」(2003 年 4 月) P.2 およびシドニー日本商工会議所「オーストラリア概要 (2013/14)」

| | |
|--------|---|
| 2001 年 | 連邦結成 100 周年。 |
| 2006 年 | 2006 年日豪交流年。 |
| 2007 年 | 資源ブームに乗って好調な経済が続き、インフレが進行。 |
| 2012 年 | ギラード首相が「アジアの世紀におけるオーストラリア白書」を発表。 |
| 2013 年 | 2013 年日豪観光交流年。日本を訪れたオーストラリア人の数が年間 24 万人を超え、過去最高に。 |

第2節 オーストラリアの政府構造

オーストラリアは、英国女王エリザベス二世を元首とする立憲君主国である。オーストラリア憲法（以下、連邦憲法）は、王権を代行する連邦総督に議会の開会・休会・解散権、議会を通過した法案に対する承認・拒否・修正要求権、行政の執行権、閣僚の任命権、国軍の指揮権などを与えている¹²。しかし、これらの権限を連邦総督が行使することは稀で¹³、実際は慣習法に従って連邦議会や内閣¹⁴が行使している。

連邦議会は上院と下院の二院制であり、それぞれの議員数は上院議員 76 名、下院議員 150 名である¹⁵。上院の任期は、6 年（ただし、特別地域からの選出議員は 3 年）であり、3 年ごとに州・特別地域単位の大選挙区移譲式比例代表制選挙によって半数の議席（特別地域は全議席）が改選される。下院の任期は 3 年¹⁶であり、小選挙区単位の優先順位付投票制を採用している。

政府構造は、連邦、州（特別地域を含む）¹⁷および地方自治体からなる三層制である。このうち第二層の州政府は、日本の都道府県と比べると非常に強い権限を持っているが、それは連邦制が成立した経緯に由来している。

前述のとおり 1859 年までに英国によりオーストラリアに 6 つの植民地が設置されたが、これらの植民地において囚人ではない自由移民の割合が増加するにつれ、植民地の自治を求める運動が強まった。そして、1890 年には全ての植民地が自治権を獲得するに至った。その

¹² それぞれ、Commonwealth of Australia Constitution Act 1900（以下、オーストラリア連邦憲法）第 5 条および 28 条、第 58 条、第 61 条、第 64 条、第 68 条参照。

¹³ 1975 年 11 月、ジョン・カー連邦総督がゴフ・ウィットラム首相を解任したのはこの例外と言える。

¹⁴ 閣僚は、常時閣議に参加する閣内大臣および関連する議題が取り上げられた際に参加する閣外大臣からなる。現在では、30 名の閣僚のうち 19 名が閣内大臣、11 名が閣外大臣である（2014 年 7 月現在）。

¹⁵ 議員数は、2014 年 7 月現在の数字。

¹⁶ 選挙後初めて召集される議会の日から起算されるが、解散により実際の任期はそれより縮まる場合が多い。

¹⁷ この編では、以降、特別に規定しない限り、州と特別地域を総称して「州」と呼ぶ。

後各植民地は独自の歩みを展開していたが、植民地間の関税障壁など経済活動の阻害要因を除去すること、および、軍隊の保持や郵便・通信制度の運営上の非効率を解消することなどから、統一国家形成の必要性を認識することとなり、1901年に連邦国家を成立させた。この際、各植民地はその機能の一部を連邦政府に移譲したものの、多くの機能は新設された州政府が継承した。

このような経緯から、連邦政府の権限は連邦憲法に記載されたものに限られる。それらの権限には、関税・消費税の課税、硬貨の製造など連邦政府のみが行使し得る「専属的権限」と関税・消費税以外の課税、社会福祉など連邦政府も州政府も行使し得る「共管的権限」がある（各層政府の権限は、図表 1-6 参照）。一方、州政府の権限は連邦憲法上「連邦政府の権限を除き、連邦成立前から有していた植民地政府の権限の全ては州政府が受け継ぐ¹⁸」と規定されており、具体的には警察、学校教育、病院、土地利用、地域開発、農業、鉱業など、広範に渡っている。

地方自治体は、各州の地方自治体法により存立するが、その権限は日本の市町村と比べると非常に限られている。具体的には、地方道路、上下水道など日常生活関連のインフラ整備と、ごみ収集など生活環境関連サービスが中心となっている。

¹⁸ オーストラリア連邦憲法第 107 条参照。

図表 1-5 連邦政府およびニュー・サウス・ウェールズ州政府の
基本構造¹⁹

| | オーストラリア連邦政府 | ニュー・サウス・ウェールズ州政府 |
|------|--|---|
| 立法府 | <p>二院制議会</p> <p><議席数></p> <p>上院：76名 (6州各12名、2特別地域各2名) 〔内訳〕保守連合33名(自由党27名、国民党5名、地方自由党1名)、労働党25名、グリーン党10名、その他8名(2014年7月現在)</p> <p>下院：150名 〔内訳〕保守連合90名(自由党74名、国民党15名、地方自由党1名)、労働党55名、その他5名(2014年7月現在)</p> <p><任期></p> <p>上院：6年(特別地域は3年) 下院：3年</p> | <p>二院制議会</p> <p><議席数></p> <p>上院：42名 〔内訳〕保守連合19名(自由党12名、国民党7名)、労働党14名、グリーン党5名、その他4名(2014年7月現在)</p> <p>下院：93名 〔内訳〕保守連合69名(自由党50名、国民党19名)、労働党21名、その他3名(2014年7月現在)</p> <p><任期></p> <p>上院：8年 下院：4年</p> |
| 行政府 | <p>形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2013年9月以降保守連合政権 (2014年7月現在)</p> | <p>形式的には立憲君主制 実質的には議院内閣制 ※2011年3月以降保守連合政権 (2014年7月現在)</p> |
| 司法制度 | <p>連邦最高裁判所および連邦裁判所 連邦最高裁判所は、連邦裁判所または州の最高裁判所からの上訴を取扱う最終裁判所である。</p> | <p>簡易裁判所、地方裁判所、最高裁判所の三層構造</p> |

¹⁹ Parliament of Australia ウェブサイト http://www.aph.gov.au/Senators_and_Members
Commonwealth Electoral Act 1918 第42条, Parliament of NSW ウェブサイト
<http://www.parliament.nsw.gov.au/prod/web/common.nsf/key/MemberStatistics>
Electoral commission NSW ウェブサイト
https://www.elections.nsw.gov.au/about_elections/Elections_for_each_level_of_government/state

図表 1-6 各層政府の権限²⁰

| 連 邦 | | 州・特別地域 ²¹ | | 地方自治体 |
|--|--|---|--|--|
| 専属的権限 | 共管権 ²² | その他の権限 | | |
| 連邦憲法に規定されている、連邦に専属する権限 ²³ | 連邦憲法に規定されている、連邦政府と州政府が行使し得る権限 ²⁴ | 専属的権限・共管権以外の権限（州政府のみが行使し得る権限） | | 各州がそれぞれの地方自治体法により地方自治体に付与した権限 |
| 〈例〉 ・関税・消費税の課税 ・硬貨製造 ・連邦憲法改正の発議 など | 〈例〉 ・関税・消費税以外の課税 ・防衛 ・外交 ・社会福祉 ・年金 ・郵便制度 ・度量衡制度 ・銀行運営 ・保険運営 ・著作権制度 など | 〈例〉 ・警察 ・消防 ・救急 ・公立学校 ²⁵ ・公立病院 ・環境保全 など | | 〈例〉 ・地方道整備 ・山火事対策 ・公衆衛生 ・児童保育 ・ごみ収集 ・建築確認 ・土地利用計画 など |

²⁰ [資料] 久保田治郎編著「オーストラリア地方自治体論」（ぎょうせい、1998年）P.6, 7; オーストラリア連邦憲法

²¹ 首都キャンベラでは、首都特別地域政府が州政府および地方自治体の機能を果たしている。

²² 権限行使に関し、連邦政府と州政府で競合したときは連邦政府の権限が優先する（オーストラリア連邦憲法第109条）。

²³ オーストラリア連邦憲法第90条、第115条参照。

²⁴ オーストラリア連邦憲法第51条参照。

²⁵ ニュー・サウス・ウェールズ州は、義務教育を6歳以上15歳未満と定める（NSW Education Act 1990 No.8 第21B条）。*日本語学習者 296,672人（全豪）（国際交流基金2012年度日本語教育機関調査）

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

2014年7月現在、562の地方自治体が存在する。州ごとの内訳は図表2-1のとおりである。

地方自治体の名称は州により異なる。都市部の地方自治体は、シティまたはタウン、農村部の地方自治体は、シャイアまたはディストリクトと称されることが多い。行政組織としての地方自治体を示す場合、これらの名称にカウンシルを付けて、「〇〇シティ・カウンシル」、「△△シャイア・カウンシル」などと呼ばれる¹。

図表 2-1 州別地方自治体数²

| 州・特別地域 | 地方自治体数 |
|------------------------|--------|
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 152 |
| ビクトリア州 | 79 |
| クイーンズランド州 | 77 |
| 南オーストラリア州 | 68 |
| 西オーストラリア州 ³ | 140 |
| タスマニア州 | 29 |
| 北部特別地域 | 17 |
| 合計 | 562 |

¹ カウンシルとはもともと地方自治体の議会のことで、狭義のカウンシルは議会のことを指す。タスマニア州においては、都市部・農村部を問わず全ての地方自治体が単に「□□カウンシル」または「××シティ・カウンシル」と称される。ニュー・サウス・ウェールズ州においても、基本的にはカウンシルの名称の中に「シャイア」を用いない（Local Government Act 1993（以下、地方自治体法）第221条）。ただし、この条項制定（93年）以前から地方自治体名の中に「シャイア」などが含まれていた場合それらを名称に用いることができる（地方自治体法 Schedule 8 Part 2, 6）ため、現在はそれらをその名称に含んでいるカウンシルが多い。

² 首都特別地域に地方自治体は存在しない。また、地方自治体数には、アボリジニ（オーストラリアの先住民）のコミュニティを基礎とする自治団体（コミュニティ・カウンシル）を含む。〔資料〕各州地方自治体協会ウェブサイト

³ 西オーストラリア州は、州内138自治体およびクリスマス島自治体、ココス諸島自治体を含む。

地方自治体の面積には、大きな差異がある。面積が最も小さい地方自治体は西オーストラリア州のペーパーミント・グローブであり、その行政区域はわずか約1 km²である。これに対し、面積が最も大きい地方自治体は同州イーストピルバラの37万1,200km²であり、これはビクトリア州全域(22万7,416 km²)よりも広く、日本の面積とほぼ同じである。

地方自治体の人口にも大きな差異があり、小さい地方自治体では100人に満たない一方、最も大きい地方自治体ブリスベンでは100万人を超える。ただし、地方自治体の人口は1万人以下であることが多い。

図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体⁴

| | オーストラリア | | 日本 | |
|----|--|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| | 最大 | 最小 | 最大 | 最小 |
| 人口 | 109万人 ブリスベン (クイーンズランド州) | 75人 マラリング・ティアルトウジャ (南オーストラリア州) | 371万人 横浜市 (神奈川県) | 164人 青ヶ島村 (東京都) |
| 面積 | 37万 km ² イーストピルバラ (西オーストラリア州) | 1.07km ² ペーパーミント・グローブ (西オーストラリア州) | 2,178km ² 高山市 (岐阜県) | 3.47km ² 舟橋村 (富山県) |

⁴ 2014年現在。〔資料〕ABS, 1379.0.55.001 - National Regional Profile, 2008 to 2012 - NRP, Energy and Environment, LGA, 2008-2012, 3235.0 Population by Age and Sex, Regions of Australia および「平成25年版全国市町村要覧」(第一法規)

第2節 地方自治体合併

1990年代初頭から、タスマニア州、ビクトリア州、南オーストラリア州の3州は、地方行政改革の一環として、地方自治体の大規模な合併を実施した⁵。タスマニア州は、州地方自治体法を大幅に改正するとともに、合併の調整のために州政府と州地方自治体協会が合同委員会を設置した。南オーストラリア州では、連邦と州政府の資金援助のもとに地方自治体が自発的に合併を行った。一方、ビクトリア州では、州政府が地方自治体の議会を解散して新たな地方自治体を設置し、州政府主導で合併を行った。

2003年には、ニュー・サウス・ウェールズ州において、州政府により合併が促され、結果的に2005年までに20の地方自治体数が減少した⁶。

2000年代後半になると、クイーンズランド州と北部特別地域、西オーストラリア州において地方自治体の合併が行われた⁷。いずれの州も州政府主導で進められたものであるが、西オーストラリア州においては特に自治体の任意に任せていた⁸。

なお、2015年1月現在、ニュー・サウス・ウェールズ州と西オーストラリア州で新たな自治体再編の議論が進められている。

⁵ タスマニア州は、1993年に地方自治体数を46から29へ、ビクトリア州は1994年に210から78へ、南オーストラリア州は1996から1998年にかけて122から69へと削減した。

⁶ [資料] Local Government Advisory Board, *Local Government Structural and Electoral Reform in Western Australia, Ensuring the Future Sustainability of Communities* April 2006. P.50

⁷ 北部特別地域は2006から2008年にかけて61から16へ、クイーンズランド州は2007から2008年にかけて地方自治体数を157から73へと削減した。その後、自治体分離などを経て図表2-3のとおりとなっている。

⁸ [資料] Local government reform in the Northern Territory: *reforming the governance of service delivery and the view from the Barkly*, P.1および Centre for Local Government, UNE, *Historical Evolution of Local Government Amalgamation in Queensland, the Northern Territory and Western Australia* P.2-3,9,14

図表 2-3 各州の地方自治体数の変遷⁹

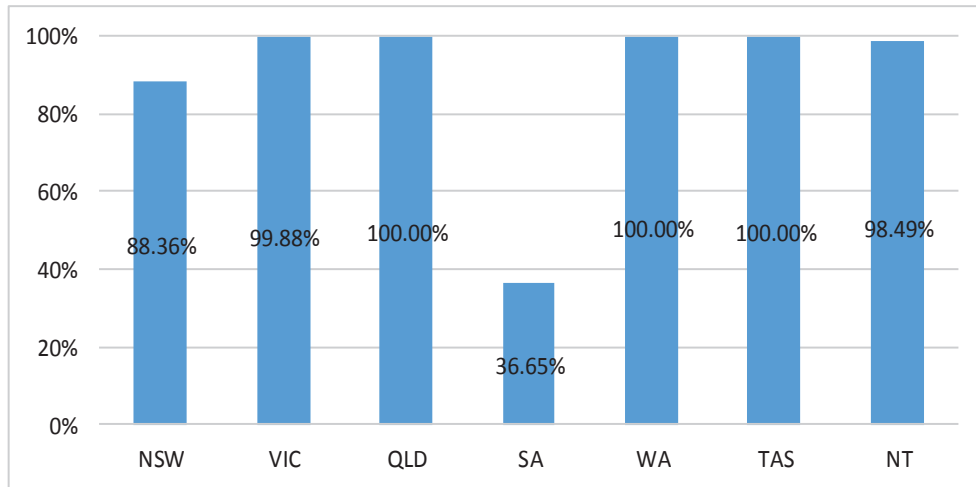
| 州名 | 地方自治体数 | | | | |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 1910年 | 1990年 | 2000年 | 2003年 | 2014年 |
| ニュー・サウス・ウェールズ州 (NSW) | 324 | 176 | 174 | 172 | 152 |
| ビクトリア州 (VIC) | 206 | 210 | 78 | 79 | 79 |
| クイーンズランド州 (QLD) | 164 | 134 | 157 | 125 | 77 |
| 南オーストラリア州 (SA) | 175 | 122 | 68 | 68 | 68 |
| 西オーストラリア州 (WA) | 147 | 138 | 142 | 144 | 140 |
| タスマニア州 (TAS) | 51 | 46 | 29 | 29 | 29 |
| 北部特別地域 (NT) | 0 | 22 | 69 | 63 | 17 |
| 合計 | 1,067 | 848 | 717 | 680 | 562 |

また、図表 2-4 が示すとおり、クイーンズランド、西オーストラリア、タスマニアの 3 州では地方自治体の区域は州全域に及ぶが、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、南オーストラリアの 3 州と北部特別地域では、砂漠地帯など人口が希薄なため地方自治体が設置されていない地域も多い。

なお、北部特別地域では、2003 年時点では総面積のわずか 5 % に地方自治体が設置されていたが、2008 年の地方自治体改革により、98% が地方自治体の管轄区域となった。

⁹ [資料] 自治体国際化協会「オーストラリアとニュージーランドの地方自治 2004 年版」および ACELG, *Australian Mayors: What Can and Should They Do? September 2012* P.12

図表 2-4 各州の領域に占める地方自治体の区域の割合¹⁰

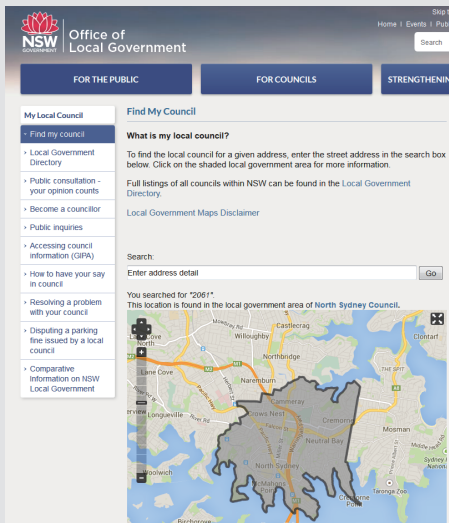


¹⁰ 2014 年現在。〔資料〕 ABS, 1379.0.55.001 - National Regional Profile, 2008 to 2012
NRP, Energy and Environment, LGA, 2008-2012

参考 自分はどの地方自治体管轄地域に住んでいるのか？

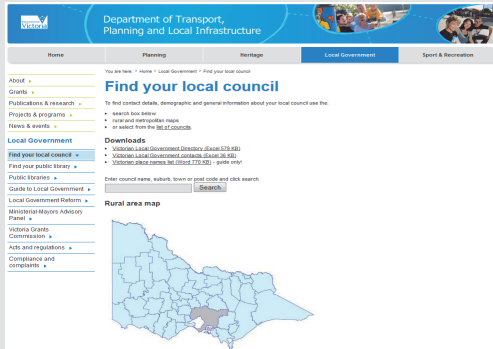
日本とは異なり、オーストラリアの地方自治体名は住所に表記されない。住民票制度がなく、日本のように転居時に役所に行く必要もない。従って、選挙登録をしない限り、自分がどこの地方自治体の管轄下にあるのか知らないまま生活を送っているということも起こりうる。

自分がどの地方自治体に属しているかは、州政府の該当省庁（例えばニュー・サウス・ウェールズ州では首相内閣省、ビクトリア州では交通計画地域インフラ省）やオーストラリア選挙委員会のウェブサイトで検索することができる。



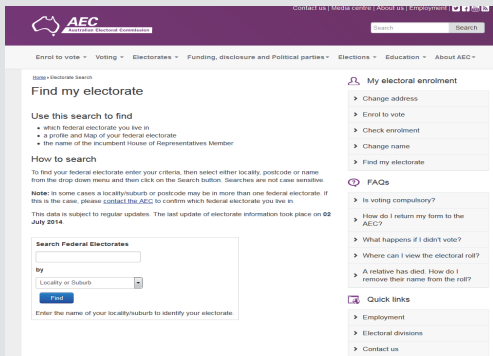
NSW 州首相内閣省地方自治局

郵便番号や地区名または住所を入力して検索する



VIC 州交通計画地域インフラ省

郵便番号や地区名などを入力して検索するほか、地図からも検索できる



オーストラリア選挙委員会

郵便番号や地区名、選挙区のいずれを入力して検索する

第3節 地方自治体の権限および事務

1 地方自治体の権限

地方自治体の機構、権限および責任の範囲は地方自治体法など各州の法令が規定している。例えば、地方自治体は区域内の建築物や地域開発などを規定するための独自の条例を州の法令に従い制定することができ、州政府がその制定を認可する。

また、ほとんどの州の地方自治体法は、地方自治体議会の解散や地方自治体の合併（地方自治体領域の変更）¹¹を行う権限とともに、通常業務の執行のために地方行政官¹²を任命する権限を州に与えている。

参考 議会解散権・地方自治体合併権の行使例

議会解散権および地方自治体合併権の行使例は、以下のとおりである。

【議会解散権行使例】

- ・ 地方自治体の汚職事件が発生した時
〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州ワリング・カウンシル、1965 および 1985 年〉
- ・ 職員人事や開発事業への介入、職員に対する個人攻撃など、議員による規範を逸する行為が横行し、議会としての責務を果たしていないと判断された時
〈例：同州、1999 年 8 月〉

【地方自治体合併権行使例】

- ・ 人口 400 人足らずの小規模地方自治体で、財政的に公共サービスの維持が難しく、議会も本来の機能を失っており、他の地方自治体との合併の推進が必要であると判断された時
〈例：同州、2000 年 2 月〉
- ・ 地方行政改革（地方自治体合併）の推進にあたって、全州的に行使された時
〈例：ビクトリア州、1994 年〉
- ・ 州政府が推進している合理化のための地方自治体合併にカウンシルが合意しなかった時
〈例：ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー・シティ・カウンシルおよびサウス・シドニー・カウンシル、2004 年〉

¹¹ ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、地方自治体法第 218A 条に規定される。なお、事前に公聴会を開くことが求められるケースもある。

¹² Administrator または Commissioner。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、地方自治体法 Division 6 に規定されている。

2 地方自治体の事務

地方自治体の事務は、しばしば『3つのR』—道路 (Road)、資産税 (Rate)、ごみ処理 (Rubbish)—に例えられてきた。これは、かつて地方自治体が資産税を徴収し、納税者への対価サービスとして道路建設やごみ処理などの日常生活関連の事業を行うために設置された団体であったことに由来している。

地方自治体の事務は、各地方自治体により相当差があるものの、概して都市部の地方自治体では農村部の地方自治体より広範囲に及んでいる。各地方自治体は、州地方自治体法の定める範囲内でその規模や地域性に応じた様々な施策を行っている。以下にその一例を示す。

図表 2-5 地方自治体の事務の例¹³

- **エンジニアリング(都市計画・維持管理)**
公共施設の計画、建設、維持管理 (例:道路、橋梁、歩道、下水道、清掃、ごみ収集・処理)
- **都市開発の許認可**
- **建築物**
検査、許可、認証、規制
- **管理運営**
飛行場、採石場、墓地、駐車場
- **レクリエーション**
ゴルフ場、プール、運動場、レクリエーションセンター、公民館、売店、キャンプ場
- **衛生**
水質検査、食品検査、予防接種、公衆便所、騒音規制、食肉検査、動物管理
- **コミュニティ・サービス**
児童福祉、高齢者介護サービス・住宅施設、避難所、食事宅配サービス、カウンセリング、生活保護
- **文化・教育**
図書館、美術館、博物館

¹³ [資料] National Office of Local Government, Department of Transport and Regional Services, *Local Government National Report 2010-11*, P.4

地方自治体の事務内容は土木関連が多いが、近年の社会・環境問題に対処するため、都市計画、建築規制、コミュニティ・サービスの分野に重点を置く地方自治体が増えている。また、都市部の地方自治体では、文化イベントや美術館、劇場の文化施設の充実といった芸術やアートに力を入れるところが多い。

一方で、多くの地方自治体が行政コストの効率化を図るため、ごみ収集や清掃業務、レクリエーションセンターや保育園の運営および高齢者への在宅福祉などのサービスを外部委託する試みを始めている。

電気、上下水道や公営バスなどの公営事業の運営については、州によって事業主体が異なっている。電気事業と公営バス事業は、基本的に州政府が主体となって運営しており、上下水道事業は、州政府および地方自治体が役割を分担して運営している。(図表 2-6 参照。)

図表 2-6 各州の電気・上下水道・公営バスの事業主体¹⁴

| 州名 | 電気(配電) | 上下水道 | 公営バス(州都) |
|----------------|----------------------|-------------------------|-----------|
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 州政府 | 州公社・地方自治体 ¹⁵ | 州政府 |
| ビクトリア州 | 民間 | 州公社 | 州政府が民間に委託 |
| クイーンズランド州 | 州政府 | 州公社・地方自治体 ¹⁶ | 州政府 |
| 南オーストラリア州 | 民間 | 州公社・地方自治体 ¹⁷ | 州政府 |
| 西オーストラリア州 | 州政府 | 州公社・地方自治体 ¹⁸ | 州政府 |
| タスマニア州 | 州政府 | 地方自治体共同設立公社 | 州政府 |
| 首都特別地域 | 州政府と民間 ¹⁹ | 州政府 | 州政府 |
| 北部特別地域 | 州政府 | 州政府・地方自治体 | 州政府 |

¹⁴ [資料] 各州政府ウェブサイト、Australian Energy Regulator ウェブサイト <http://www.aer.gov.au/node/23147>

¹⁵ 州営企業の Sydney Water Corporation と Hunter Water Corporation がそれぞれシドニー市周辺およびニュー・キャッスル市周辺に上下水サービスを供給。その他の地域は地方自治体が主体となり運営する。

¹⁶ 末端給水事業は自治体が行う。

¹⁷ 遠隔地など一部地域では自治体等が水道事業を行う。

¹⁸ 遠隔地など一部地域では自治体等が水道事業を行う。

¹⁹ 首都特別地域 (ACT) 政府が運営する ACTEW が水、排水、電気およびガスの設備と資産を所有しており、配電は ACTEW と民間の共同事業体において運営、上下水道は ACTEW のみが運営している。

参考 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法における事務の種類

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体法は地方自治体の事務を以下の6つの機能に分類し、それぞれを条文の中で規定している²⁰。

《ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体の機能》

| 機能 | 内容 |
|--------|--|
| サービス機能 | 公衆衛生、娯楽施設、教育・情報の提供、環境保護、ごみ処理、産業・観光の振興および助成など |
| 規制的機能 | 認可、命令、建築許可など |
| 補助的機能 | 土地収用、立入り検査など |
| 歳入機能 | レイト課税、料金・罰金徴収、借入金、投資など |
| 管理機能 | 職員雇用、運用計画、会計報告、年次報告書など |
| 統制機能 | 法令違反への処分、起訴など |

地方自治体の機能は、地方自治体法以外の州法も多く規定しており、州政府の関係部局の監督を受けている。その法令の一部を参考までに下記に示す²¹。

- 海岸保護法 (Coastal Protection Act)
- 消防隊法 (Fire Brigades Act)
- ヘリテージ法 (Heritage Act)
- 図書館法 (Library Act)
- ペット法 (Companion Animals Act)
- 道路法 (Roads Act)
- 不動産譲渡法 (Conveyancing Act)
- 食品法 (Food Act) など

²⁰ 地方自治体法第 21 条

²¹ 地方自治体法第 22 条

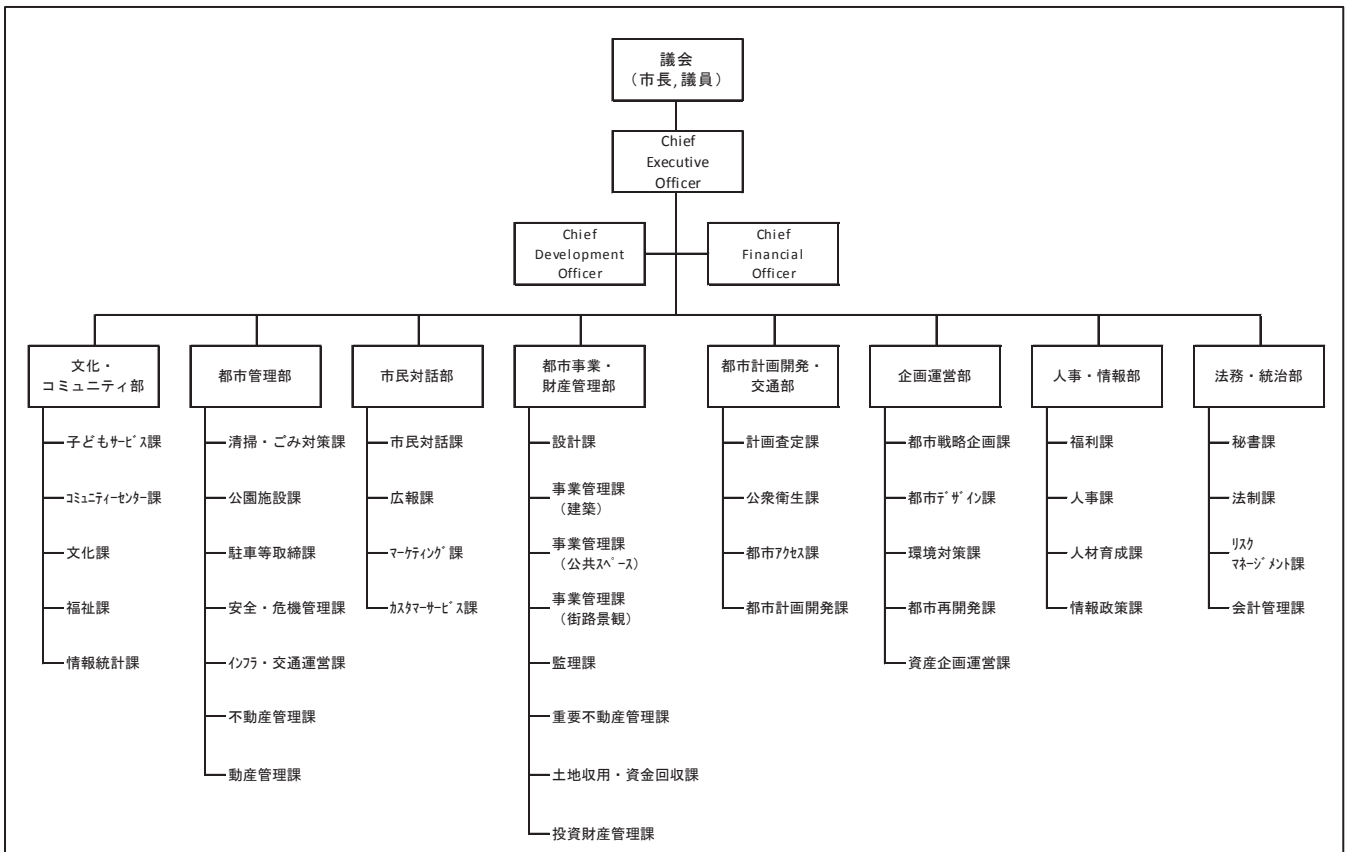
第4節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

市町村長は議会の議長であり、対外的に地方自治体を代表している。また、非常勤である場合が多い。

地方自治体の行政組織の一例として、シドニー市の行政機構図を示す。

図表 2-7 シドニー市行政機構図²²



²² City of Sydney 「Operational Plan 2012-13」

2 議会

(1) 役割

議会の主な役割は、以下のとおりである。

- ・ 地方自治体の重要な問題に関し、政策決定を行うこと
- ・ 地方自治体の歳入歳出予算を決定し、決算を認定すること
- ・ 連邦政府、州政府および他の地方自治体との協議を行うこと
- ・ 住民の請願を処理すること
- ・ 首席行政職員（CEO またはジェネラル・マネージャー）を任命し、その職務遂行を監督すること

議会は、借入れ、資産税率決定などの権限を除き、特定の権限について首席行政職員や自ら設置した委員会などに事務を委任することができる²³。これに従い、土木、都市計画、環境や施設管理などの委員会を設置し、その権限の一部を委任している。

また、議会は審議を毎月 1 回など定期的に行い、原則として住民に公開する。議員は、自らの金銭上の利害に関わる事項についての審議には参加できない²⁴。

(2) 議長（市町村長）

議会の審議を主宰する議長は市町村長を兼ねており、対外的に地方自治体を代表する。その名称は、主にロード・メイヤー、メイヤー、プレジデント、チェアパーソンの 4 種類あるが、それぞれの権限に差異はない。ロード・メイヤーはシドニー市、メルボルン市、ブリスベーン市など州都の市長²⁵、メイヤーは都市部地方自治体の市長、プレジデントおよびチェアパーソンは農村部地方自治体の町村長であることが多い。

²³ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 377 条、ビクトリア州地方自治体法第 86 条、タスマニア州地方自治体法第 22 条など。

²⁴ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 451 条など。

²⁵ ニュー・サウス・ウェールズ州のみ他の地域（ニュー・キャッスル市、パラマタ市、ウロンゴン市）の市長にロード・メイヤーを用いている。

議長（市町村長）の選出方法は、住民による直接選挙（公選）と議員による間接選挙（互選）に分かれる（図表 2-8 参照）。各地方自治体がいずれかの方法を任意に選択できるとする州もあるが、選出方法の変更については住民投票にかける必要がある²⁶。

図表 2-8 議長の選出方法²⁷

| 州・特別地域 | 議長の選出方法 ²⁸ | 任 期 |
|----------------|-----------------------|-------------|
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 公選または互選 | 公選：4年、互選：1年 |
| ビクトリア州 | 互 選 ²⁹ | 1年 |
| クイーンズランド州 | 公 選 | 4年 |
| 南オーストラリア州 | 公選または互選 | 4年 |
| 西オーストラリア州 | 公選または互選 | 4年 |
| タスマニア州 | 公 選 ³⁰ | 4年 |
| 北部特別地域 | 公選または互選 | 4年 |

（3）議員

オーストラリアの地方自治体の議員定数は、日本の市町村に比べ格段に少なく³¹、地方自治体の種類ごとに様々である³²。例えばニュー・サウス・ウェールズ州では5名以上15名以下、ビクトリア州では5名以上12名以下と地方自治体法が定数を定めており³³、その範囲で議会または担当大臣が決める。ただし、タスマニア州では地方自治体法が、クイーンズランド州では州の規則が各地方自治体の定数を規定し

²⁶ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第16条(b)参照。

²⁷ [資料] 各州地方自治体法

²⁸ 特定の市の市長は、必ず公選であるとしている州法もある。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州ではシドニー市長を必ず公選としている。[資料] City of Sydney Act 1988 第23条

²⁹ メルボルン市およびグレーター・ジーロング市のみ公選で、任期は4年。

³⁰ 立候補者がいないときのみ互選。

³¹ 平均10人未満。[資料] Australian Local Government Association ウェブサイト <http://alga.asn.au/?ID=42>

³² 主な地方自治体の議員定数：シドニー市10名、メルボルン市11名、ブリスベン市27名など（各数値は市長・副市長含む）。なお、シドニー市は市長が議員としても当選する必要があるが、メルボルン市とブリスベン市はそれを要していない。

³³ それぞれ、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第224条およびビクトリア州地方自治体法第5B条。

ており³⁴、また、北部特別地域では地方自治体法に規定がなく、各地方自治体の議会が個別に定めているものの、州政府による承認が必要とされる。議員の任期は州ごとで定められているがいずれの州も4年である。改選の方法については2年ごとに半数改選する西オーストラリア州を除き、議員全員を一度に改選する。(各州地方自治体の定員数と任期は、図表2-11を参照。)

地方自治体議員数は、約6,600人である。議会における男女比率では男性が多く、例えば2012年時点でのニュー・サウス・ウェールズ州の地方議員約1,400人のうち女性議員は27%³⁵である。議員の年齢層は50、60歳代が約6割を占め、40歳代(19%)、30歳代(9%)と続く。職業別では専門職が25%で最も高い割合となっており、続いて自営業者、農業、退職者、管理職の順となっている。

議員には議員活動にかかる経費として報酬が支給される。この支給額は地方自治体により相当の差がある。報酬額は議会自らが決定するが、その上限と下限は州政府が定めている。ニュー・サウス・ウェールズ州の場合は、州地方自治省に設けられた「地方自治体報酬審査会³⁶」が1年に1回、議員および議長の報酬額の上下限を定め、議会が決定している³⁷。

³⁴ それぞれ、タスマニア州地方自治体法第25条とSchedule3、クイーンズランド州 Local Government Regulation 2012 Schedule 1。

³⁵ [資料] Office of Local Government, NSW Government, “NSW Councillor and Candidate Report 2012”

³⁶ Local Government Remuneration Tribunal

³⁷ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第241条および第248条

図表 2-9 ニュー・サウス・ウェールズ州の
 地方自治体議員および議長の報酬（2014 年度）³⁸

（単位：豪ドル）

| Category (級) ³⁹ | 地方自治体議員報酬 | | 議長(市町村長)手当 ⁴⁰ | |
|-------------------------------|-----------|--------|--------------------------|---------|
| | 最低額 | 最高額 | 最低額 | 最高額 |
| 主要都市 | 24,430 | 35,820 | 149,460 | 196,660 |
| 大都市 | 16,280 | 26,880 | 34,600 | 78,300 |
| 都市部 A | 16,280 | 26,880 | 34,600 | 78,300 |
| 都市部 B | 12,210 | 22,800 | 25,950 | 60,580 |
| 都市部 C | 8,130 | 17,930 | 17,310 | 39,110 |
| 地方部(中核) | 8,130 | 17,930 | 17,310 | 39,110 |
| 地方部(その他) | 8,130 | 10,740 | 8,640 | 23,440 |
| 事務組合(水道) | 1,620 | 8,960 | 3,460 | 14,710 |
| 事務組合(その他) | 1,620 | 5,360 | 3,460 | 9,780 |

³⁸ [資料] Local Government Remuneration Tribunal, *Report and Determinations of the Local Government Remuneration Tribunal Under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 24 April 2014, P.11

³⁹ 主要都市にシドニー、大都市にニュー・キャッスル、パラマタ、ウロンゴン、都市部 A にブラックタウン、ペンリスが分類される。その他 146 自治体は都市部 B 以下 4 つに分類される。また、14 の事務組合（カウンティ・カウンスルと呼ばれ、広域行政を目的に複数の地方自治体による代表議員で構成される事務組合のこと）も分類される。[資料] Local Government Remuneration Tribunal, *Report and Determinations of the Local Government Remuneration Tribunal Under Sections 239 and 241 of the Local Government Act 1993*, 24 April 2014, P.8-10

⁴⁰ 議長（市町村長）には、議員報酬に加えて議長手当が支払われる。

第5節 地方自治体の州組織・全国組織

1 地方自治体協会

「全豪地方自治体協会（ALGA⁴¹）」は、各州および北部特別地域にある「地方自治体協会⁴²」の連合体であり、1947年に発足した。地方自治体の役目も担う首都特別地域も2001年から加わっている。地方自治体の政府としての役割を拡大すること、連邦政府に対して地方自治体を効果的に代弁すること、国民に対する地方自治体の評判を高めることなどを目標として掲げている。また、同協会はその所属団体に対し、地方自治体に影響を及ぼす全国的な課題、政策、市場動向に関する情報の提供、「オーストラリア政府間協議会（COAG）（後述）」を始めとした全国的団体への参加・代弁、連邦省庁との折衝などを行っている。

2 地方自治体管理者協会

「全豪自治体管理者協会（LGMA⁴³）」は、オーストラリアの地方自治体管理者による集合体であり、1936年に発足した。各州にある「地方自治体管理者協会⁴⁴」の連合体である。地方自治体の専門的なマネジメントの向上に寄与する。地方自治体協会と同様、全国的団体への代弁を行うほか、地方自治体に対して研修なども行う。

3 オーストラリア政府間協議会

「オーストラリア政府間協議会（COAG⁴⁵）」は、1992年に発足した連邦政府・州政府・地方自治体間で協議を行うための機関である。その構成員は、連邦政府首相、各州・特別地域首相、および、全豪地方自治体協会会長であり、議長は連邦首相である。教育、保育分野にお

⁴¹ ALGA: Australian Local Government Association

⁴² Local Government Association（呼称は州によって若干異なる）は、州内の地方自治体を代表する組織であり、地方自治体に代わり、州政府や連邦政府に対するロビー活動や折衝などを行うほか、調査活動の一環としての各種情報提供、財務管理、法的助言、人材斡旋、共同購入、職員研修などの支援を行っている。

⁴³ LGMA: Local Government Managers Australia

⁴⁴ Local Government Professionals Australia, NSW など。呼称は州によって異なる。

⁴⁵ COAG: Council of Australian Governments

ける改革や先住民の生活格差の改善など、政府間の協力が必要となる国家的重要性を持った政策改革活動を主導、促進することが役割である。

発足当初は懸案事項が十分溜まった時に協議を行っていたが、2000年より年に1回以上定例的に協議が行われることになった。

第6節 地方自治体議会の選挙制度

1 被選挙権

議員に立候補するための被選挙人資格は、オーストラリア国民であることおよび当該選挙区の有権者であることである。地方選挙においては、連邦や州レベルの選挙に比べ政党色は比較的薄い。議員の多くは、ほかに職業を持ちながら議員活動をしている。

2 選挙権

かつて、地方自治体の役割が不動産所有者の税負担による道路・橋梁などの公共施設整備に重点が置かれていた時代には、不動産を所有している資産税の納税者にのみ選挙権が与えられていた。しかし、コミュニティ・サービスや文化・レクリエーション事業など地方自治体のサービス行政分野の対象が広がるにつれ、選挙権が付与される住民の範囲も広がっていった。

現在では各州とも、州議会議員選挙の選挙人名簿に登録された住民全てに地方自治体議会選挙への選挙権を与えている。加えて、クイーンズランド州、北部特別地域を除いた各州では、当該選挙区の居住者でなくても資産税を当該自治体に納税する不動産所有者および借家人は、納税額の多寡によらず地方自治体選挙の選挙人名簿への登録を申請することができる⁴⁶。居住者の選挙人名簿の管理は州政府の責任であるが、非居住者の選挙人名簿の管理は各地方自治体の責任となっている。

⁴⁶ シドニー市では、特別法の規定により年額 5,000 豪ドル以上の資産税納税者に限定されている(City of Sydney Act 1988 Part 3, Division 1 第 14 条、第 15 条)。

参考 選挙人名簿 (electoral roll)

住民票制度がなく、罰金制の義務投票を採用しているオーストラリアにおいて選挙人名簿を常に更新することは重要である。18歳以上のオーストラリア国民は、現住所に少なくとも1か月居住するごとに、選挙人名簿に登録する義務があり、登録されていない限り投票することはできない。一定の場所に少なくとも1か月居住した場合には登録しなければならない。登録用紙は郵便局や選挙管理事務所、ウェブサイトなどから入手でき、1枚の用紙で連邦・州・地方自治体選挙の全てに登録される。

名簿更新のため、オーストラリア選挙委員会は、転居などのため現在の登録記録が空白になっている住所宛てに、登録用紙を随時送付し住民に返送を要請したり調査員が直接訪問するなどの方法を取っている。また、転居時に住民が必ず連絡をとると思われる電気・ガス・水道会社などから合意のもとで住民の加入時の登録情報を入手し、名簿と合致しない住所宛てに登録用紙を送付するなど、更新に利用している。市民権を授与された人や17・18歳になる学生に対しても調査を行っている。

(オーストラリア選挙委員会への聴取による)

3 投票義務

オーストラリアでは、連邦および各州選挙において、義務投票制が採用されている。地方自治体の選挙については、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア⁴⁷、クイーンズランドの3州と北部特別地域は義務投票制を、その他の3州は任意投票制を採用している⁴⁸。

義務投票制度を採用している州の場合、投票しなかった有権者には

⁴⁷ ただし、ビクトリア州のみ70歳以上の有権者は任意投票としている。

⁴⁸ ニュー・サウス・ウェールズ州およびビクトリア州では有権者のうち居住者にのみ投票義務があり、非居住者は任意である。ただし、州都であるシドニー市およびメルボルン市では、特別法の規定により選挙人名簿に登録された全有権者の投票が義務付けられている。

罰金が科される。例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州で地方自治体議会選挙の投票を行わなかった場合、55 豪ドルを払わなければならない。

任意投票制度を採用している州における平均投票率はタスマニア州で 56%、西オーストラリアで 33%（2009 年）⁴⁹とさまざまであるが、義務投票制度を採用している各州では 70%を超えている⁵⁰。なお、全ての州で郵便投票が認められている。

⁴⁹ [資料] ABS, *1370.0 Measures of Australia's Progress, 2010*

⁵⁰ 地方自治体や州の選挙では 70%を超える程度であるが、連邦議会の選挙では、投票率は北部特別地域以外で 90%を超える。（2010 年の連邦選挙での全国平均は 93%であった。）

図表 2-10 連邦議会、州議会の選挙・投票制度⁵¹

| | | 任期 | 議員定数 | 選挙制度 | 投票制度 ⁵² |
|--------------------------|----|------------------------------------|------|----------------------------|---|
| 連邦議会 | 上院 | 州議員：6年 (3年ごとに半数改選) 特別地域議員：3年 | 76名 | 各州から12名、 各特別地域から2名 | 移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 完全優先順位付投票制 |
| | 下院 | 3年 | 150名 | 小選挙区制 | 完全優先順位付投票制 |
| ニュー・サウス・ ウェールズ 州議会 | 上院 | 8年 (下院改選時に半数改選) | 42名 | 州全体から42名 | 移譲式比例代表制 部分優先順位付投票制 |
| | 下院 | 4年 | 93名 | 小選挙区制 | 任意優先順位付投票制 |
| ビクトリア 州議会 | 上院 | 4年 | 40名 | 8選挙区から 各5名 | 移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 完全優先順位付投票制 |
| | 下院 | 4年 | 88名 | 小選挙区制 | 完全優先順位付投票制 |
| クイーンズランド 州議会 | 下院 | 3年 | 89名 | 小選挙区制 | 任意優先順位付投票制 |
| 南オーストラリア 州議会 | 上院 | 8年 | 22名 | 州全体から22名 | 移譲式比例代表制(単一移譲 投票法と上欄選択投票法が選択可) 完全優先順位付投票制 |
| | 下院 | 4年 | 47名 | 小選挙区制 | 完全優先順位付投票制 (ただし、過半数得票が必要) |
| 西オーストラリア 州議会 | 上院 | 4年 | 36名 | 6選挙区から各6名 | 移譲式比例代表制(単一移 譲投票と上欄選択投票が選択可) |
| | 下院 | 4年 | 59名 | 小選挙区制 | 完全優先順位付投票制 |
| タスマニア 州議会 | 上院 | 6年 (毎年2~3名改選) | 15名 | 小選挙区制 | 部分優先順位付投票制 ロブソン循環法 ⁵³ |
| | 下院 | 4年 | 25名 | 5選挙区から各5名 | 移譲式比例代表制 部分優先順位付投票制 (ヘア・クラーク法) ロブソン循環法 |
| 北部 特別地域議会 | 下院 | 4年 | 25名 | 小選挙区制 | 完全優先順位付投票制 |
| 首都 特別地域議会 | 下院 | 4年 | 17名 | 2選挙区から 各5名、 1選挙区から7名 | 移譲式比例代表制 (ヘア・クラーク法) 任意優先順位付投票制 ロブソン循環法 |

⁵¹ [資料] Electoral Council of Australia and New Zealand ウェブサイト; 各州選挙委員会ウェブサイト

⁵² 各制度についての説明は、後述の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。

⁵³ Robson Rotation: 投票用紙の候補者一覧で、用紙上の目立ちやすく有利とされる位置(最上位や最下位)が全候補者に公平に与えられるように循環させるシステム。候補者名の記載順が異なる投票用紙を印刷する。

図表 2-11 各州地方自治体議会の選挙・投票制度⁵⁴

| | 任期 | 議員定数 | 投票方法 ⁵⁵ |
|--------------------------|-------------------|----------------------------|---|
| ニュー・サウス・ウェールズ州内 地方自治体 | 4年 | 各5～15名 | 移譲式比例代表制 任意優先順位付投票制 包括的優先順位付投票制 |
| ビクトリア州内地方自治体 | 4年 | 各5～12名 | 1議席空席のときは完全優先順位付投票制 1議席以上空席のときは、移譲式比例代表制 メルボルン市の選挙は 市長・副市長：完全優先順位付投票制 議員：移譲式比例代表制・上欄選択投票法 |
| クイーンズランド州内 地方自治体 | 4年 | 州の規則が各地方自治体の定数を規定 | 小選挙区制の地方自治体は、任意優先順位付投票制 大選挙区制の地方自治体は、相対多数当選制 市長は地方自治体と同じ投票制度を用いた直接選挙 |
| 南オーストラリア州内 地方自治体 | 4年 | 定数は、各議会が個別に設定 | 移譲式比例代表制・部分優先順位付投票制(当選人数分まで順位を付けられる) ※全て郵便投票 |
| 西オーストラリア州内 地方自治体 | 4年 (2年ごとに半数改選) | 首長公選：各5～14名 首長互選：各6～14名 | 相対多数当選制 |
| タスマニア州内地方自治体 | 4年 | 地方自治体法が各地方自治体の定数を規定 | 移譲式比例代表制(ヘア・クラーク法) ロブソン循環法 部分優先順位付投票制 ※全て郵便投票 |
| 北部特別地域内 | 4年 | 法・条例による定数の規定はない | 包括的優先順位付投票制 |

⁵⁴ [資料] Electoral Council of Australia and New Zealand ウェブサイト; 各州地方自治体法; 各州選挙委員会ウェブサイト; ACELG, *VLGA Local Representation in Australia(November 2013)P.19-20*

⁵⁵ 各制度についての説明は、後述の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。

図表 2-12 各議会の投票義務⁵⁶

| | | 名簿登録および投票の義務 |
|----------------|----------------------|--|
| 連邦議会 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現住所に1か月以上居住している18歳以上の豪州国民は、名簿登録・投票の義務あり ・ 1984年1月25日に名簿に登録されていたイギリス国民も投票可であり、義務あり ・ 17歳の国民は仮登録可 |
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 州議会 | 連邦と同じ |
| | 地方自治体議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 州と同じ ・ 上記以外に、豪州国民であれば、区域外に居住する資産課税土地所有者・占有者・資産課税賃借人は投票可であり、投票義務なし（自然人および法人に指名された者）。なお、シドニー市は名簿に登録された資産税納税者は投票義務がある。 |
| ビクトリア州 | 州議会 | 連邦と同じ |
| | 地方自治体議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 州と同じ ・ 上記以外に、豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人および法人に指名された者）は登録可であり、投票義務なし。なお、メルボルン市は名簿に登録された資産税納税者は投票義務がある。 ・ 70歳以上の居住者など投票義務免除 |
| クイーンズランド州 | 州議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、連邦と同じ ・ 上記以外に、1991年12月31日に同州の名簿に登録されていたイギリス国民も投票可 ・ 16歳の国民は仮登録可 |
| | 地方自治体議会 | 州と同じ |
| 南オーストラリア州 | 州議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、連邦と同じ ・ 上記以外に、1983年10月26日から1984年1月25日の間に連邦もしくは同州に登録されていたイギリス国民も投票可 |
| | 地方自治体議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、1か月以上居住している居住者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人および法人に指名された者）は投票可 |
| 西オーストラリア州 | 州議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、連邦と同じ ・ 上記以外に、1983年10月26日から1984年1月25日の間に連邦もしくは同州に登録されていたイギリス国民も投票可 ・ 17歳の国民は仮登録可 |
| | 地方自治体議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国民であれば、区域内に居住していない資産税納税者（自然人および法人に指名された者）は登録・投票可 |
| タスマニア州 | 州議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可 |
| | 地方自治体議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意投票 ・ 州選挙名簿登録者は投票可 ・ 豪州国籍問わず、資産税納税者（自然人および法人に指名された者）は投票可 |
| 北部特別地域 | 特別地域議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可 |
| | 地方自治体議会 | 特別地域と同じ |
| 首都特別地域 | 特別地域議会 ⁵⁷ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 連邦と同じ ・ 16歳の国民は仮登録可 |

⁵⁶ [資料] Electoral Council of Australia and New Zealand ウェブサイト; 各州地方自治体法; 各州選挙委員会ウェブサイト

⁵⁷ ジャービス・ベイの居住者は首都特別地域に含む。

参考 オーストラリアの投票制度⁵⁸

オーストラリアの主な投票制度は、以下のとおりである。

● 移譲式比例代表制 (Proportional Representation) :

投票者が候補者に優先順位を付ける方式。候補者は、優先順位 1 位を数える初期集計で当選基数⁵⁹に達するか、優先順位 2 位以下を数える分配集計の結果、当選基数に達すると当選する。

当選者が出た場合、その人の当選基数を超えた得票を優先順位 2 位の候補者に比例配分する⁶⁰。この段階(初期集計)で当選者が出なかった場合は、得票数の最も少ない候補者の得票が回収され、その票が優先順位 2 位の候補者の得票とされる。議席が埋まるまで、この集計法を繰り返す。

移譲式比例代表制には以下の 2 種類の投票法がある。

- ① 単一移譲投票法 (Single Transferable Voting) — 投票者自身が候補者に優先順位を付ける投票法。
- ② 上欄選択投票法 (Above The Line Voting) — 投票者が 1 つの政党(またはグループ)に投票する方法。各政党は、候補者の優先順位を事前登録する。投票者がある政党に投票すると、その政党が登録したとおりの優先順位を候補者に付けたと見なされる。

● ヘア・クラーク法 (Hare-Clark system) :

移譲式比例代表制の 1 種。投票は、単一移譲投票法で行い、上欄選択投票法を用いることは出来ない。また、必ずロブソン循環法⁶¹が採られる。集計手順は、移譲式比例代表制と同じ。

● 相対多数当選制 (Plurality/First-Past-the-Post) :

相対的多数を得票した(つまり、得票の最も多い)候補者が当選する方式。

● 優先順位付投票制 (Preferential Voting) :

小選挙区制の場合に用いる方式。集計法は移譲式比例代表制とほぼ同じだが、当選者は過半数の票を得なければならない。当選者が出るまで、得票数の最も少ない候補者の得票を回収し、分配集計を行う。優先順位付連記投票制には以下の 3 種類がある。

- ① 完全優先順位付投票制 (Full Preferential) — 全候補者に優先順位を付ける方式。
- ② 部分優先順位付投票制 (Partial Preferential) — 候補者に優先順位を必要最低数(通常当選人数分)付ける方式。
- ③ 任意優先順位付投票制 (Optional Preferential) — 候補者に優先順位第 1 位を付けることが必須で、他の優先順位付けは任意という方式。

● 包括的優先順位付投票制 (Exhaustive Preferential) :

当選者が複数の場合に用いる方式。優先順位付投票制と同様の手順で進められるが、過半数を獲得した当選者が出るとその人の獲得票が回収され分配集計が行われる。

● コンセンサス方式 (Consensus) :

投票ではなく協議で選出する方式。

⁵⁸ [資料] Electoral Council of Australia and New Zealand ウェブサイト;

⁵⁹ quota : 当選に必要なとされる票数。総有効投票数 ÷ [議席数+1] に 1 を足した数。

⁶⁰ 優先順位 2 位の者が当選済みか得票を回収され候補者としての資格を失っている場合、3 位以下の者が票を得る。以下も同様。

⁶¹ 「図表 2-10 連邦議会、州議会の選挙・投票制度」参照

参考 移譲式比例代表制の当選人決定過程の例

(改選議席数を3議席、総有効投票を20,000票、立候補者を5人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位1位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表1のようであった。

表1

| A | B | C | D | E |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3,500 | 6,000 | 5,000 | 3,000 | 2,500 |

- ② 仮定に従うと、当選基数は「5,001」となる。

(当選基数 = [総有効投票数(20,000) ÷ [改選議席数(3) + 1]] + 1)

- ③ Bは当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Bの余剰票(当選基数を超える票: 6,000 - 5,001 = 999)は、Bのすべての得票に記された優先順位2位に従って、比例配分される。

Bの得票に記された優先順位2位は、表2のとおりであった。

表2

| A | B | C | D | E |
|-------|---|-------|---|-------|
| 1,000 | — | 2,000 | 0 | 3,000 |

各立候補者に、表2の数字を按分して配分した結果が表3である。

(按分比率 = 余剰票数(999) ÷ Bの得票数(6,000) = 0.1665)

表3

| A | B | C | D | E |
|-----|---|-----|---|-----|
| 166 | — | 333 | 0 | 499 |

(1票に満たない端数は切り捨てられる)

- ④ 按分された票数(表3)を各立候補者の得票(表1)に加えると、表4の得票数となる。

表4

| A | B | C | D | E |
|-------|---|-------|-------|-------|
| 3,666 | — | 5,333 | 3,000 | 2,999 |

- ⑤ この結果、Cが当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、Cの余剰票(332)は、Cのすべての得票(按分された票数の基礎となる2,000票(表2)に記されていた優先順位も考慮されるため、初期集計時での得票数5,000票(表1)に2,000票を加えた7,000票となる)に記された優先順位2位(按分された2,000票については、優先順位3位)に従って、比例配分される。

Cの得票に記された優先順位2位は、表5のとおりであった。

表 5

| A | B | C | D | E |
|-------|---|---|---|-------|
| 3,000 | — | — | 0 | 4,000 |

未当選の立候補者に、表 5 の数字を按分して配分した結果が表 6 である。

(按分比率=余剰票数(332)÷ C の得票数(7,000)=0.047428)

表 6

| A | B | C | D | E |
|-----|---|---|---|-----|
| 142 | — | — | 0 | 189 |

- ⑥ 按分された票数(表 6)を各立候補者の得票(表 4)に加えると、表 7 の得票数となる。

表 7

| A | B | C | D | E |
|-------|---|---|-------|-------|
| 3,808 | — | — | 3,000 | 3,188 |

- ⑦ 按分された票数を加えても、当選基数(5,001)を満たしている者がいないため、得票数の最も少ない立候補者 D の得票が回収され、D のすべての得票(3,000)に記された優先順位 2 位に従って配分される。

D の得票に記された優先順位 2 位は、表 8 のとおりであった。

表 8

| A | B | C | D | E |
|-------|---|---|---|-------|
| 1,000 | — | — | — | 2,000 |

- ⑧ 残る 2 人の立候補者に、表 8 の票数を配分した結果が表 9 である。
この結果、E が当選基数(5,001)を満たしているため、当選となり、最終的に B、C、E が当選者として確定される。

表 9

| A | B | C | D | E |
|-------|---|---|---|-------|
| 4,808 | — | — | — | 5,188 |

参考 優先順位付投票制の当選人決定過程の例

(改選議席数を 1 議席、総有効投票を 20,000 票、立候補者を 5 人と仮定した場合)

- ① 各票に記された優先順位 1 位に従い、総有効投票を配分した結果、初期集計での得票数は、表 1 のようであった。

表 1

| A | B | C | D | E |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 3,500 | 6,000 | 5,000 | 3,000 | 2,500 |

- ② 優先順位付投票制では、当選者は総有効投票数(20,000)の過半数の票(10,001)を得なければならないため、この段階(初期集計)での当選者は存在しない。このため、得票数の最も少ない立候補者 E の得票が回収され、E の全ての得票(2,500)に記された優先順位 2 位に従って配分される。

E の得票に記された優先順位 2 位は、表 2 のとおりであった。

表 2

| A | B | C | D | E |
|-----|-----|-------|-----|---|
| 500 | 500 | 1,000 | 500 | — |

配分された票数(表 2)を各立候補者の得票(表 1)に加えると、表 3 の得票数となる。

表 3

| A | B | C | D | E |
|-------|-------|-------|-------|---|
| 4,000 | 6,500 | 6,000 | 3,500 | — |

- ③ 配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、得票数の最も少ない立候補者 D の得票が回収され、D のすべての得票(3,500)に記された優先順位 2 位に従って配分される。(D の得票の中で、すでに除外された E を優先順位 2 位に選んだ票があった場合は、優先順位 3 位の立候補者に配分される。)

D の得票に記された優先順位 2 位は、表 4 のとおりであった。

表 4

| A | B | C | D | E |
|-----|-----|-------|---|---|
| 500 | 500 | 2,500 | — | — |

配分された票数(表 4)を各立候補者の得票(表 3)に加えると、表 5 の得票数となる。

表 5

| A | B | C | D | E |
|-------|-------|-------|---|---|
| 4,500 | 7,000 | 8,500 | — | — |

- ④ さらに配分された票数を加えても、過半数の票(10,001)を得た者がいないため、③の手順と同様に、残る3人の立候補者の中で得票数の最も少ない立候補者Aの得票が回収され、Aのすべての得票(4,500)に記された優先順位2位に従って配分される。

Aの得票に記された優先順位2位は、表6のとおりであった。

表 6

| A | B | C | D | E |
|---|-------|-------|---|---|
| — | 2,500 | 2,000 | — | — |

配分された票数(表6)を各立候補者の得票(表5)に加えると、表7の得票数となる。

表 7

| A | B | C | D | E |
|---|-------|--------|---|---|
| — | 9,500 | 10,500 | — | — |

- ⑤ この結果、立候補者Cが過半数の票(10,001)を得たため、当選となる。

第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

1 全政府における地方自治体の相対的規模

職員数および予算から見ると、地方自治体の規模は連邦および州政府と比較して小さい。

2014年現在、軍隊を除いた公共部門の雇用者数は約190万人であり、オーストラリア全労働者の約23%を占める¹。このうち、連邦が約24万人、州が約147万人、地方自治体が約19万人であり、公共部門全体に対する比率はそれぞれ12.9%、77.2%、9.9%である。保健（公立病院など）および教育（公立学校）分野を担当する州の職員数の比率が大きい。

2012/13年度の全政府²の総歳入は、5,147億豪ドルである³。その内訳は、連邦が70.3%、州が23.0%、地方自治体が6.7%である⁴。総歳出は5,299億豪ドルであり、その内訳は、連邦が54.8%、州が39.1%、地方自治体が6.1%である⁵。歳入・歳出とも、公共部門全体に対する地方自治体の比率は極めて小さい。

¹ [資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), 6248.0.55.002 - *Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2013-14* および 6202.0 - *Labour Force, Australia, Series ID: A163153K (Nov 2014)*

² 各政府が所有する公営団体・企業は除く。

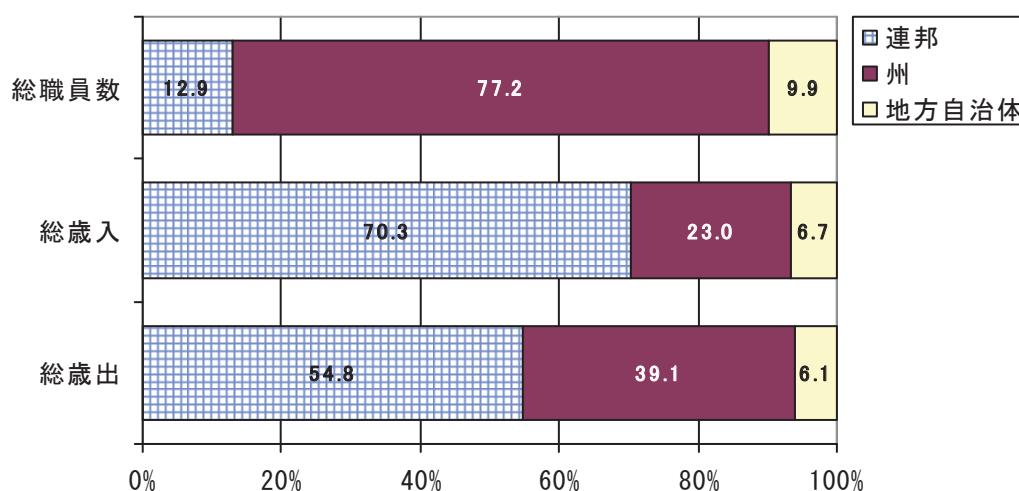
³ オーストラリアの会計年度は、7月から翌年6月である。

[資料] ABS, 5512.0 - *Government Finance Statistics, Australia, 2012-13, Table 000. All levels of Government by Sector - Table 1 All levels of Government, Operating Statement - General Government* 便宜上、多政府管轄団体 (Multi-Jurisdictional) の数値を除いた。

⁴ 州および地方自治体政府の歳入は、(他政府管轄団体を除く) 他政府からの交付金額 (Current grants and subsidies) を除いた数値。

⁵ 連邦および州政府の歳出は、(他政府管轄団体を除く) 他政府への交付金額を除いた数値。

図表 3-1 各層政府の職員数・総歳出入の比率



2 連邦、州、地方自治体における歳入内訳の比較

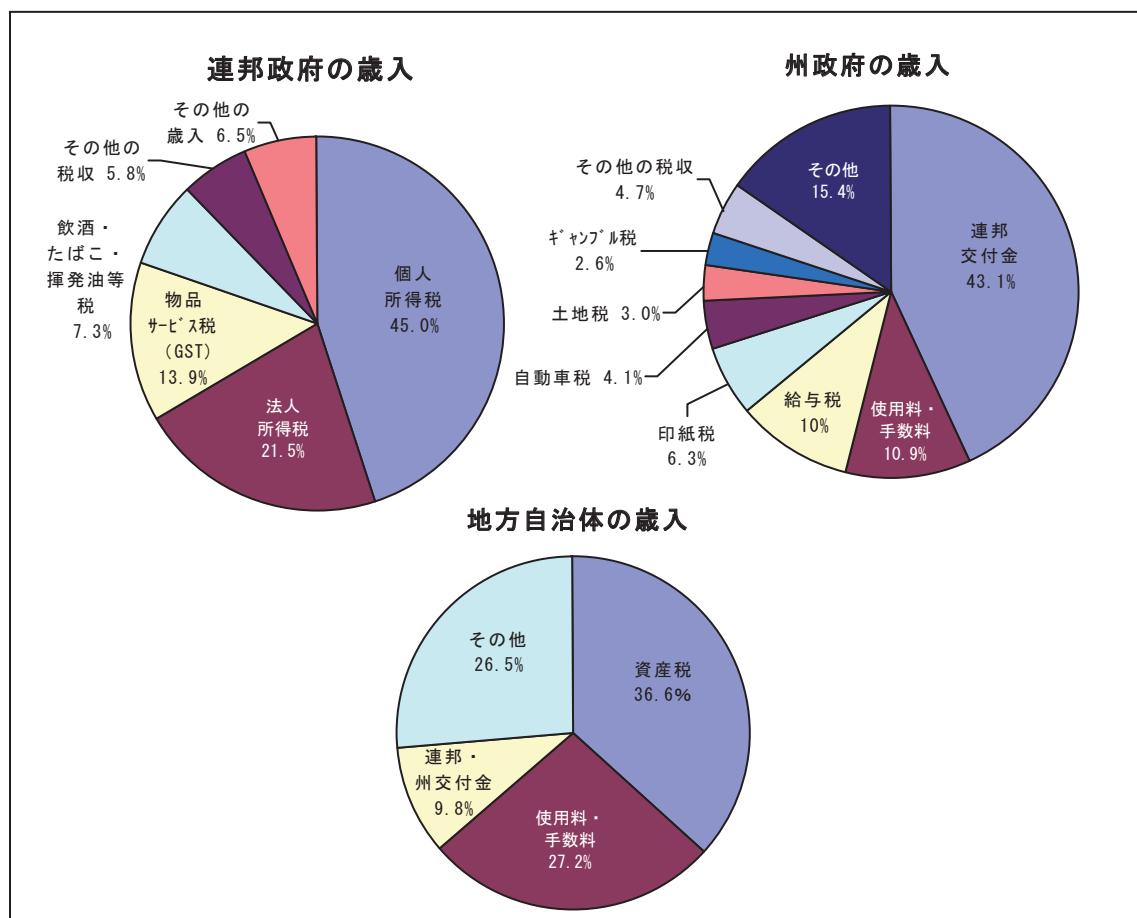
図表 3-2 は、2012/13 年度における連邦・州・地方自治体の歳入内訳を表したものである。連邦政府の主要財源は個人・法人所得税であり、歳入の 66.5% を占める。州政府の最大の財源は連邦政府からの交付金であり、歳入の 40% 強を占め、連邦政府からの財源移転に大きく依存する状況にある。地方自治体の歳入は、資産税が 36.6% と最も大きい。一方、連邦および州政府からの交付金は歳入の 10% 未満であり、連邦・州政府からの財源移転への依存度が比較的小さい。ただし、人口の密集する都市部の地方自治体と内陸部や人口希薄な地域の地方自治体では、交付金に対する依存度が異なる。地方自治体の歳入に占める交付金（負担金を除く）の比率は、例えばニュー・サウス・ウェールズ州シドニー近郊のマンリー・カウンシルでは 6.9%⁶であるのに対し、同州内陸部のコバー・シャイア・カウンシルでは 36.7%⁷、人口約 7,000 人のタスマニア州ドーセット・カウンシルでは 36.1%⁸である。

⁶ [資料] Manly Council, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2014*, P.4, P.31

⁷ [資料] Cobarr Shire Council, *General Purpose Financial Reports Annexure 1*, P.3, P.32

⁸ [資料] Dorset Council, *Annual Report 2013/14* P.44

図表 3-2 2012/13 年度各政府の歳入内訳⁹



3 連邦、州、地方自治体における歳出内訳の比較

図表 3-3 は、2012/13 年度における連邦・州・地方自治体の歳出内訳を表している。連邦政府の歳出のうち、社会保障・福祉および医療関係が半分を占める。州政府の主な歳出は医療と教育であり、それぞれ全体の 27.1% および 24.8% を占める。公立小学校、高等学校¹⁰、専門学校の管理・運営、公立病院の管理・運営、救急サービスの提供などがこれらの歳出に含まれる。その他、州道、バスや鉄道をはじめとする公共交通サービスな

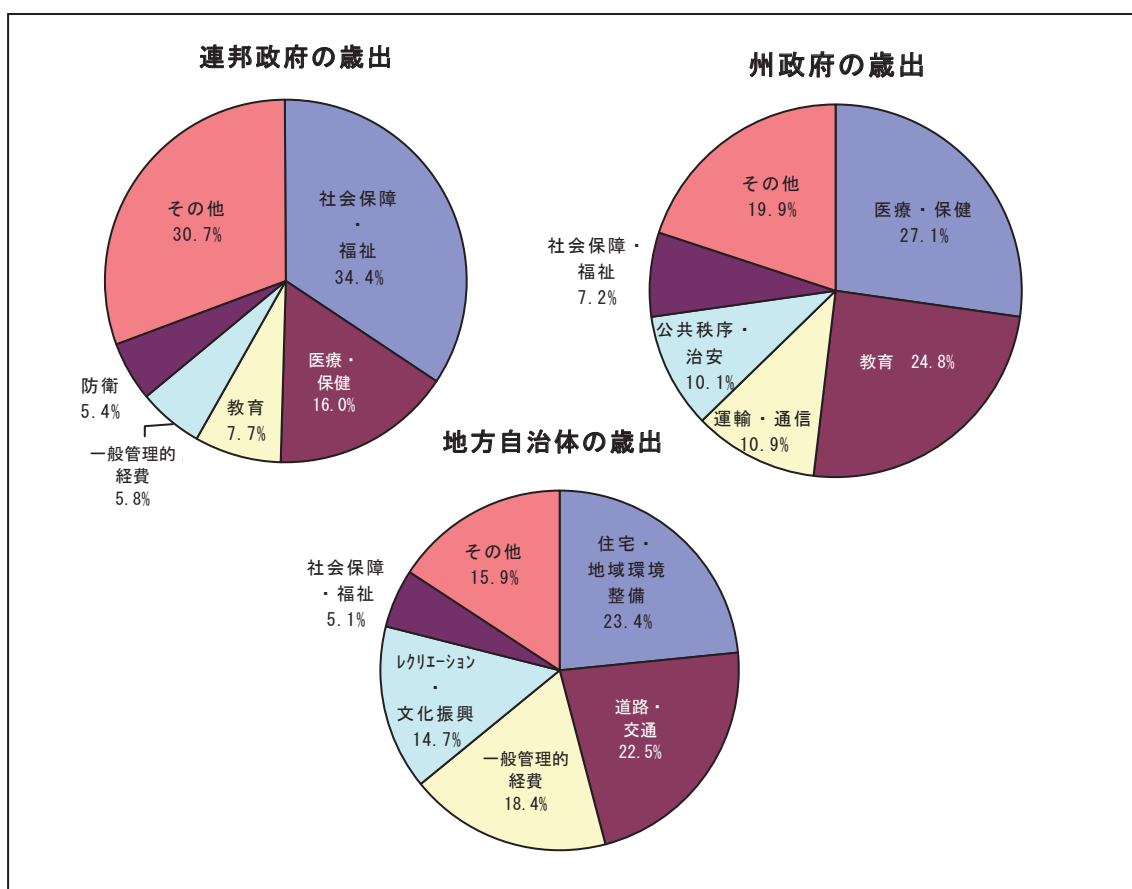
⁹ [資料] ABS (ABS), 5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2012-13 (Table 130-Table 1, Table 239-Table 1, Table 339-Table 1), 5506.0 - Taxation Revenue, Australia, 2012-13 (Table 1, Table 10)

¹⁰ 義務教育は小学 1 年生に先行する準備学級 (Kindergarten) の 1 年間から 10 年生 (日本の高校 1 年生に相当) までの 11 年間となっており、10 年生修了時に試験を経て義務教育修了証が発行される。日本の高校 2 年生、3 年生に相当する 11 年生、12 年生が後期中等教育段階にあたり、11 年生以降の進学は任意である (国際交流基金、「日本語教育国・地域別情報」から引用)。

どの運輸・通信、および警察、消防などの公共秩序・治安などもそれぞれ10%占めている。

一方で、地方自治体はその歳出の23.4%を住宅および地域環境整備に費やしており、建物開発許可や水道供給、ごみ収集などを行っている。また、地方道の整備に22.5%、図書館の管理・運営、ビーチや運動施設の維持管理、スポーツイベントなどのレクリエーション・文化振興に14.7%を支出している。

図表 3-3 2012/13 年度各政府の歳出内訳¹¹



例として、ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー近郊のマンリー・カウンシル¹²と同州内陸部のコバー・シャイア・カウンシル¹³の財政状況を挙

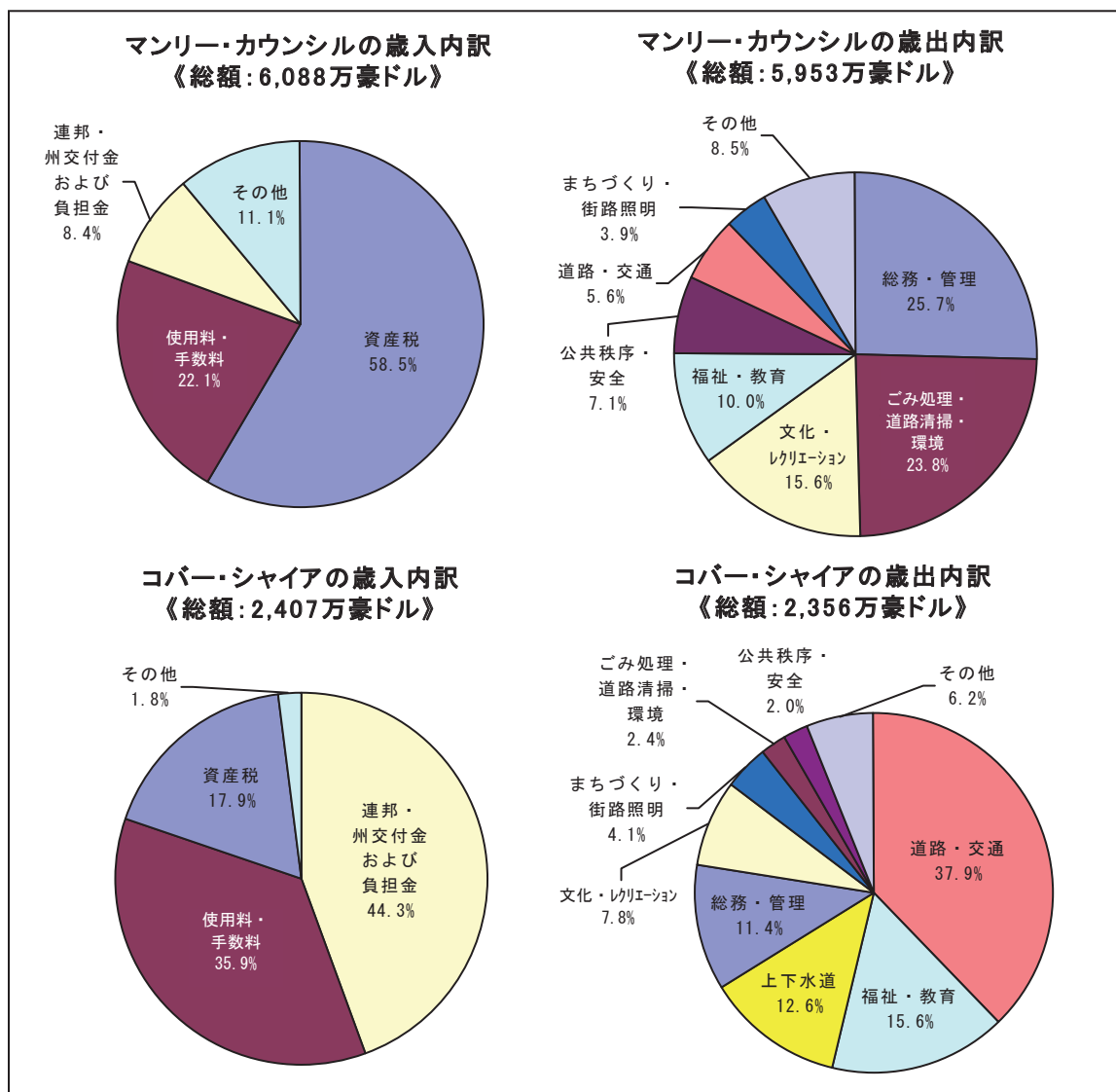
¹¹ [資料] ABS, 5512.0 - Government Finance Statistics, Australia, 2012-13, Table 130-Table 4, Table 239-Table 4, Table 339-Table 4

¹² シドニーCBD（中心業務地区）から北西に8キロの位置にある人口4万2千人のカウンシル。なお、ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体152のうち、人口1万人未満の自治体は53、1万人以上4万人未満の自治体は41、4万人以上の自治体は58となっている。

¹³ シドニーから西に600キロの位置にある人口5千人弱のカウンシル

げる。歳入歳出の内訳は図表 3-4 のとおりであるが、都市部と地方部の財政運営の相違がうかがえる。地方部においては資産税による歳入が乏しく、連邦・州からの交付金の依存度が高いのに対し、歳出においては道路等インフラ整備に係る割合が高いことがわかる。また、上下水道の運営費について、都市部では州営企業が運営するため予算計上がないが、地方部では地方自治体の歳出で運営されていることがわかる（第 2 章第 3 節参照）。

図表 3-4 2012/13 年度地方自治体の歳入歳出内訳¹⁴



※端数処理のため、合計が 100 にならない場合がある。

¹⁴ [資料] Manly Council, *General Purpose Financial Statements for the year ended 30 June 2014*, および Cobar Shire Council, *General Purpose Financial Reports Annexure 1*

第2節 地方自治体の財源

1 主な財源

■ 資産税（レイト）

資産税の由来は、そもそも道路整備などの地域インフラ整備にかかる経費の一部を地元住民に負担させようとした植民地政府によって地方自治体が設立された、という経緯に基づいている。資産税は、土地の評価額を課税標準として、その所有者に課される。家屋および償却資産は、評価、課税の対象とはならない。2012/13年度の連邦・州・地方自治体政府の全税収において、地方自治体の資産税収入はわずか3%を占めるにすぎないが、個々の地方自治体における平均的資産税収入は歳入の37%を占める重要な自主財源である。現在、歳入に占める資産税収入の比率は、減少傾向にある。（なお、1992年度の地方自治体の資産税収入は歳入の約56%を占めていた。）

■ 交付金

地方自治体は、連邦政府と州政府から各種の交付金を受けている。

その内訳は、連邦政府と州政府のそれぞれから受けている特定目的交付金（Specific Purpose Payments（SPPs））と、州政府を経由して連邦政府から受けている地方自治体財政支援交付金（Financial Assistance Grants）¹⁵である。（交付金については本章第3節を参照。）

■ 手数料、罰金

地方自治体は、ごみ収集、駐車料金、公営プール利用、建築認可申請など行政サービス提供の代価として料金を徴収している。

¹⁵ 2012/13年度の総額は22億251万豪ドル。〔資料〕 *Final Budget Outcome 2012-13 September 2013, Part 3: Australia's Federal Relations, Table 44: Payments for specific purposes to support other state services, 2012-13*

■ 公営企業純益

一部の地方自治体は上下水道事業などの公営企業を経営しており、その純益を歳入に計上している。近年は、経済効率の向上を意図した競争政策の進展により、公営企業を民営化する傾向にある。

■ その他

上記のほか、起債による借入金や利子収入などがある。起債には州政府の担当大臣の承認が必要な場合があるなど多くの州で制限が設けられている¹⁶。借入金への依存度は低く、総資本借入金比率は3%である¹⁷。

2 資産税（レイト）制度の概要（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

（1）資産税の種類¹⁸

資産税には、普通資産税と特別資産税がある。普通資産税は、土地の種類により農地、宅地、鉱山、業務用地の4種に大別され、評価基準はこれら種類によって異なる¹⁹。特別資産税は、特定の建設工事、サービス、施設、活動の経費を賄うことを目的としたものである。地方自治体は普通資産税を課することが義務づけられているが、特別資産税の課税は各地方自治体の任意である。

（2）資産税に関わる土地の評価

州機関である土地評価鑑定官（Valuer-General）が土地評価法（Valuation of Land Act 1916）に基づいて土地評価することとされているが²⁰、実務は同法の規定に基づき土地資産情報局（Land and Property Information）に委任されている²¹。公的評価の対象は土地のみであり、家屋および償却資産な

¹⁶ タスマニア州では担当大臣の承認がある場合を除き、借入金に対する返済の為の支出が前年度歳入の30%を超える場合、いかなる目的であれ追加で起債する事は認められない（同州地方自治体法第80条）。

¹⁷ [資料] Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2011-12*, P.12

¹⁸ 地方自治体法第492条、第495条、第494条、第514条

¹⁹ ただし、農地としての課税は、商業目的に使用されており、継続的に利益を予定しているものに限る。[資料] 地方自治体法第515条

²⁰ 土地評価鑑定官による評価は州政府の財源となる土地税の算定にも使用される。

²¹ Valuer General ウェブサイト http://www.valuergeneral.nsw.gov.au/about_us/Land_valuation_in_NSW

どは対象とならない。資産税の評価のため、土地資産情報局は3～4年ごとに地方自治体に対して以下の手順による土地評価額を提供する²²ことになっており、その評価額を各地方自治体が利用している。なお、評価方法は、「コンポーネント方式」を採用している。

- ①地方自治体ごとに土地利用区分と土地の特徴（ショッピングセンターに近い等）に基づき50～100くらいの類型（コンポーネント）を設定
- ②区域内の物件をコンポーネントのいずれかに分類
- ③コンポーネントごとにいくつかの指標となる物件を選定
- ④物件の土地価格を近傍類似の取引価格等に基づき評価
- ⑤指標物件の評価額を前年の評価額と比べて、コンポーネントの価格上昇率を算出
- ⑥コンポーネントごとの価格上昇率を比較し、地方自治体内でのバランスが保たれるよう調整
- ⑦調整された価格上昇率を各物件の前回評価額に乗じて得た額を新しい評価額とする

なお、土地取引価格を土地評価に取り入れるときに、土地評価鑑定官は以下の点を考慮する。

- ・評価の年の7月1日現在の不動産市場の状況
- ・土地の使用価値
- ・所在地
- ・建築規制や歴史・文化遺産の規制等の制約
- ・土地の大きさや形、土壌や勾配などの土地の特性
- ・隣接する開発やインフラ
- ・景観

このコンポーネント方式は、利用形態が類似している住宅地などでは有効に機能しているが、土地利用区分が混在している地域や利用形態が物件により大きく相違する地域（例えば、高層ビルが林立するシドニーの中心市街地など）では必ずしも適当ではないため、個別の鑑定評価を行って

²² 地方自治体は土地資産情報局から評価額を購入する。

る。

一方、ビクトリア州では各地方自治体が決定した資産評価額について、土地評価鑑定官の認定を受ける必要がある。なお、2010年に土地評価法（Valuation of Land Act 1960）が改正され、地方自治体が土地評価鑑定官に評価を委託することができることとされた²³。また、資産税に関わる土地の評価は次の3種類の方式から、いずれか1つを各地方自治体を選択できる。

- ・更地価格（site value）：土地のみの市場価格
- ・資産改良価格（capital improved value）：土地とうわものを合わせた市場価格
- ・純年割価格（net annual value）：必要経費を除いた年間賃貸価格

（3）税率の決定

各地方自治体は、まず翌年度の歳出総額を決定する。その後、資産税以外の補助金、手数料、起債などの歳入見込額を計上し、不足分を資産税収入総額とする。従って、決定された資産税収入総額を課税標準総額で除して得られる数値が資産税率となる。このように、各地方自治体の財政事情により資産税の収入総額が決められるので、税率は各地方自治体によって異なってくる。

税率については、①1ドルあたりのセントで示す従価方式（ad valorem）、②最低負担額²⁴を伴う従価方式、③基本負担額（base amount）プラス従価方式のいずれか3種類の方式から地方自治体を選択する。

なお、ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治大臣が資産税収入の対前年度比増加率の上限を定めるレイト・ペギング制度²⁵を設けている。

（4）納税義務者と納税方法

資産税の納税義務者は、原則として資産税賦課時の所有者である²⁶。納

²³ ビクトリア州 Department of Transport, *Planning and Local Infrastructure, Valuer-General as valuation authority Managing your valuation*

²⁴ 2014年は485豪ドル [資料] *Local Government (General) Amendment (Minimum Rates) regulation 2014*

²⁵ レイト・ペギング制度については、(7) 参照。

²⁶ 地方自治体法第560条

入方法は1回払いと四半期ごとの分割払いが認められており、1回払いの場合は8月31日まで、四半期分割払いの場合はそれぞれ8月、11月、2月、5月の末日までである。

(5) 非課税特例制度

資産税課税対象外の土地として主に以下のものが規定されている²⁷。

- ① 私用目的で使用されていない州政府の土地
- ② 国立公園、歴史的地区、自然保護区などの土地
- ③ 水道供給団体の土地
- ④ 教会：宗教団体が保有し、かつ、その土地が礼拝、聖職者の居住、教育・訓練、代表者の居住を目的とした建造物のために使用されている当該土地。
- ⑤ 教育施設：公立、私立を問わず、教育法に規定された定義に該当する学校が保有し、学校用地（運動場、教員など職員住宅用地を含む）として使用している土地。
- ⑥ アボリジニ（先住民）団体保有の土地で、法令が非課税地として規定しているもの。
- ⑦ 公共交通用地：州政府が所有する鉄道用地

なお、以下に掲げるものは、上下水道特別資産税のみ課税される²⁸。

- ① 公共用地
- ② 州政府、公共法人または公共信託（受託団体）が保有する公共墓地
- ③ 慈善団体が保有する土地
- ④ 大学用地 など

(6) 納税者の人的要素に着目した課税上の配慮²⁹

年金適格者が主な居住地とする土地について申請を行えば資産税が減額

²⁷ 地方自治体法第 555 条

²⁸ 地方自治体法第 556 条

²⁹ 地方自治体法第 575 条

される。ただし、減額の上限は、普通資産税は 250 豪ドル、上下水道に関する特別資産税は 87.50 豪ドルである。なお、このほか更に税額の一部払い戻しを行う地方自治体³⁰も存在する。

(7) レイト・ペギング制度

ニュー・サウス・ウェールズ州は、レイト・ペギング制度を実施している唯一の州である。これは、各地方自治体の資産税収入の増加率に対して、州地方自治大臣³¹が毎年上限を定める制度である。資産税増加率の上限は、2014/15 年度が 2.3%、2015/16 年度が 2.4%に設定されている³²。

地方自治体は、上限を超えて資産税を徴収する必要がある場合は、特例としてその旨を州地方自治大臣に申請することができる。

³⁰ コフスハーバー (Coffs Harbour City Council) やホルロイド (Holroyd City Council) など

³¹ 実際には大臣から委任を受けた独立価格調整審査会 (Independent Pricing and Regulatory Tribunal (IPART)) が行う。IPART は NSW 州の電気、水、交通運賃の最大金額を決定する役割を担うとともに、NSW 州政府の経済的アドバイザーや政策シンクタンク機能も持つ。

³² IPART, *Local Government Rate Peg 2014/15* および *Fact Sheet "Rate peg for NSW councils for 2015/16"*

第3節 交付金

1 州政府への交付金

前述のとおり、連邦政府からの交付金は州政府の最大の財源であり、その歳入の43%を占める。州政府への交付金には、主に一般歳入助成金として物品サービス税（GST: Goods and Service Tax）交付金（後述）のほか、特定目的助成金がある。

（1）政府間の財政協定

2009年1月1日に新たな政府間財政の枠組みとして、政府間連邦財政協定³³が施行された。連邦政府の関与を軽減し、州政府の柔軟性を増加させることにより、行政サービスの質と効率性を向上させることを目的としたものである。特にオーストラリア政府間協議会（COAG）が掲げる改革指針³⁴を反映させたものとなっている。

2000年に施行された「政府間財政改革協定³⁵」に引き続き、GST交付金や特定目的助成金など連邦政府による州政府への財政支援措置が規定されているほか、連邦政府と州政府の役割を明確にすることや教育や健康福祉分野などの改革を強く推し進めていくことなどが規定されている。

（2）一般歳入助成金（General Revenue Assistance）

用途を特定しない交付金で、主に「GST交付金」からなる³⁶。

GSTとは、付加価値型一般消費税であり、連邦政府が徴収する。連邦政府は、徴収事務費や延納分などを除いたGST歳入の全てを各州に用途を特定しない一般目的交付金として交付する。

³³ Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations

³⁴ 経済的かつ社会的な参画を促すための戦略（教育改革や健康福祉サービスなどの向上）や、より良い連邦主義の実施などが掲げられている。

³⁵ 2000年のGST導入当初に締結された「政府間財政改革協定」については「参考：GST導入に伴う財政調整制度の改正」を参照のこと。

³⁶ GST交付金の他、本来は地方自治体が行う行政サービスを首都特別地域が行うことに支払われる交付金や、連邦政府とニュー・サウス・ウェールズ州とビクトリア州が共同出資する水力発電会社に係る交付金などがある。2012/13年度のGST交付金以外の一般歳入助成金額は11億9,500万豪ドル。〔資料〕 *Final Budget Outcome 2012-13 September 2013, Part 3: Australia's Federal Relations, Table 29*

なお、2012/13年度のGST交付金額は480億6,100万豪ドルであった³⁷。

GST交付金は、水平的衡平の原則³⁸に従って、各州の人口をベースに財政力補正を行った上で州政府に交付される。

水平的衡平の原則とは、各州政府が歳入増加のために同等の努力をし、かつ同等の効率性をもって財政運営を行った場合に同等の行政サービス提供能力を保持するよう、連邦政府が州政府を財政支援する原則である³⁹。連邦交付金委員会（Commonwealth Grants Commission）は、毎年この原則に基づき各州の補正係数⁴⁰を算出する。補正係数は、短期的な財政需要の変動や経済情報の変化による影響を除くため、過去3年間のデータをもとに算出される⁴¹。当係数は連邦政府により承認され、各州の人口に補正係数を乗じて得た割合に応じ、各州の交付金額が決定される。

（3）特定目的助成金（PSP: Payments for Specific Purposes）

特定目的助成金は、用途を特定した助成金である。国が重要とする分野を遂行するため、州および地方自治体に対して助成される。重要な分野には健康福祉、教育、職業訓練・雇用対策、コミュニティサービス、住宅供給、先住民格差対策、インフラ整備、環境が位置づけられる。これらの助成金は、連邦政府から州に対して毎月支払われる。

なお、2013/14年度予算ではPSPには次の4種類がある。

- ・ 全国特定目的交付金（National Specific Purpose Payments）⁴²
- ・ 全国健康福祉改革ファンド（National Health Reform Funding）
- ・ 全国教育改革ファンド（National Education Reform Funding）
- ・ 全国連携交付金（National Partnership Payments）

同助成金には、州政府への助成金と、州政府を通じて地方自治体やその

³⁷ [資料] *Final Budget Outcome 2012-13, September 2013, Table 29*

³⁸ The Principle of Horizontal Fiscal Equalisation

³⁹ 例として、コストが高い遠隔地に対するサービスのようなやむを得ない要因により出てくる相違を相殺する。[資料] Department of Treasury, Commonwealth Grants Commission ウェブサイト <http://www.treasury.wa.gov.au/cms/content.aspx?id=3654>

⁴⁰ GST Relativities

⁴¹ Commonwealth Grants Commission, *Report on GST Revenue Sharing Relativities 2013 Update* p.124

⁴² 学校、職業訓練・雇用対策、障がい者サービス、住宅供給に分類され、各施策へ充当しなくてはならない。なお、学校関係の交付金は2014年1月から全国教育改革ファンドに統合された。

他団体に交付する助成金がある。なお、2012/13年度の助成総額は430億2,100万豪ドルであった⁴³。

⁴³ [資料] *Budget 2013-14, Part 2: Payments for Specific Purposes*

参考 GST 導入に伴う財政調整制度の改正

2000年7月、GSTが導入された。同時に「1999年新税制(連邦・州間財政関係)法⁴⁴」が施行され、それに伴い、豪州における政府間財政調整制度の仕組みも大きく変わった。この改正は、連邦首相、連邦財務大臣、各州の首相が署名した政府間財政改革協定(IGA⁴⁵)に基づくものである。協定の骨子は、消費税と重複する性質を持つ州税⁴⁶を段階的に廃止するとともに、従来の「財政支援交付金(Financial Assistance Grant)」に代えて新たに導入されたGSTの収入額を全て財源調整交付金として各州に交付するものである。

GST導入以前は、州への財政支援交付金額をめぐり連邦政府と州政府との間で毎年折衝が行われていた。交付金総額は年ごとの連邦の財政状況に左右され、政治的に決定されていたが、政府間財政改革協定により連邦・州間財政関係の安定化が図られた。

なお、当制度を導入するにあたり、以下の経過措置が講ぜられた。

- ・ 連邦政府は、各州の財政状況が本協定に含まれる諸改革により悪化しないことを保証する。各州への交付金額が、連邦財務大臣が州別に定める最低保証額を下回る場合、連邦政府は、予算均衡助成金⁴⁷を支給する。
- ・ 最低保証額を決定する際には、消費税が導入されずに財政支援交付金制度が継続されていると仮定した場合に用いる補正係数⁴⁸を適用する。

FAG (財政支援交付金) から GST 交付金への推移⁴⁹

(単位:百万豪ドル)

| | FAG | | GST 交付金 | | |
|----------------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | 1998年度 | 1999年度 | 2000年度 | 2001年度 | 2012年度 |
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 4,733 | 5,044 | 7,258 | 8,132 | 14,733 |
| ビクトリア州 | 3,532 | 3,529 | 5,099 | 5,593 | 11,004 |
| クイーンズランド州 | 3,196 | 3,250 | 4,658 | 5,019 | 9,551 |
| 南オーストラリア州 | 1,667 | 1,684 | 2,279 | 2,476 | 4,492 |
| 西オーストラリア州 | 1,615 | 1,591 | 2,375 | 2,518 | 2,866 |
| タスマニア州 | 736 | 786 | 988 | 1,060 | 1,704 |
| 首都特別地域 | 278 | 342 | 473 | 544 | 956 |
| 北部特別地域 | 1,023 | 1,074 | 1,226 | 1,290 | 2,754 |
| 合計 | 16,780 | 17,300 | 24,355 | 26,632 | 48,061 |

⁴⁴ New Tax System (Commonwealth-State Financial Arrangements) Act 1999

⁴⁵ IGA: Intergovernmental Agreement on the Reform of Commonwealth-State Financial Relations. 2009年に Intergovernmental Agreement on Federal Financial Relations に改変された。

⁴⁶ 金融機関取引税や市場性のある有価証券に係る印紙税など。

⁴⁷ BBA: Budget Balancing Assistance. 2009年6月30日で移行措置期間は終了した。

⁴⁸ FAG relativities

⁴⁹ [資料] *The Commonwealth Budget 2000-2001 Table 13 "General Revenue Assistance to the States, 1996-97 to 1999-2000", Final Budget Outcome 1999/2000 Table 25 "Financial assistance grants to the States", Final Budget Outcome 2000-01 Table 25 "GST revenue provision to the States and Territories", Financial Budget Outcome 2012/13 Table 29 "General revenue assistance, 2012-13"*

2 地方自治体への交付金

(1) 連邦政府から地方自治体への交付金

地方自治体への交付金には、主に特定目的交付金（SPPs）と地方自治体財政支援交付金⁵⁰がある。いずれも州政府を経由して支払われる。このほか、直接地方自治体に交付するものもある⁵¹。

特定目的交付金の使途は、州に交付される助成金と同様、健康福祉、教育、労働力の向上などに定められている。

地方自治体財政支援交付金は、一般目的交付金⁵²と地方道路交付金⁵³で構成される⁵⁴。いずれも使途は限定されていない。

地方自治体財政支援交付金は、まず連邦政府が州政府に交付する全国連携交付金（National Partnership Payments）に含まれる。その総額は、前年度の交付金総額に人口や消費者物価指数から算出する増加要因を乗じて算定する⁵⁵。各州への分配額は、一般目的交付金は各州の人口比を基準とし、地方道路交付金は前年度の支給額を基準とする⁵⁶。

州政府から各地方自治体への分配額は、地方自治体（財政支援）法⁵⁷に基づき、首都特別地域を除いた各州の地方自治体交付金委員会⁵⁸が州政府に勧告する。その後、州政府は連邦政府の地方自治担当大臣に報告し、当該大臣が額を承認する⁵⁹。

⁵⁰ Local Government Financial Assistance Grants（FAG）。なお、2011/12年度の交付総額は26億8,043万豪ドル。〔資料〕Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2011-12, P.26*

⁵¹ 2013/14年度に連邦政府から地方自治体へ直接支払われた交付総額は7億4,551万豪ドル。〔資料〕*Budget 2014-15 Appendix B: Total payments to the states by government finance statistics function, Table B.1*

⁵² General Purpose component

⁵³ Identified Local Road component

⁵⁴ 2014/15年度の交付金予算額は、一般目的交付金が15億9,411万豪ドル、地方道路交付金が7億735万豪ドルである。〔資料〕Department of Infrastructure and Regional Development ウェブサイト <http://www.regional.gov.au/local/assistance/index.aspx>

⁵⁵ 〔資料〕連邦政府 Department of Infrastructure and Regional Development ウェブサイト <http://www.regional.gov.au/local/assistance/> なお、2014年現在、2015/16～2017/18年度までの3年間、物価スライドが凍結されることが連邦政府により発表されている。

⁵⁶ Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sports, *Submission to the Commonwealth Grants Commission for the Financial Assistance Grants Review, March 2013 P.6*

⁵⁷ Local Government (Financial Assistance) Act 1995

⁵⁸ Local Government Grants Commission

⁵⁹ 〔資料〕Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sports, *Submission to the Commonwealth Grants Commission for the Financial Assistance Grants Review, March 2013 P.6*

一般目的交付金を分配する際には、各地方自治体の住民一人あたりの交付金額が、州の住民一人当たりの額の30%を下回ってはならないと規定されている⁶⁰。地方道路交付金の分配額は、道路の総延長、種類、交通量などに基づき決定されている⁶¹。

参考 地方自治体交付金委員会の役割⁶²

各州の地方自治体交付金委員会の役割は、連邦政府が州政府を通して地方自治体に交付する財政支援交付金（一般目的交付金と地方道路交付金）に関して、各地方自治体への分配額を州政府に勧告することである。

地方自治体（財政支援）法第5条は、各州の地方自治体交付金委員会が満たすべき基準を、次のように規定する。

- ・ 各州法に基づき、委員会を設立すること。
- ・ 委員会は、州内各地方自治体への財政支援の支給について州政府に勧告することを主な業務とすること。
- ・ 委員会の委員のうち、少なくとも2名は地方自治体もしくは地方自治体に関連した業務を行う者を充てること。

また、同法第11条は、地方自治体交付金委員会が以下を行うよう規定する。

- ・ 委員会は、勧告に関連した公聴会を開催すること。
- ・ 委員会は、勧告に関する地方自治体からの具申を認めること。
- ・ 委員会は、国全体の基準に従って勧告を行うこと。

（2）州政府から地方自治体への交付金

地方自治体は、州政府から用途を限定する特定目的交付金を受ける。その用途は、道路、上下水道・環境整備、社会保障・福祉、レクリエーション・文化などである。2009/10年度の交付総額は49億7,900万豪ドルであった⁶³。

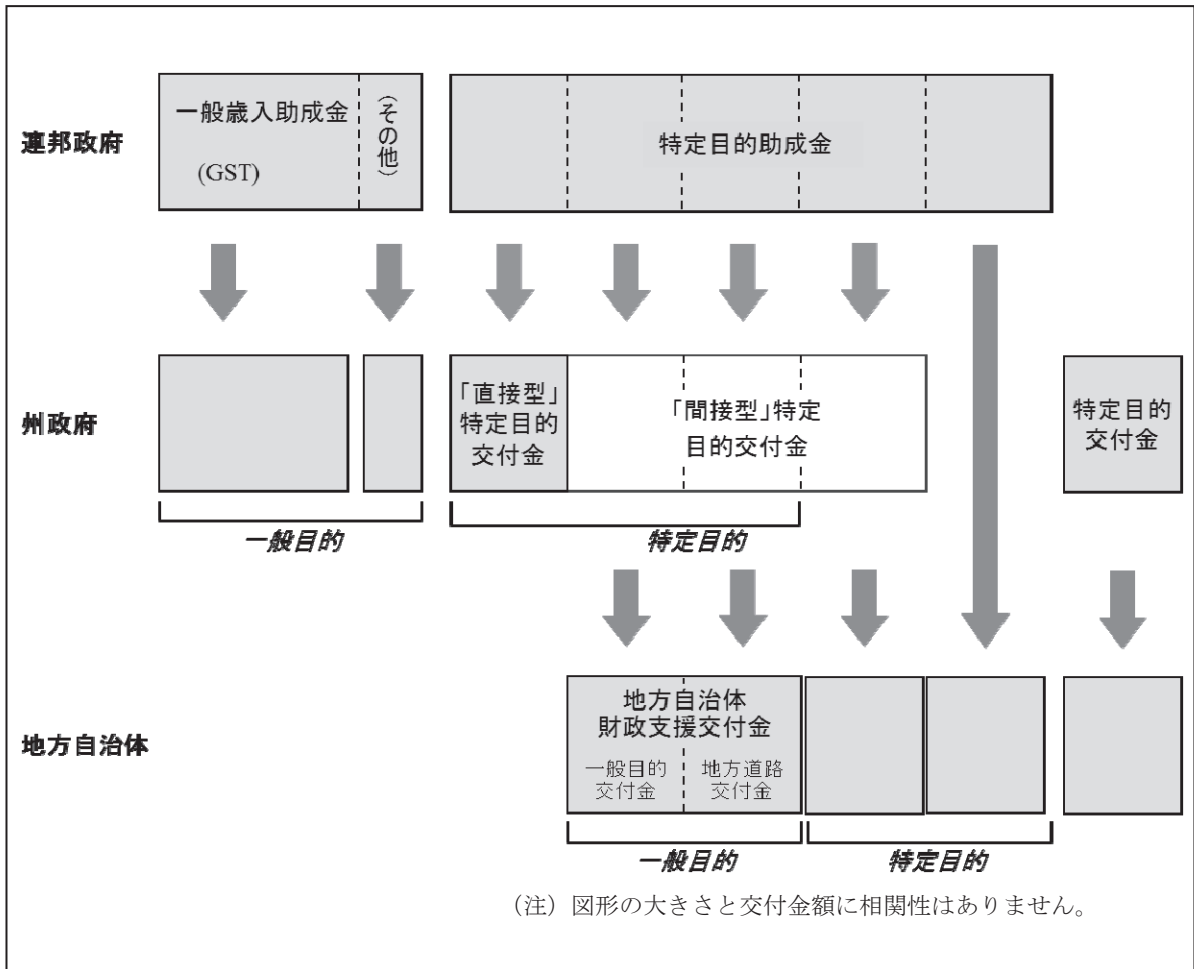
⁶⁰ [資料] Local Government (Financial Assistance) Act 1995 第6条第2項b

⁶¹ [資料] Department of Regional Australia, Local Government, Arts and Sports, *Submission to the Commonwealth Grants Commission for the Financial Assistance Grants Review, March 2013* P.7

⁶² [資料] Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2011-12, P.28*

⁶³ [資料] Department of Infrastructure and Regional Development, *Local Government National Report 2010-11, P.14*

図表 3-5 交付金の流れ



第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数

1 概況

2014年6月現在、地方自治体の全職員数は約188,900人であり、州別の内訳は図表4-1のとおりである。

図表4-1 各州の地方自治体の職員数¹

(単位：人)

| 州・特別地域 | 職員数 | (参考) 人口 |
|----------------|---------|------------|
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | 56,100 | 7,518,500 |
| ビクトリア州 | 51,300 | 5,841,700 |
| クイーンズランド州 | 41,700 | 4,722,400 |
| 南オーストラリア州 | 10,600 | 1,685,700 |
| 西オーストラリア州 | 22,000 | 2,573,400 |
| タスマニア州 | 4,000 | 514,800 |
| 北部特別地域 | 3,200 | 245,100 |
| 合計 | 188,900 | 23,101,600 |

オーストラリアには合計562の地方自治体が存在するため、一地方自治体当たりの職員数は平均で336人である。

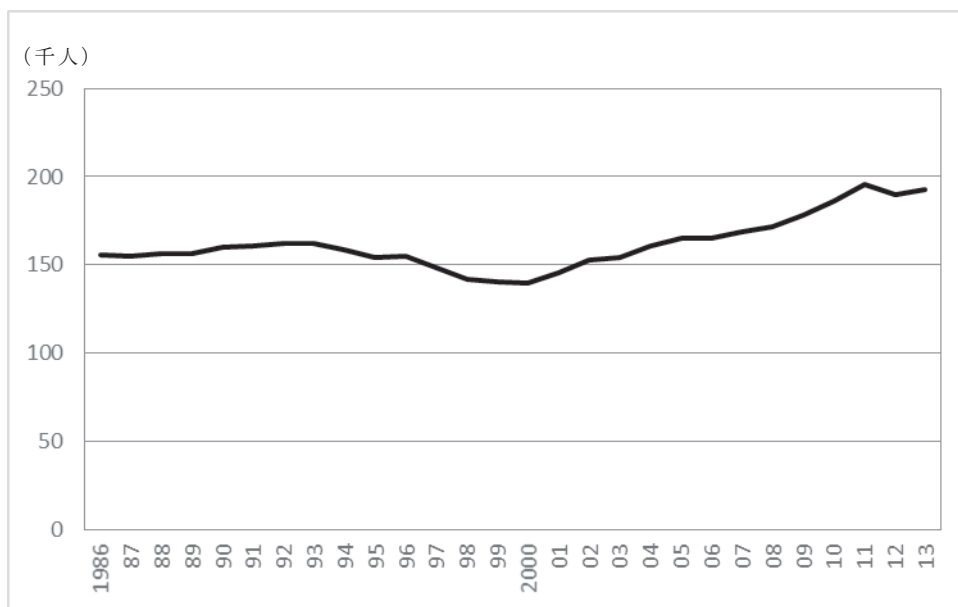
2 職員数の変化

1986年以降の地方自治体職員数の変化は、図表4-2のとおりである。この間、1993年まで緩やかな増加傾向が続いた後は減少に転じ、特に1996年から1998年にかけては同国の経済状況の悪化およびこれに伴う公的部門の行財政改革を受けて急激に減少した。2000年以

¹ [資料] Australian Bureau of Statistics, 6248.0.55.002 - *Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2013-14* および 3101.0 - *Australian Demographic Statistics, Jun 2014, Table 1*

降は、再び増加傾向にある。

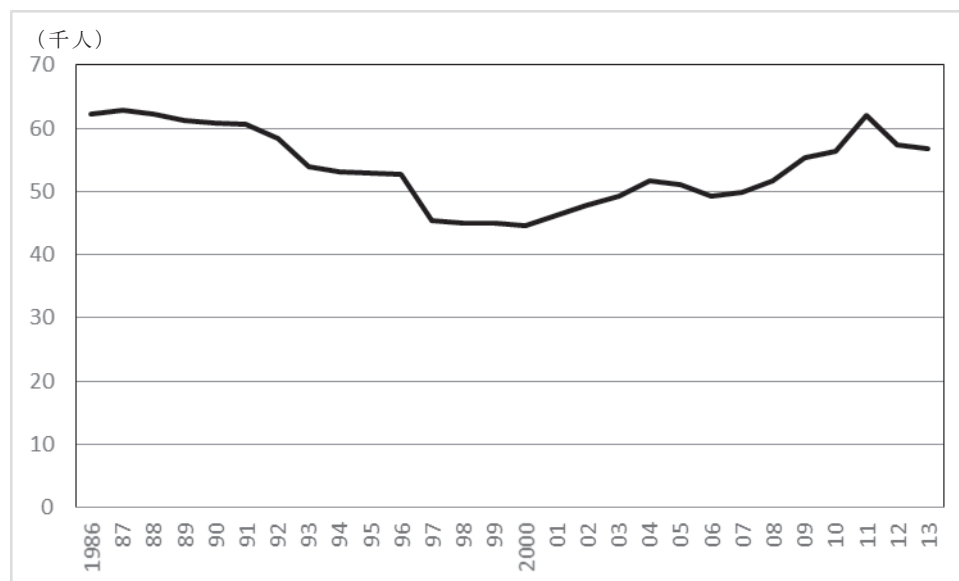
図表 4-2 全地方自治体職員数の変化²



ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員数の変化は、図表 4-3 のとおりである。1992 年から 1993 年には、電力公営事業の見直しにより、それまで地方自治体の職員とされていたシドニー周辺地域の電力関係職員が州政府職員になったため、地方自治体職員数は大幅な減少を示した。1996 年から現在にかけては、全国の傾向と同様の動きをとっており、2000 年代は再び増加傾向に転じている。

² [資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007, Table 6a* および *6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2012-13, Table 1*

図表 4-3 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員数の変化³



3 地方自治体職員の年齢構成

ニュー・サウス・ウェールズ州においては、雇用機会均等⁴の原則により、採用・昇給から退職に至るまでの間、「年齢」による差別・考慮が一切禁止されている（第3節参照）。そのため、人事管理資料としての職員年齢の意義はなくなり、地方自治体職員の年齢構成の実態把握は困難である。

³ [資料] Australian Bureau of Statistics (ABS), *6248.0.55.001 - Wage and Salary Earners, Public Sector, Australia, Jun 2007, Table 6a* および *6248.0.55.002 - Employment and Earnings, Public Sector, Australia, 2012-13, Table 1*

⁴ EEO: Equal Employment Opportunity

第2節 法的基礎

1 職員制度に関する法令

(1) 通則

オーストラリアには地方自治体の職員制度に関する日本の地方公務員法に相当する独立の州法はない。日本の地方自治法に相当する各州の地方自治体法中に数か条の規定が設けられているのみである⁵。地方自治体法に規定のない事項については、各州労使関係法や同法に基づき設置される裁定⁶などによる。

(2) 地方自治体職員に適用される裁定

地方自治体の議会は、雇用条件を規定する裁定に則り、各地方自治体職員の勤務条件を決定する⁷。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体職員に適用される裁定は、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体裁定 (Local Government (State) Award) である。これは同州地方自治体協会 (第2章第5節参照) と、職員を代表する複数の職種別組合との合意に基づいて、労使関係委員会が承認したものである。

当該裁定は、幹部職員である「上席職員」(本章本節2参照)の任用には、適用されない⁸。

2 上席職員制度

(1) 概要

ニュー・サウス・ウェールズ州では、地方自治体法に基づく上席職

⁵ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、同州地方自治体法第332条から第354I条に職員制度について記載されている。

⁶ 例えば、ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、Industrial Relations Act 1996 (労使関係法)は、同州労使関係委員会 (Industrial Relations Commission) が裁定を作ることを認めている。(同法第10条参照。) 給与基準表や各種手当、最長勤務時間、休暇制度などが規定されている。ただし、シドニー市職員など別の裁定に基づく場合もある。〔資料〕*Local Government (State) Award 2014*

⁷ 労務協定 (「Contract Agreement」や「Enterprise Agreement」などの呼称) を定める。

⁸ 〔資料〕*Local Government (State) Award 2014, 43. Area, Incidence and Duration*

員制度を採用しており、現在同州の地方自治体職員は、幹部職員である上席職員とそれ以外の職員（以下、一般職員）に大別される。

上席職員とは、ジェネラル・マネージャー（下記（2）参照）のほか、議会が上席職員職として規定した⁹職にある地方自治体の幹部職員であり、ディレクターの名称で呼ばれることが多い。地方自治体の上席職員は最高5年間の期限付き個別雇用契約に基づいて任用される¹⁰。なお、上席職員の雇用契約内容については、議会への最低年1回の報告がジェネラル・マネージャーに義務付けられている¹¹。

（2） ジェネラル・マネージャー

① 地方自治体の常勤最高位職

オーストラリアの地方自治体における常勤の最高位職職員は、ジェネラル・マネージャーである。ジェネラル・マネージャーは、議会が決定した政策を受けて地方自治体の日常的な意思決定と業務執行を行い、職員を指揮する、行政のプロフェッショナルである。

常勤の最高位職の名称は、州によって異なる。ジェネラル・マネージャーではなく、首席行政職員（Chief Executive Officer）という名称を用いる州もある（図表4-4参照）が、本レポートでは「ジェネラル・マネージャー」に統一して記述する。

図表 4-4 各州地方自治体の常勤最高位職の主な呼称¹²

| 州・特別地域 | 常勤最高位職の呼称 |
|----------------|------------------------------------|
| ニュー・サウス・ウェールズ州 | General Manager (GM) ¹³ |
| ビクトリア州 | Chief Executive Officer (CEO) |
| クイーンズランド州 | Chief Executive Officer (CEO) |
| 南オーストラリア州 | Chief Executive Officer (CEO) |
| 西オーストラリア州 | Chief Executive Officer (CEO) |
| タスマニア州 | General Manager (GM) |
| 北部特別地域 | Chief Executive Officer (CEO) |

⁹ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法 第332条

¹⁰ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法 第338条第1項および第2項

¹¹ CLAIR Report No.377（2013年2月5日）、オーストラリア地方自治体の公務員制度について P.17

¹² 〔資料〕ALGA 提供全豪地方自治体リストおよび各州地方自治体法

¹³ シドニー市は CEO を用いる。

② 権限

ニュー・サウス・ウェールズ州では、1993年の地方自治体法改正に伴い、権限の改革が行われた。従来、議会が保持した職員の任免権や指揮監督権はジェネラル・マネージャーに移譲され、ジェネラル・マネージャーが行政の実質的な責任者となった。ジェネラル・マネージャーは、市町村長や議員とともに各種委員会の議事に参加し、主要な政策決定に深く関与している。

ジェネラル・マネージャーの主な役割は、次のとおりである¹⁴。

- ・重要な戦略計画・方針の策定または実施、年次報告書の発表などに係る議会の補助
- ・日常の地方自治体運営
- ・議会により決定されたジェネラル・マネージャー業務の遂行
- ・議会により承認された組織や、人件費予算の範囲内での職員の任命
- ・職員の解雇および指揮監督¹⁵
- ・雇用機会均等計画の実施

③ 任用

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーは地方自治体法上必置の職である¹⁶。ジェネラル・マネージャーを任用、解雇する権限を有するのは市長ではなく合議体としての議会である¹⁷。ジェネラル・マネージャーのポストは、インターネットや新聞紙上の求人欄などで一般公募¹⁸し、民間を含む広い範囲から実力・実績に基づいて適材を採用する。議員による選考を経

¹⁴ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 335 条第 2 項

¹⁵ ただし、上席職員の任命・解雇は議会との協議を経なくてはならない。ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 337 条

¹⁶ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 334 条

¹⁷ [資料] Division of Local Government, Department of Premier and Cabinet, NSW Government, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers, July 2011 P.6*

¹⁸ ニュー・サウス・ウェールズ州の場合、ジェネラル・マネージャーを含む上席職員の公募については、州全体に販売されている日刊紙に少なくとも 2 回は広告しなければならない。[資料] ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 348 条第 2 項

て数年間の任用契約を結ぶ。採用までの過程はプライバシーに関すること以外は公表され、透明性を確保しなければならない。給与は年俸制であり、再任の可否は契約期間中の実績に基づいて判断される。

参考 ジェネラル・マネージャーの人材斡旋

地方自治体協会 (Local Government Association) が採用活動のコンサルティングを行う州もある。例えばニュー・サウス・ウェールズ地方自治体協会は、「マネジメントサービス部¹⁹」という組織を持ち、上席職員などの採用をサポートする。

その主な業務内容は、採用および求人広告に係る手順の向上、面接のコーディネーター、推薦状の確認、不採用者との調整、契約交渉、職務契約の設定などである。

3 給与

ニュー・サウス・ウェールズ州では、ジェネラル・マネージャーの給与は州地方自治体法の中で最低額の定めがある²⁰以外は規定がなく、個々の契約の中で年俸が決定される。

2012/13 年度の年俸の平均は農村部などの小規模地方自治体では約 18 万豪ドル、都市部などの大規模地方自治体では約 34 万豪ドルとなっている²¹。

なお、同州では地方自治体協会のマネジメントサービス部が各地方自治体のジェネラル・マネージャーなどの給与を比較できるデータを提供しており、多くの地方自治体で用いられている。

¹⁹ Management Solutions

²⁰ ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 332 条第 2 項

²¹ McArthur, *National Remuneration Survey, The Most Comprehensive Salary Guide for Local Government 2012/13*

参考 ジェネラル・マネージャーに関する事例

ジェネラル・マネージャーに関する興味深い事例を2つ紹介する。

〈ケース1〉3,000 キロの人事異動

2002年1月に、ニュー・サウス・ウェールズ州サウス・シドニー市のジェネラル・マネージャーが交代した。新任のジェネラル・マネージャーは、西オーストラリア州バンバリー市から応募し、任用された。日本の約20倍の広さを持つオーストラリア大陸。その東海岸サウス・シドニー市と西海岸バンバリー市は、直線距離にして3,000キロ以上！（北海道根室市から沖縄県与那国島の直線距離に相当。）

ちなみにジェネラル・マネージャーの募集は、全国から優秀な人材を求めするため、民間の専門業者に委託して行われた。

〈ケース2〉州政府が特定の地方自治体の議会を解散

ビクトリア州との境界の町、ニュー・サウス・ウェールズ州ベガ・バリー市では、州政府によって議員数12名の議会が強制的に解散させられた。

1999年1月、7名の議員がジェネラル・マネージャーの解雇事案を発議、過半数をもって可決した。当時のジェネラル・マネージャーは任用後1年にも満たなかった。この他にも、同市上席職員が次々に解職される事態が続いていた。

同年8月、ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治省は、同州地方自治体法第430条の規定に基づき、同市の実態調査に乗り出した。その結果、特定の市議7名がジェネラル・マネージャーを始め、上席職員を次々に解職決議した事実が発覚。結局、調査団は議会と行政の関係がもはや修復不可能と判断し、州地方自治大臣が議会を解散させた。

4 定数、組織・職の改廃

オーストラリアの地方自治体には、「議会が条例で定める職員定数」の概念はない。

ニュー・サウス・ウェールズ州の地方自治体では、議会が上席職員の職とその他の必要な職を含んだ組織機構図と人件費の大枠を定め、その範囲内でジェネラル・マネージャーが必要な組織・職と職員数を定めている。

第3節 任用（ニュー・サウス・ウェールズ州の場合）

1 任用原則－雇用機会均等

法律により、人種、性別、年齢、婚姻の有無、身体障がい等を理由とする差別の除去と、女性、少数民族グループ、身体障がい者の雇用の促進に務めなければならないとされる。こうした雇用機会の平等を確保するため、雇用機会均等計画を作成し、実施しなくてはならない。

日本のように、職員の任用に際して年齢制限を設けることは、雇用機会均等の考えに反する。

2 任用方法

定時の一括採用は行っておらず、職ごとに補充の必要が生じた段階で任用する。筆記試験制度は取られていない。任用は、通常「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場など）への照会→任用決定」の過程を経て行われる。なお、任用選考方法に関する特別の定めはなく、実施方法は各地方自治体が定める。

職員の公募が行われた場合、応募者は既に当該地方自治体に職を有するか否かに関わりなく、全て対等に扱われる。

議会が決定した組織機構図に基づいた職員の補充は、法律上公募が義務づけられている²²。

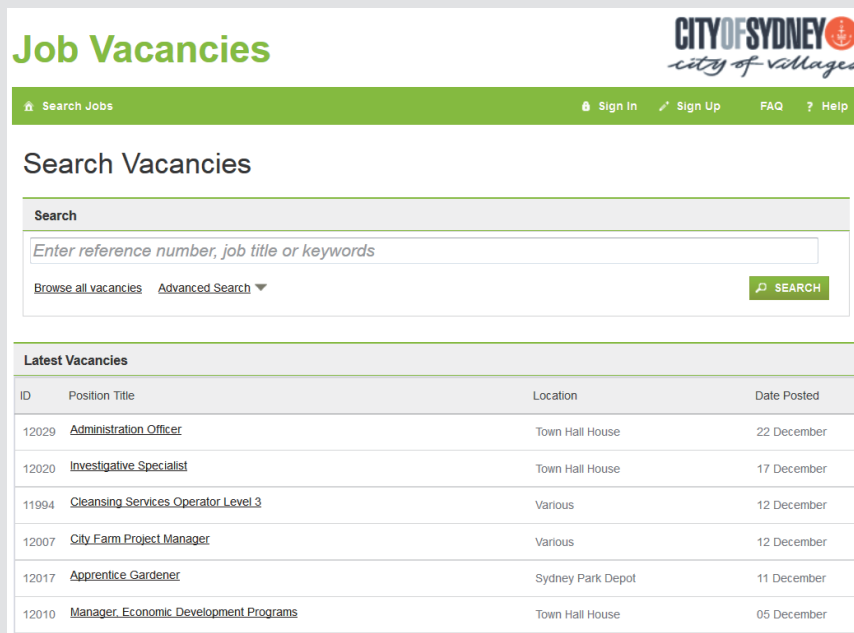
公募の媒体としては、ニュー・サウス・ウェールズ州の代表的な日刊紙の求人欄および全国版の地方自治体職員求人ウェブサイトなどが利用されるほか、人材派遣会社に委託する場合も見られる。地方自治体のウェブサイトにも人材募集のページが作られている場合が多い。以下に例を示す。

²² ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体法第 348 条第 1 項

参考

シドニー市の求人公告例

○シドニー市ウェブサイト



Job Vacancies

Search Jobs Sign In Sign Up FAQ Help

Search Vacancies

Search

Enter reference number, job title or keywords

Browse all vacancies Advanced Search SEARCH

| ID | Position Title | Location | Date Posted |
|-------|--|-------------------|-------------|
| 12029 | Administration Officer | Town Hall House | 22 December |
| 12020 | Investigative Specialist | Town Hall House | 17 December |
| 11994 | Cleansing Services Operator Level 3 | Various | 12 December |
| 12007 | City Farm Project Manager | Various | 12 December |
| 12017 | Apprentice Gardener | Sydney Park Depot | 11 December |
| 12010 | Manager, Economic Development Programs | Town Hall House | 05 December |

○上記のうち、メディアチームスタッフ(Administration Officer)の募集要項

- ・給与: シドニー市裁定 3 級相当 62,245 豪ドル(年)
- ・期間: 雇用期限なし
- ・当該職の責務: 広報公聴チームのスタッフとして、シドニー市の総合計画が目指す目標に沿って貢献する。
- ・必要な能力: 高水準の口頭・文書での情報交換能力を要する。経験者であること。
- ・その他: 上司の求めに応じ、就業時間が変わりうる。

第4節 任用後

1 人事異動

オーストラリアで職を得ることは、組織に就職することではなく特定の職に雇用されることであり、「定期的な人事異動」という概念はない。

2 昇任

オーストラリア社会でステップアップを図る手段としては、より高い賃金を得ることもできる上位のポジションへ転職することが一般的である。地方自治体の職員として任用された後は定期的な人事異動や昇任の制度は存在せず、昇任を希望する職員は、組織内外に関わらず、上位のポジションにおける欠職に応募し、新たな任用選考を経て採用される必要がある²³。

3 退職

(1) 解雇

① 上席職員の解雇

解雇事由は法に規定されていないが、通常、契約事項に対する重大かつ継続的な違反があった場合や、適切な議会の指示を故意に反故にした場合などは、議会は即刻当該上席職員を解雇することができる旨、雇用契約に記載される²⁴。

その他、地方自治体は必要な事前通告期間を置けば、上席職員を解雇できる旨の条項が通常雇用契約に記載される。

²³ CLAIR Report No.377 (2013年2月5日), オーストラリア地方自治体の公務員制度について P.13

²⁴ [資料] Division of Local Government, Department of Premier and Cabinet, NSW Government, *Guidelines for the Appointment & Oversight of General Managers, July 2011 P.37* および NSW Government, the Department of Local Government, *Standard Contract of Employment-Senior Staff (other than General Managers) of Local Councils in New South Wales*

② 一般職員の解雇

廃職・過員（人員整理）による解雇を行うときは、一定の事前通告期間を置かなくてはならない。事前通告期間は図表 4-5 のとおりである。なお、かつては通告期間の条件として年齢も考慮されていたが、現在は勤務年数のみを条件としている。

図表 4-5 事前通告期間²⁵

| 勤務年数 | 最低告知期間 |
|-------------|--------|
| 2 年未満 | 2 週間 |
| 2 年以上 3 年未満 | 3 週間 |
| 3 年以上 5 年未満 | 4 週間 |
| 5 年以上 | 5 週間 |

(2) 定年制度

政府職員や地方自治体職員には定年制度がない。これは、定年制度は年齢に基づく差別であるという理由による。ニュー・サウス・ウェールズ州では、同州差別禁止法²⁶により、地方自治体職員の定年制度は 1992 年 1 月から廃止された²⁷。他の全ての州、特別地域でも同様に定年制度が廃止されている。

実際には、老齢年金の受給資格を得る 65 歳で退職（引退）する職員が多い²⁸。

²⁵ [資料] *New South Wales Local Government (State) Award 2014 第 38 条 "Termination of Employment"*

²⁶ *Anti-Discrimination Act 第 49ZV 条*

²⁷ 定年制度の廃止は 1991 年 1 月から段階的に開始された。（*Anti-Discrimination Act 1977 第 49ZU 条*）

²⁸ *CLAIR Report No.377 (2013 年 2 月 5 日)* ,オーストラリア地方自治体の公務員制度について P.28

第5節 勤務条件²⁹

図表 4-6 は、休暇などの主要な勤務条件である。

下図の勤務時間以外の条件で地方自治体業務に従事する職員としてパート・タイム、ジョブ・シェアリングなどの職員も存在する。これらの職員も他の職員と同じ法の適用を受け、常勤職員と同等の権利を有する。例えば年次有給休暇も、実際の勤務時間を一般のフル・タイム職員の勤務時間と比較し、その割合に相当する日数が与えられる。

上席職員は、原則的には裁定の対象ではないが、勤務時間、休暇等の勤務条件は一般職員と基本的に同様である。

²⁹ CLAIR Report No.377 (2013年2月5日), オーストラリア地方自治体の公務員制度について P.17

図表 4-6 ニュー・サウス・ウェールズ州地方自治体職員の勤務条件³⁰

| 勤務条件項目 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 給料の支払い (第 11 条) | 原則として週給または隔週給。他の期間による支払いも労使双方の合意により可能。 |
| 勤務時間 (第 18 条) | 一週間あたり、非現業職 35 時間、現業職 38 時間。 通常の勤務は月曜日から金曜日で、始業時刻・就業時間は労使双方の合意によるが、9:00～17:00 が多い。 |
| 時間外勤務手当 (第 19 条) | 所定の勤務時間終了後 2 時間までは、1.5 倍の時給が支払われる。それ以降は 2 倍の時給が支払われる。 また、土曜日は 2 時間までは 1.5 倍、それ以降および正午以降は 2 倍、日曜日の時給は 2 倍になる。 |
| 病気休暇 (第 21 条 A) | 勤務 1 年にあたり 3 週間の有給が与えられ、未使用分は翌年に加算される。 ニュー・サウス・ウェールズ州内の他の地方自治体に転職した場合、従前の病気休暇を上限 13 週間で持ち越すことができる。5 年以上の勤務者で、病気休暇を全て使用した者に対しては、規定以上に与えることもできる。 |
| 看護休暇 (第 21 条 B) | 職員は、自己の病気休暇を家族の看護のために用いることができる。家族の定義は、配偶者(事実婚含む)、子ども、両親、兄弟姉妹、同居の親族など、幅広く認める。 |
| 年次有給休暇 (第 21 条 D) | 1 年で 4 週間(20 日間)。またはシフト制で 1 週間に 7 日間の勤務が定期的に求められる者においては 5 週間(25 日間)。 未使用の休暇は翌年に繰り越され、当該職を辞すまで加算される。休暇の合計が 8 週間を超えるとき、または、職場が 4 週間以内の休業(クリスマス・年末年始など)を予定するときは、4 週間以上の事前通知を条件として、雇用者は職員に年次有給休暇を使用するよう命じることができる。 退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。 |
| 長期勤務休暇 (第 21 条 E) | 5 年の勤務後 6.5 週間、10 年の勤務後 13 週間、15 年の勤務後 19.5 週間、20 年の勤務後 30.5 週間の有給長期勤務休暇が付与され、以後 5 年の勤務ごとに、11 週間分が加算される。 中途退職者に対しては、15 年未満の勤務者に対しては年 1.3 週間分、以後の勤務期間に対しては年 2.2 週間分が加算される。退職の際、未使用の休暇は、金銭に換算して支給される。 |
| 無給休暇 (第 21 条 M) | 上記以外に労使双方の合意により、無給の休暇を取得できる。 |
| 陪審員休暇 (第 21 条 L i) | 陪審員として法廷に出頭する場合、陪審員報酬額と出頭時間分の職員の給与計算額との差額分が支給される。 |
| 組合研修休暇 (第 21 条 L ii) | 労働組合の資金援助を受けて組合主催の研修に参加する場合の休暇は有給。 |
| 組合総会参加休暇 (第 21 条 L iii) | 労働組合の代表として組合の年次総会に参加する場合は、総会の間有給となる。 |
| 忌引休暇 (第 21 条 K) | 近親者の死去に伴う休暇は有給 4 日間。拡大家族の死去の場合は有給 2 日間。 |
| 出産・育児休暇 (第 21 条 FH) | 出産する女性職員の場合は、①出産予定日の 6 週間前か、労使双方の合意があればそれ以前に無給の出産休暇の取得が可能。②9 週間の有給出産休暇(あるいは 9 週間分の半額を 18 週間にわたって受給可)。雇用者の承認の上、①、②、年次有給休暇等と組合せて取得することができる。 このほか、親になった職員は 12 か月の無給休暇の取得が対象。出産(または養子縁組)の日から 1 年を経過すると取得できない。 いずれの休暇も取得開始前に 12 か月の継続した勤務経験が必要。 |

³⁰ [資料] *New South Wales Local Government (State) Award 2014*, Fair Work Act2009, Division 5, Part2-2, Chapter2, *Local Government(State) Award 2007*。なお、臨時職員 (casual) には適用されないものもある。

第2編 ニュージーランドの地方自治

第1章 ニュージーランドおよびその政府構造の概要

第1節 ニュージーランドの概要

ニュージーランドは、北島と南島の2つの主要島および多数の島々からなる。総面積は269,652km²で、日本の約3分の2である。

総人口は約424万人、人口密度は約15.7人/km²であり、人口密度についてはオーストラリアよりは高いが、日本のそれと比べると約22分の1である¹。また85%が都市部に居住しているため、非都市部の人口密度はさらに低く、人口の約4分の3が北島に集中するなど、人口のバランスは偏っていると言える。

いつ頃からニュージーランドに人が住み始めたかは定かではないが、紀元700年頃にはポリネシア人が定住していたとされている。1642年にオランダ人のアベル・タスマンがこの陸地を目撃して「ニュージーランド」と命名したが、ニュージーランドの「発見」は、1769年、イギリス人ジェームズ・クックによる。

1840年、先住民マオリの伝統的首長と英国代表との間で、マオリの権利を保障する代わりにニュージーランドを英国領土とする「ワイタンギ条約²」を締結した後、英国からの植民³が本格化した。この条約は現在でも効力を有しており、マオリはそれを根拠に現在政府が所有するマオリの伝統にとって重要な土地と漁業権を中心とする資源の利用権の返還を要求しているため大きな問題になっている⁴。

1960年代までの入植はほとんどが英国からであったが、その後は

¹ オーストラリアおよび日本の人口密度は、それぞれ3.0人/km²、334.9人/km²。

² Treaty of Waitangi

³ 一般的にヨーロッパからの植民者をマオリ語で「パケハ」と呼ぶ。

⁴ ワイタンギ条約については、その解釈の相違から長年大きな問題になっており、1970年代前半からマオリによる文化復興運動や土地復権運動が起こり始めた。1975年には条約違反の審査機関「ワイタンギ審判所」が設立されている。なお、条約が結ばれた2月6日は「ワイタンギ・デー」として、現在では建国記念日（祝日）となっている。

太平洋諸島や特に最近ではアジアからの移民が増えた。2013年3月時点で、人口の74.0%は英国その他のヨーロッパ系民族であり、それに次いでマオリ系が14.9%、アジア系が11.8%、ポリネシア系が7.4%を占める⁵。

図表 1-1 ニュージーランドの概要⁶

| | ニュージーランド | 日 本 |
|------|--|--|
| 面積 | 27万km ² ※日本の約3分の2 | 38万km ² |
| 位置 | 東経 160～173 度 南緯 33～53 度 | 東経 123～154 度 北緯 20～46 度 |
| 気 候 | <p>【平均気温(夏/冬)】</p> <p>■ オークランド(北島) 18.9 度/11.3 度</p> <p>■ クライストチャーチ(南島) 16.9 度/7.2 度</p> <p>【年間降雨量】</p> <p>■ オークランド(北島) 1,212.4mm</p> <p>■ クライストチャーチ(南島) 618.2mm</p> | <p>【平均気温(夏/冬)】</p> <p>■ 東京 27 度/6 度</p> <p>【年間降雨量】</p> <p>■ 東京 1,529mm</p> |
| 人 口 | 424 万人 (2013 年 3 月) ※日本の約 30 分の 1 人口増加率 5.3%(2006 年～2013 年) | 12,727 万人 (2013 年 12 月) |
| 人口密度 | 15.7 人/km ² | 334.9 人/km ² |

⁵ この統計は複数回答可のアンケートによるため、総数は人口を超える。(つまり、割合も100%を超える。) Statistics New Zealand, *2013 QuickStats, Ethic group* (2013年12月)

⁶ Statistics New Zealand, *New Zealand in Profile 2014* (2014年2月)、*New Zealand Official Yearbook 2010* (2010年)、*2013 QuickStats* (2013年12月)、National Institute of Water & Atmospheric Research (NIWA), *Mean Monthly Air Temperature (1981-2010)*, *Mean Monthly Rainfall (1981-2010)* および総務省統計局人口推計

図表 1-2 ニュージーランドの人口に関する情報

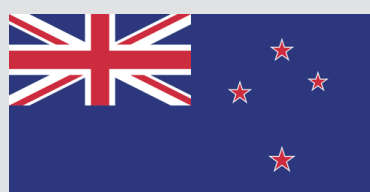
| | |
|------------------------------------|-----------------------------|
| 先住民(マオリ)の人口 ⁷ | 598,605 人 (全人口の 14.9%) |
| 在留邦人 ⁸ (2012 年 10 月) | 14,409 人 (うち永住者 8,049 人) |
| 主要都市の人口(周辺地域を含む) ⁹ | |
| オークランド地域 | 約 142 万人 |
| ウェリントン地域 | 約 47 万人 |
| クライストチャーチ地域 | 約 54 万人 |

参考 ニュージーランドの国旗変更か!?¹⁰

2014 年 1 月に、ニュージーランドのキー首相は、「英国の植民地をほうふつさせる」「オーストラリアと同様に南十字星が特徴となっている」などとして批判のある同国の国旗のデザイン変更の是非を問う国民投票の実施を検討する考えを示し、自らも変更を支持することを明らかにした。

キー首相はあくまでも個人的な意見とした上で、「同国のラグビー代表チーム『オールブラックス』が使用している銀のシダのマークが良いと思う。」としている。また、同じ旧大英帝国のカナダが 1965 年にユニオンジャックを用いた国旗から現在の国旗に変更したことを例に挙げ「大変な議論があったと認識しているが、結果として過去を振り返り、メープルの採用は間違いであったと言っている人がいるだろうか」と語っている。

当初は 2014 年 9 月の総選挙の際に国民投票が行われることも想定されたが、その際には実施されず、2015 年にまず新たな国旗の候補を選ぶための国民投票を、2016 年に実際に現行の国旗から新たな国旗に変更するかどうかの国民投票が行われる予定となっている。



【ニュージーランド国旗】



【オーストラリア国旗】



【オールブラックス】

⁷ Statistics New Zealand, *2013 QuickStats, Ethnic group* (2013 年 12 月)

⁸ 外務省領事局政策課, 「海外在留邦人数調査統計 平成 25 年要約版」

⁹ Statistics New Zealand, *2013 Census Usually Resident Population Count and Change*

¹⁰ The Australian(2014 年 1 月 30 日)、BBC News(2014 年 10 月 29 日)および Telegraph (2014 年 10 月 29 日)

図表 1-3 ニュージーランドの歴史

| | |
|----------------|---|
| 1300 年頃 | ポリネシア系移民(先住民マオリ)がニュージーランドに移住。 |
| 1642 年 | オランダ人アベル・タスマンが南島に到着、Nieuw Zeeland と命名。 |
| 1769 年 | 英国人探検家ジェームズ・クックが到着。 |
| 18 世紀末～19 世紀前半 | 捕鯨、あざらし捕獲、カウリ材(ニスの材料)、亜麻などの積み出しのため西欧人渡来。 |
| 1839 年 | ニュー・サウス・ウェールズ州(オーストラリア)がニュージーランドを併合。英国からの本格的な入植が始まる。 |
| 1840 年 | ワイタング条約締結、英領植民地となる。 |
| 1841 年 | ニュー・サウス・ウェールズ州からの独立を宣言。首都をオークランドに設置。 |
| 1842 年 | ニュージーランド初の地方自治体ウェリントンが誕生。 |
| 1843 年 | マオリとの土地をめぐる争いが激化し、22 人の移住者と4人のマオリの死者を出したワイロウ虐殺事件が起こる。 |
| 1852 年 | 中央議会、6つの県およびその議会の設置を定めた憲法が公布。 |
| 1854 年 | オークランドで最初の中央議会が開催される。 |
| 1860～1872 年 | 土地問題をめぐるマオリと移住者との間の激しい対立が続く(マオリ戦争)。 |
| 1861 年 | 南島のオタゴでゴールドラッシュ始まる。 |
| 1865 年 | ウェリントンへ遷都。 |
| 1869 年 | 最初の大学、オタゴ大学創立。 |
| 1876 年 | 県が廃止され、従前の地方自治体を再編して、全国に 63 の農村部地方自治体(カウンティ)と 45 の都市部地方自治体(ミュニシパリティ)が設置される。 |
| 1877 年 | 義務教育の開始。 |
| 1879 年 | 20 歳以上の成人男性に参政権が認められる。 |
| 1882 年 | 冷凍食肉の輸出が開始。これを契機に牧畜・酪農業が飛躍的に発達。 |
| 1889 年 | 非居住者及び所有資産による制限選挙を廃止。 |
| 1890 年 | 初の普通選挙(男性のみ)で自由党政権が成立。以後 21 年間同党の政権が続く。 |
| 1893 年 | 世界で初めて女性の参政権が認められる。 |
| 1898 年 | 老齢年金法成立。世界的に早期に社会福祉制度が整備される。 |
| 1907 年 | 英国連邦自治領となり、自治権が拡大される。 |
| 1914～1918 年 | 第一次世界大戦参戦。 |
| 1939～1945 年 | 第二次世界大戦参戦。 |
| 1947 年 | ウェストミンスター法 ¹¹ の採択によって国家としての主権を確立。 |
| 1950 年 | 上院が廃止され一院制になる。朝鮮戦争に派兵。 |

¹¹ イギリス連邦内の国に、本国と同様の主権を認める法律。

図表 1-3 ニュージーランドの歴史（続き）¹²

| | |
|--------|--|
| 1951 年 | 南太平洋地域の安全保障体制を確立するため、アメリカおよびオーストラリアと ANZUS 条約締結。 |
| 1965 年 | ベトナム戦争に派兵。 |
| 1973 年 | イギリスが EEC に加盟。輸入関税の引き上げに伴い、ニュージーランドは農作物の安定した輸出先を失ったため、アジアとの政治的・経済的関係の強化に努める。 石油危機。以後経済悪化。 |
| 1974 年 | 参政権の年齢が 18 歳以上に引き下げ。 |
| 1975 年 | ワイタング審判所設立。 |
| 1984 年 | 労働党ロンギ政権成立。大規模な経済改革に着手。 |
| 1985 年 | 核兵器搭載の確認を拒んだアメリカの駆逐艦「ブキャナン」号の入港を拒否。 ワイタング審判所が、1840 年のワイタング条約締結時までマオリの苦情審査をさかのぼることを決定。 |
| 1986 年 | 大規模な税制改革を実施し、消費税 (GST ¹³) を導入。 |
| 1987 年 | 非核・軍縮・軍備管理法成立。 マオリ語法によってマオリ語も英語と併せて公用語となる。 |
| 1989 年 | 消費税率を 12.5% に引き上げ。(引き上げ前 10%) |
| 1990 年 | ボルジャー国民党政権成立。 |
| 1997 年 | 国民党党首にシップリーが就任。初の女性首相が誕生する。 |
| 1999 年 | 労働党が 9 年ぶりに政権を奪取。首相にクラーク(女性)が就任。 |
| 2008 年 | 総選挙で国民党が勝利し政権交代。キー首相誕生。 |
| 2010 年 | 消費税率を 15% に引き上げ(引き上げ前 12.5%)。 |
| 2011 年 | クライストチャーチ大地震(マグニチュード 6.3、死者 185 名) |
| 2013 年 | アジア太平洋地域で初となる同性婚法が施行。 |

¹² ここでは、Statistics New Zealand (SNZ), *New Zealand Official Yearbook 2010* (2010 年)、(財)自治体国際化協会、*オーストラリアとニュージーランドの地方自治* (2005 年 3 月) およびオークランド日本経済懇談会、*ニュージーランド概要 2009-2010* (2009 年 10 月)などを参考にしている。

¹³ GST (Goods and Services Tax)

第2節 ニュージーランドの政府構造¹⁴

ニュージーランドは、憲法上、英国女王エリザベス二世を元首とする立憲君主国であり、その代理として総督¹⁵が置かれているが、実際は慣習法に則り内閣が行政権を行使する。議会は一院制であり、基本定数は120名、任期は3年である（図表1-4を参照）。

ニュージーランドには単一の成文憲法はなく、立法府・行政府・司法府などの権限および役割並びに総督の設置などを定めた最も包括的な憲法的意義を有する法律である「1986年憲法¹⁶」を中心に複数の法律や慣習法で憲法的役割を成している。

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府の二層であり、地方政府には「広域自治体」と「地域自治体」の二種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され、並列の関係に立っている（詳しくは第2章を参照）。

¹⁴ この節では、国立国会図書館調査及び立法考査局、*諸外国の憲法事情*（ニュージーランドの憲法事情、矢部明宏著）（2003年12月）を参考にしている。

¹⁵ Governor General 首相の推薦に基づき国王に任命される。任期は通常5年。総選挙後の首相の任命や首相の助言に基づき法律案の承認などを行う。

¹⁶ Constitution Act 1986

図表 1-4 ニュージーランド中央政府の基本構造¹⁷

| | |
|------|--|
| 立法府 | <p>一院制議会¹⁸</p> <p><議員数> 121名¹⁹（小選挙区71名（※うちマオリ選挙区7）、比例区50名） 〔内訳〕 国民党61名、ACT党1名、ユナイテッド・フューチャー党1名（連立内閣） マオリ党2名（閣外協力） 労働党32名、緑の党13名、ニュージーランド・ファースト党11名 （2014年9月総選挙結果）</p> <p><任期> 3年</p> <p><選挙制度> 小選挙区比例代表併用制</p> |
| 行政府 | <p>形式的には立憲君主制</p> <p>実質的には議院内閣制</p> |
| 司法制度 | <p>地方裁判所、高等法院、控訴法院、最高裁判所の四層構造²⁰</p> <p>ほかに、特定事件を扱う裁判所として、雇用問題を扱う雇用裁判所、結婚・養子問題などを扱う家庭裁判所、17歳未満の刑事事件を扱う少年裁判所、地域の計画や土地利用などを扱う環境裁判所、マオリの土地問題に関する紛争を扱うマオリ土地裁判所およびマオリ控訴裁判所があるほか、NZ\$²¹15,000以下の紛争を処理する紛争法廷がある。</p> |

地方自治の概念は、憲法上は明記されておらず、法令を通じて国会が地方自治体に権限を付与するものである。

地方自治体の権限については、主に2002年地方自治体法²²が規定しているほか、2001年地方選挙法²³、2002年地方自治体資産税法²⁴、1987年地方自治体行政情報および会議法²⁵、1968年地方自治体関係者利害

¹⁷ Statistics New Zealand, *New Zealand Official Yearbook 2010*(2010年); New Zealand Parliament ウェブサイト

¹⁸ もともとは Legislative Council と呼ばれる上院も存在したが、1950年上院廃止法 (Legislative Council Abolition Act 1950) によって廃止された。

¹⁹ ユナイテッド・フューチャー党が比例区（政党票）の得票率（0.22%）に基づくと議席を獲得できないが、小選挙区において1議席を獲得したため。議席配分の方法については、本節の「参考 ニュージーランドの選挙制度」を参照。

²⁰ 第一審は事件の程度によって、地方裁判所か高等法院で行われるかが決まる。NZ\$200,000までの民事事件や軽犯罪、重大な強盗事件、強姦などの事件の場合は地方裁判所が第一審となる。

地方裁判所は全国に63箇所、高等法院はオークランド、ウェリントン、クライストチャーチの3箇所を基本として開廷するが、その他16箇所の地方都市で出張開廷することもある。

控訴法院は首都ウェリントンを基本とするが、定期的にオークランドおよびクライストチャーチでも開廷する。最高裁判所はウェリントン1箇所のみ開廷。

²¹ これ以降の\$の表記は、NZ\$（ニュージーランドドル）とする。

²² Local Government Act 2002

²³ Local Electoral Act 2001

²⁴ Local Government (Rating) Act 2002

²⁵ Local Government Official Information and Meeting Act 1987

法²⁶など複数の法律が規定している。

2002年地方自治体法では、地方自治体の目的を、①地域住民およびその代表者によって民主的な意思決定および行動を可能にすること、②世帯や企業のために最も費用対効果のある方法で、良質²⁷な地域インフラ・地域公共サービス・その他法令で規定された地方自治体の業務成果について、地域の現在および将来のニーズを満たすことと規定しているほか²⁸、地方自治体の組織、権限、財源、運営などについて明確に定めている。

また、地方自治体はその役割を果たすにあたって、以下の9項目を原則として挙げている²⁹。

- (ア) 透明性かつ説明責任を果たすように業務を遂行すること。また、効率的および効果的な方法により、優先的な事項および成果目標を達成すること。
- (イ) 管轄するコミュニティ全てに対する認識および配慮を持つこと。
- (ウ) 意思決定を行う際には以下の事を考慮すること。
 - 地域の多様性およびその関心の多様性
 - 現在の地域の関心だけではなく、将来における地域の関心
 - 意思決定が上記の関心に与える影響
- (エ) マオリに意思決定の過程に関与する機会を与えること。
- (オ) 効果および効率性の改善のために、他の地方自治体等との連携を積極的に模索すること。
- (カ) 確かな業務経験に従って商業的取引を行うこと。
- (キ) 定期的に商業的取引の投資および実施によって期待される効果を評価すること。また、その効果が投資や取引に内在する危険性を上回るようにすること。
- (ク) 賢明な財務管理を行い、地域の関心に応じて効率的および効果

²⁶ Local Authorities (Members' Interests) Act 1968

²⁷ ここでいう良質 (good-quality) とは、効率的かつ効果的で、現在および予期される将来の状況に対して適切なことをいう。(Local Government Act 2002 第 10 条第 2 項)

²⁸ Local Government Act 2002 第 10 条第 1 項

²⁹ Local Government Act 2002 第 14 条第 1 項

的に資源を活用すること。

(ケ) 持続可能な発展のために以下の事を考慮すること。

- 地域の社会、経済および文化的な関心
- 環境の維持および向上の必要性
- 合理的に予測された将来世代のニーズ

参考 ニュージーランドの選挙制度³⁰

1996年以降、ニュージーランドの国政選挙においては小選挙区比例代表併用制(Mixed Member Proportional: MMP)が採用されている。

投票者は、政党票と候補者票の2つを投票する。その結果、まず、各政党の総議席数が政党票の得票率によって決定される。そして、各党に配分された議席は、まず各小選挙区で候補者票によって勝利した候補者に与えられ、残りの議席を政党名簿の上位者から充足する。政党名簿は全国単位となっており、小選挙区と政党名簿の重複立候補は可能となっている。

政党票の得票率で議席配分を受けるためには、政党は有効投票総数の5%以上を獲得しなければならない。2014年の選挙においては、基本定数120名に対し121議席が選出された。これは、ユナイテッド・フューチャー党が政党票で議席を獲得できなかったのに対し、1つの小選挙区で勝利したため、定数を1名上回ることとなった。

なお、1票の格差が生じないように、5年ごとの国勢調査の度に、小選挙区の数と区割りを変更しているほか、一般の選挙区とは別にマオリ選挙区を設けている(マオリは事前に一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを選択しなければならない)。1993年選挙法において南島の小選挙区は16と法定されており、国勢調査およびマオリ選挙区登録者数を基に、南島の1つの選挙区あたりの有権者数が算定される。そして、その数と等しくなるように北島およびマオリ選挙区の選挙区割を行っている。人口が少ないニュージーランドでは、約6万人の有権者に対して1つの選挙区が割り振られている。2014年の選挙では、71の選挙区(うち、マオリ選挙区は7)が設けられた。

The image shows a sample ballot paper for the 30001 electorate. It is divided into two main sections: 'PARTY VOTE' and 'ELECTORATE VOTE'. The 'PARTY VOTE' section lists various political parties with their respective logos and names, such as Business Party, Union Party, Social Democrat Party, Heritage Party, Worker's League, Environmental Protection Party, Liberty Party, Free Trade Party, Freedom Party, Chatham Islands Party, Kotahitanga Party, NZ Progress Party, NZ Socialist Party, and Transubstantiation Party. The 'ELECTORATE VOTE' section lists candidates for the electorate, including Brown, John; Edger, Fiona; Henkel, Dianne; John, Doreen; Ladd, Karen; Mathies, Martin; Peira, Jonathan; Stamer, Ruth; and Wells, Mike. The ballot paper includes instructions for voters and a large 'SAMPLE' watermark.

【投票用紙のサンプル】

左が政党票、右が候補者票

出典：NZ 選挙管理委員会

³⁰ ここでは、ニュージーランド選挙管理委員会(Electoral Commission New Zealand)ウェブサイトおよび和田明子、ニュージーランドの市民と政治(明石書店、2000年9月)を参考にしている。

第2章 地方自治体の概況

第1節 地方自治体の種類と数

ニュージーランドの地方自治体には、「地域自治体¹」および「広域自治体²」の2種類があり、地域自治体（後述する統合自治体を除く）は必ず1以上の広域自治体の区域に含まなければならない。オークランド、ネルソン、ギズボーン、マールボロ、タスマンおよびチャタム島の6つの地域自治体は、広域自治体の機能も兼ね備えており、「統合自治体³」と呼ばれる。これら地方自治体の総数は、2015年1月現在、78である⁴。「地域自治体」は、日本の市町村に相当する基礎的自治体で、呼称には「シティ(City)」と「ディストリクト(District)」がある。シティの要件は人口5万人以上であることだが、シティとディストリクトの間で権限の差はない。2015年1月現在、6の統合自治体を含めて全国で67の地域自治体がある（図表2-1を参照）。

¹ Territorial Authority

² Regional Council

³ Unitary Authority

⁴ 1989年までニュージーランドの自治体の数は200以上あり、その他約500の様々な特別目的地方団体が数多く存在したが、同年、大規模な自治体再編が行われ、小規模な自治体は整理統合され、特別地方公共団体の事務は地域自治体または広域自治体に移譲された。

図表 2-1 ニュージーランドの地方自治体の種類と数⁵

| | | 北 島 | 南 島 | 合 計 |
|-------|---------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 地域自治体 | オークランド ⁶ | 1 (1) | — | 1 (1) |
| | シティ | 8 | 4 (1) | 12 (1) |
| | ディストリクト | 34 (1) | 20 ⁷ (3) | 54 (4) |
| | 小計 | 43 (2) | 24 (4) | 67 (6) |
| 広域自治体 | | 7 | 4 | 11 |
| 合 計 | | 50 | 28 | 78 |

(注) 地域自治体の数値には、統合自治体も含まれている。() 内は、統合自治体数。

地域自治体の平均人口は約 6 万 3 千人、平均面積は 4,165km² であるが⁸、以下のとおり人口・面積とも地域自治体間の幅はかなり大きい。

一方「広域自治体」は、全国を 11 に区分しそれぞれに設置された広域的な地方自治体であり、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策など、国土管理に関する広域的事務を処理する。広域自治体は地域自治体の上位団体ではなく、並列的な関係にあり、地域自治体とは異なる機能を補完的に果たしている。広域自治体の平均人口は約 24 万人、平均面積は 21,210 km² である。

なお、統合自治体は広域自治体の区域には含まれないため、ニュージーランドの国土は、広域に 17 地域 (11 広域自治体、6 統合自治体) に区分されることになる。

⁵ 2015 年 1 月現在。Department of Internal Affairs ウェブサイト

⁶ オークランドは 2010 年 11 月にオークランド広域自治体とオークランド・シティを含む 7 つの地域自治体が合併してできた地域自治体 (統合自治体) である。個別の設置法で Auckland Council と名称が規定されており、他の地域自治体のように City、District の呼称によらない。

⁷ 厳密には District ではなく、南島に属さないチャタム島 (Chatham Island Territory) を含む。

⁸ 日本の市町村の平均は、人口 68,970 人、面積 216km² (東京都特別区部を含めない場合) [資料] 総務省統計局、都道府県・市区町村別主要統計表 (平成 22 年)

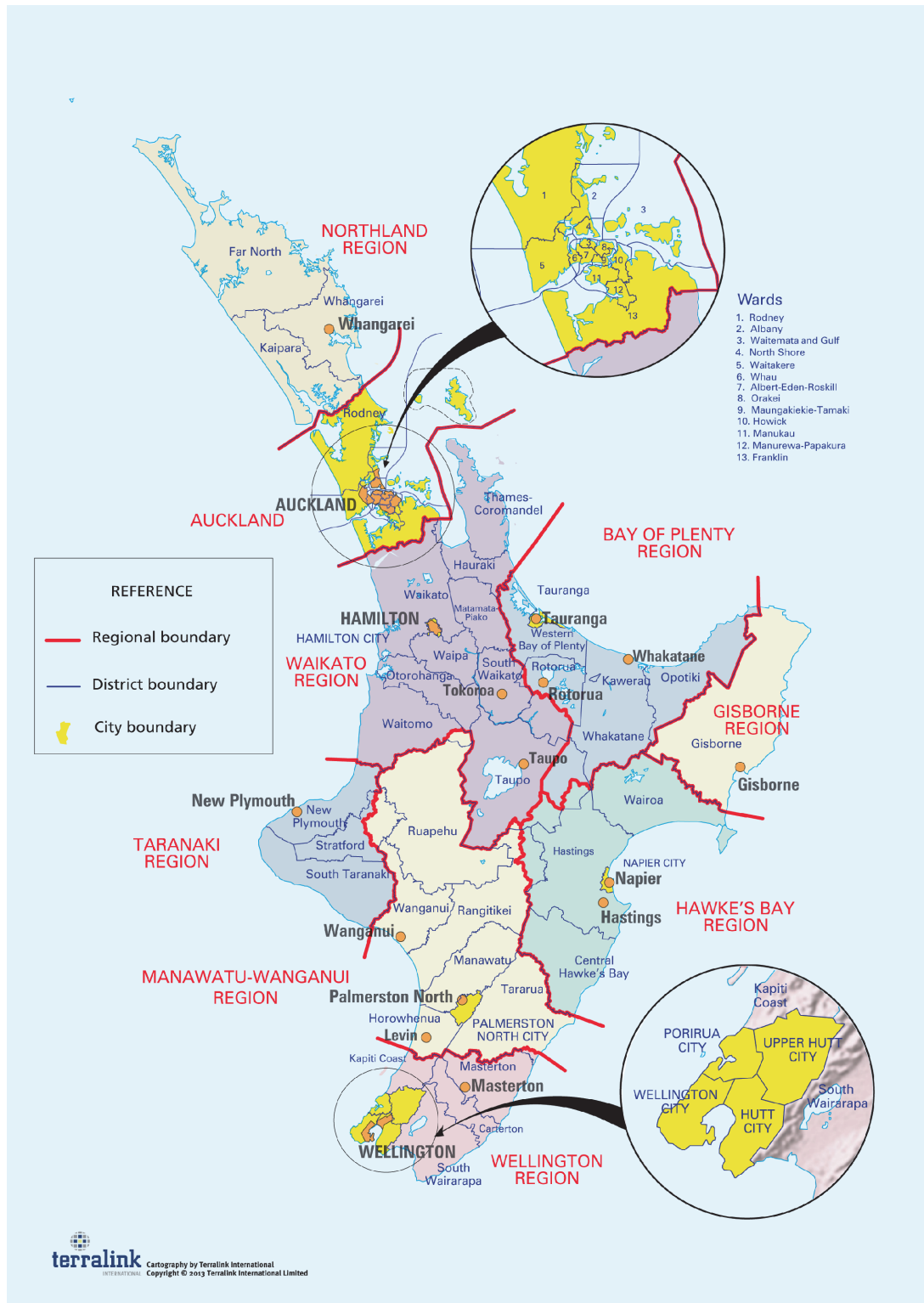
図表 2-2 人口・面積が最大・最小の地方自治体⁹

| | | 人口 | | 面積 | |
|----------|-------|--------------------------------|------------------------|---|-------------------------------------|
| | | 最大 | 最小 | 最大 | 最小 |
| ニュージーランド | 地域自治体 | 142 万人 オークランド ¹⁰ | 600 人 チャタム島 | 30,438km ² サウスランド・ディストリクト | 24km ² カウエラウ・ディストリクト |
| | 広域自治体 | 54 万人 カンタベリー | 3万2千人 ウェスト・コースト | 44,633km ² カンタベリー | 7,256km ² タラナキ |
| 日本 | | 371 万人 横浜市 (神奈川県) | 164 人 青ヶ島村 (東京都) | 2,178km ² 高山市 (岐阜県) | 3.47km ² 舟橋村 (富山県) |

⁹ Statistics New Zealand, *2013 Census usually resident population count and change*, New Zealand Department of Internal Affairs ウェブサイト、ABS 1379.0.55.001 - *National Regional Profile, 2008 to 2012 - NRP, Energy and Environment, LGA, 2008-2012; 3235.0 Population by Age and Sex, Regions of Australia* および平成 25 年度版全国市町村要覧（第一法規, 2013 年 10 月）

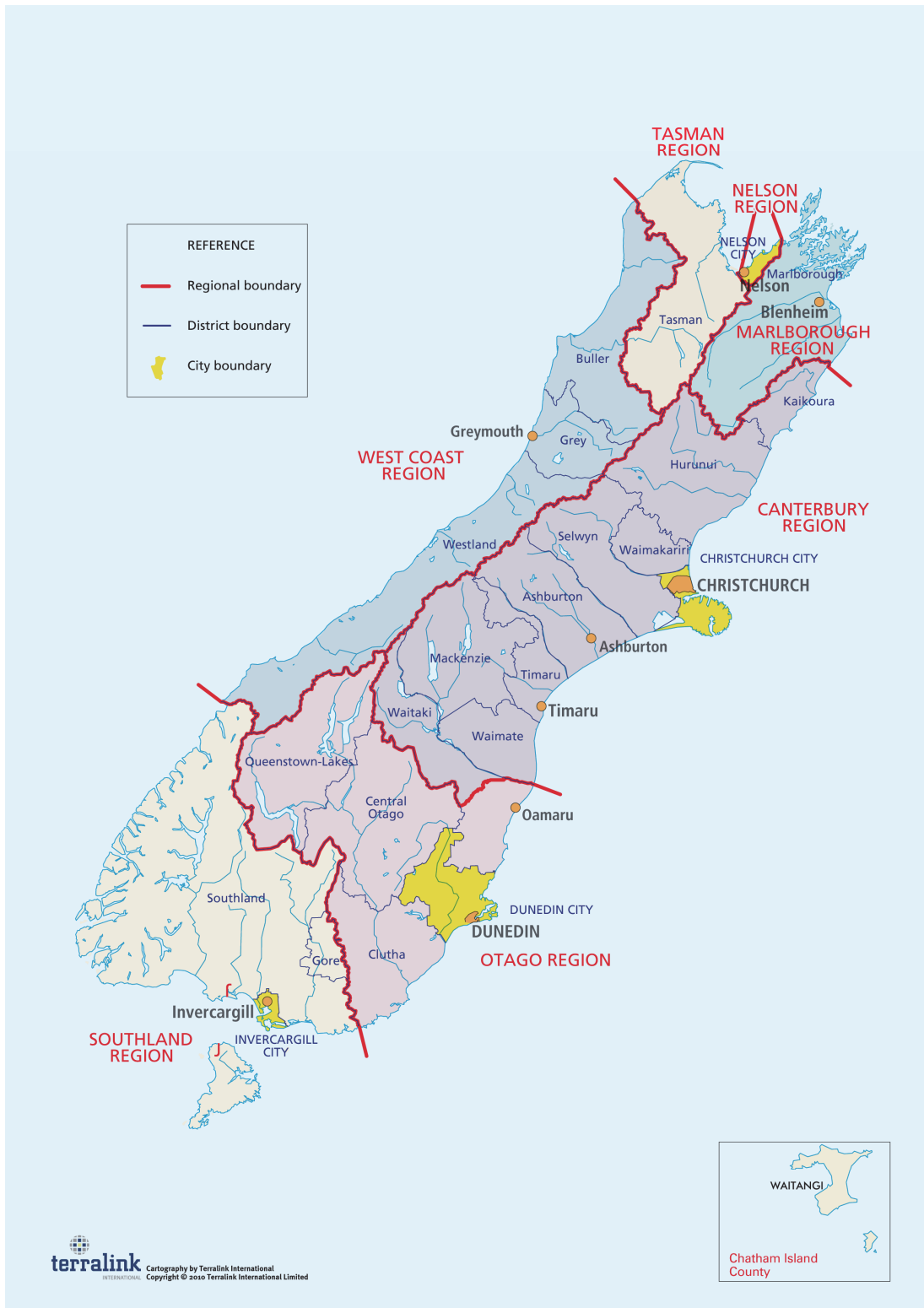
¹⁰ オークランドに次いで人口の大きい地域自治体としては、クライストチャーチ（341,469 人）、ウェリントン（190,956 人）、ハミルトン（141,615 人）などがある。

図表 2-3 ニュージーランド北島の地方自治体¹¹



¹¹ Local Government New Zealand ウェブサイト

図表 2-4 ニュージーランド南島の地方自治体¹²



¹² Local Government New Zealand ウェブサイト

第2節 地方自治体の権限および事務

1 地方自治体の権限および事務

地方自治体の事務は、法令および条例等に基づく規制等事務（regulatory activity）と地方自治体の目的を果たすために行われるその他の事務（non-regulatory activity）に大別できる¹³。

地方自治体の主要事務として、2002年地方自治体法では以下の5つを列挙しているほか¹⁴、個別の法令によってその事務が詳細に定められているものもある。

- (ア) インフラ網
- (イ) 公共交通
- (ウ) ごみの収集および処理
- (エ) 自然災害対策
- (オ) 図書館、博物館、保護地域、レクリエーション施設およびその他の地域インフラ

また、地方自治体はその役割を果たすためには、他の法令に矛盾しない限り、いかなる活動、商業的活動および商取引を行う権限を持っているほか、必要に応じて条例を制定することもできる¹⁵。

¹³ 基本的には、2002年以前は地方自治体は基本的に法令に規定された事務を行うことしか認められていなかったが、Local Government Act 2002の制定によって、地方自治体に大きな裁量を認めることになった。

¹⁴ Local Government Act 2002 第11条 A

¹⁵ 条例制定の範囲は限定されており、地域自治体と広域自治体ではその範囲も異なる。制定後5年以内の見直しが義務付けられており（それ以降は10年毎）、見直しを怠った場合は見直しをすべき日だった日から2年を経過した時点で失効することになる。

2 政府間の事務配分

図表 2-5 は、ニュージーランドの中央政府、広域自治体および地域自治体が処理する主な事務である。

中央政府は、住民に身近な分野では、以下のとおり教育、社会福祉、警察および消防に関する事務等を処理している¹⁶。

- (ア) 就学前教育から高等教育まで、全段階の教育を中央政府教育省が管轄する。教育省は政策提言や枠組み作りを行うほか、実際の学校運営に責任を負う高等教育委員会および全国約 2,400 の学校ごとに設置されている学校理事会¹⁷に対して資金（給与、施設維持費など）を提供する。
- (イ) 医療および社会福祉については、中央政府保健省や全国を 20 の区域に分けて設置された地域保健局管轄の下で公的医療サービスが提供されるほか、中央政府社会開発省の管轄の下で公的年金や低所得者支援、児童・家庭支援等のサービスが提供されている。
- (ウ) 警察は、首都ウェリントンにあるニュージーランド警察が統括する。全国を 12 の管区に分け、管区警察本部長が各地域の警察組織を指揮する。
- (エ) 消防は、ニュージーランド消防サービス委員会が統括する。全国を大きく 5 つの消防区域に分け、約 500 の消防署が設置されており、約 1,800 名の常勤消防職員のほか、約 8,300 名のボランティアの消防団員が活動にあっている。

¹⁶ なお、事務処理にあたってはクラウン・エンティティとよばれる公営企業とともに行う。

¹⁷ Board of Trustees

図表 2-5 ニュージーランドの政府間の事務配分¹⁸

| | 中央政府 | 広域自治体 | 地域自治体 |
|------|--|--|---|
| 安全保障 | 外交 防衛 司法 警察/消防 | 広域的災害対策 | 災害対策 保健・安全に関する条例の 制定 |
| 社会資本 | 国道 国立公園/保護地区 空港 ¹⁹ | 広域的資源管理 ・海岸、港湾および河川管理 ・水質および土壌保全 ・その他環境保全 広域交通計画 公共交通への助成 広域公園 | 上下水道/ごみ処理/雨水処理 地域交通計画 地方道路/駐車場 都市計画/地域開発計画 建築規制 空港(貨物専門の小規模なもの) /港湾 ¹⁹ 公共交通 ¹⁹ 交通管理 |
| 教育 | 大学/技術専門校(ホリテック) 公的学校 私立学校への助成 国家資格の認定 就学前教育(幼稚園など)の運 営・補助 | | 就学前教育の運営・補助 |
| 保健福祉 | 健康保険/医師免許 公的病院 指定伝染病予防 住宅援助/就業支援 身障者・高齢者に対する給付 児童福祉 | 汚染規制 伝染病予防 | 住宅整備 公園 飲食店などの営業許可 飼犬の登録 |
| 文化 | 国立美術館/博物館 | | 各種レクリエーション・スポーツ施設 公園 図書館 地方美術館/博物館 |
| 経済 | 通貨 税関/通商規制 郵便 発電/送電 科学/研究開発 貿易振興 | | 産業振興(情報提供、産品普及 など) 林野 ¹⁹ 電気供給 ¹⁹ |

¹⁸ [出典] (財) 自治体国際化協会 「ニュージーランドの地方行政改革 1987~1996」 (1999年3月) P.25

¹⁹ 現在、中央政府または地方自治体が全額出資した公社が、これらの事務の全てまたはほとんどを運営する。

3 地域自治体の事務

図表 2-6 は、人口 2～3 万人と 9 万人以上の地域自治体について、地域自治体の事務を経常支出額順に掲げたものである。

図表 2-6 地域自治体の経常支出の目的別割合²⁰

| 順位 | 人口 2～3 万人の 地域自治体 | | 人口 9 万人以上の 地域自治体 | |
|----|--------------------------|------|--------------------------|------|
| | 事務 | % | 事務 | % |
| 1 | 道路の整備・管理 | 26.4 | 管理事務(総務・財務・人事・情報通信等) | 15.8 |
| 2 | 管理事務(総務・財務・人事・情報通信等) | 13.4 | 道路の整備・管理 | 14.4 |
| 3 | 汚水処理・下水道 | 11.8 | 汚水処理・下水道 | 12.2 |
| 4 | 上水道 | 9.2 | レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園など | 11.0 |
| 5 | レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園など | 8.2 | 公有財産管理 | 8.8 |
| 6 | ごみ処理 | 6.4 | 上水道 | 8.0 |
| 7 | 各種計画・規則整備等 | 6.0 | 芸術・文化 | 7.8 |
| 8 | 公有財産管理 | 5.1 | 各種計画・規則整備等 | 6.2 |
| 9 | コミュニティ | 3.4 | ごみ処理 | 3.0 |
| 10 | 芸術・文化 | 3.2 | 公共交通 | 2.6 |

地域自治体の歳出額の最も大きい事務は道路の整備・管理²¹である。人口規模が小さい地域自治体ほど総歳出額に占める道路費の割合は大きく、1 万人未満の地域自治体では、歳出の 30%超を道路費が占める（自治体によっては 50%を超えるところもある）。これに対し、9 万人以上の地域自治体では道路費の割合は 15%以下である。

²⁰ Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics, Year ended June 2012*, (2014 年 7 月)

²¹ ニュージーランドには総延長 10,886km の国道と総延長 83,729km の地方道があり、基本的に国道は中央政府機関 New Zealand Transport Agency (NZTA)、地方道は地域自治体が建設・管理する。

NZTA は、有料道路使用料やガソリン税、自動車登録税等によって積み立てられた道路基金 (National Land Transport Fund) を配分する権限を持ち、国道の建設・管理にかかわる国費の支出のほか、地方自治体に対して地方道の建設・維持費に係る補助金を交付している。〔参考〕New Zealand Transport Agency ウェブサイト等

道路以外の各地域自治体に共通する事務としては、公園、スポーツ施設、各種ホール、図書館などのコミュニティ施設の設置運営、上下水道やごみ処理事務の運営管理、土地利用計画の策定および同計画に基づく開発や許可などがある。地域自治体の福祉分野への関与は小さく、年金受給者用住宅の供給、託児所の運営などに限られる。

近年は、地域自治体の事務についても民営化や外部委託が進み、直営のサービス提供は縮小する傾向にある。その一方で、どのような事務を処理するかについて、かなりの裁量が認められるようになったので、地域自治体が民間部門と競合して供給する事務も増えている。

4 広域自治体の事務

広域自治体は、複数の地域自治体を管轄区域とする自治体で、管轄区域全部又は大部分の利益のために事務を行わなければならない、決して1つの地域自治体のためにのみ活動してはならないと法で規定されており、「資源管理」と総称される次の事務を担当する。

- (ア) 大気、土壌、海岸、水質保全、土地利用などの環境保全
- (イ) 河川および土壌浸食管理などの洪水対策
- (ウ) 大規模災害などに関わる防災対策
- (エ) 広域交通計画および公共交通サービス管理
- (オ) 海上交通の安全管理および原油流出などによる海洋汚染の防止
- (カ) 有害動植物の駆除

図表 2-7 広域自治体の経常支出の目的別割合²²

| 順位 | 事務 | % |
|----|----------------------|------|
| 1 | 環境保護 | 38.2 |
| 2 | 公共交通 | 19.5 |
| 3 | 管理事務(総務・財務・人事・情報通信等) | 16.5 |
| 4 | 各種計画・規則整備等 | 10.2 |
| 5 | 議会等 | 5.0 |
| 6 | コミュニティ | 1.8 |
| 7 | 経済開発 | 1.7 |
| 8 | 危機管理・災害対策 | 1.6 |
| 9 | レクリエーション・スポーツ施設、公園等 | 1.2 |
| 10 | その他 | 1.8 |

²² Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics, Year ended June 2012*, (2014年7月)

5 統合自治体の事務

広域自治体の権限を併せ持つ地域自治体を統合自治体といい、前述のとおり6つの統合自治体が存在する。統合自治体はあくまで地域自治体であるが、法令によって広域自治体の権限が付与されている。

図表 2-8 統合自治体の経常支出の目的別割合²³

| 順位 | 事務 | % |
|----|--------------------------|------|
| 1 | 道路の整備・管理 | 21.3 |
| 2 | 管理事務(総務・財務・人事・情報通信等) | 12.3 |
| 3 | 汚水処理・下水道 | 12.3 |
| 4 | 上水道 | 8.3 |
| 5 | レクリエーション・スポーツ施設、図書館、公園など | 8.0 |
| 6 | 各種計画・規則整備等 | 7.8 |
| 7 | ごみ処理 | 5.5 |
| 8 | 環境保護 | 5.3 |
| 9 | 芸術・文化 | 5.3 |
| 10 | 公有財産管理 | 2.8 |

6 地域自治体と広域自治体の連携

広域自治体とその域内の地域自治体は、3年に1度の選挙の後、次期選挙までの間どのように自治体間で意思疎通や連携を図っていくかということを含めた3か年協定²⁴を、遅くとも選挙の翌年の3月1日までに策定しなければならない²⁵。また、特定の目的のために複数の自治体で共同委員会²⁶を設置することや、特定目的組織²⁷を設置することもできる。必要に応じて、地域自治体から広域自治体へ（逆も可能）、権限を移譲することも可能である。

²³ Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics, Year ended June 2012*, (2014年7月) なお、規模および特殊性の観点からオークランドおよびチャタム島は除いている。

²⁴ Triennial Agreement

²⁵ 地方自治体の選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に一斉に行われる。

²⁶ Joint Committee

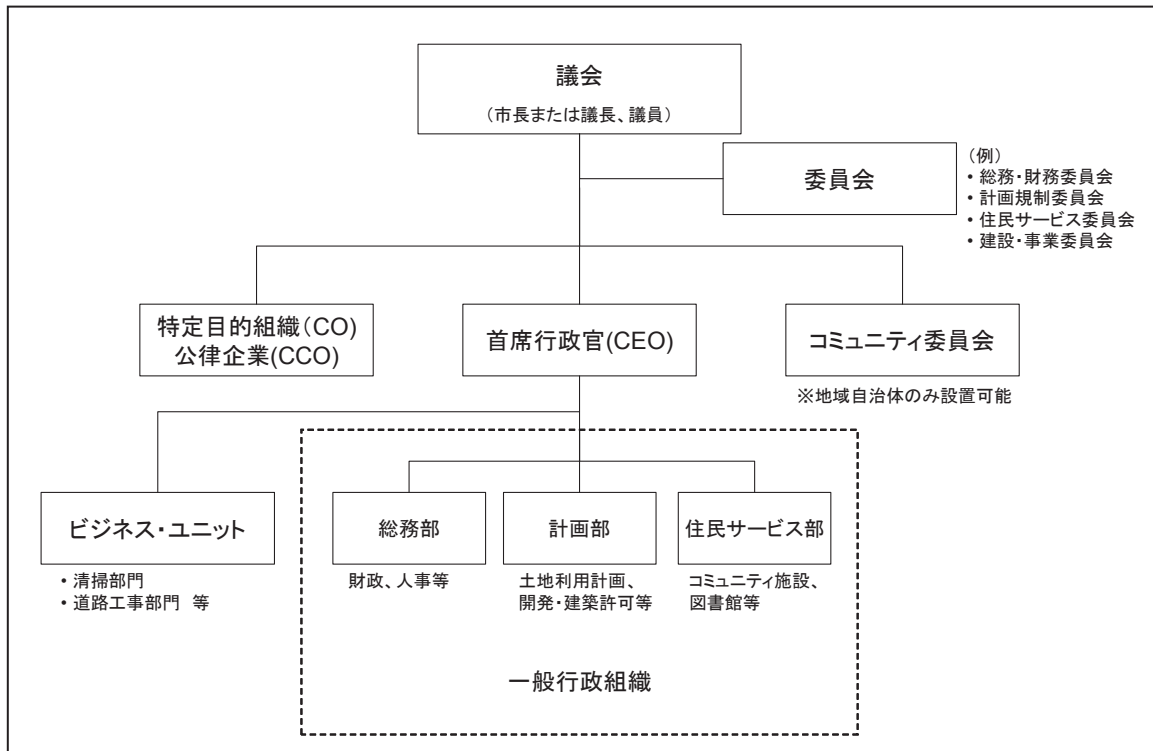
²⁷ CO (Council Organisation); 特定の目的を遂行するため、地方自治体の一般行政組織外に設置されるが、地方自治体の監督下に置かれる組織。公律企業 (CCO) は、CO のうちの1つの形態となる。公律企業については、第2章第3節5 (2) を参照。

第3節 地方自治体の組織

1 組織の基本構造

ニュージーランドの地方自治体の組織は必ずしも一様ではないが²⁸、地方自治体組織の構造の典型例として図表2-9を示す。なお、コミュニティ委員会の設置（広域自治体は設置できない）以外には、地域自治体と広域自治体で基本構造に差異はない。

図表2-9 ニュージーランドの地方自治体組織例



ニュージーランドの地方自治体の最高意思決定機関は「議会」である。市長（議長）²⁹は、対外的に地方自治体を代表する。執行機関の最高責任者は、議会が任命する「首席行政官」である。

地方自治体の組織には、一般行政組織としての各部局のほか、コ

²⁸ 例えば、「ワン・ストップ・サービス・センター（総合窓口）」に権限を委譲したり、逆に資産や活動の種別ごとに機能を集中化したりするなど、様々な形態が試みられている。

²⁹ 地域自治体では Mayor、広域自治体では Chairperson の呼称が用いられる。この節では、以降、「市長」と表現を統一する。

コミュニティ・レベルの下部組織である「コミュニティ委員会」、地方自治体の企業的活動を担当する「ビジネス・ユニット(独立事業単位)」や「公律企業」などがある。以下、これらの機関の概要を説明する。

2 議会および市長

(1) 役割

「議会」は、地方自治体の意思決定機関として計画、政策および予算を決定し、その決定に基づき政策を執行する首席行政官を任命する。

市長の役割は議会を代表するとともに、対外的に地方自治体を代表することのほか、議会で決定された計画、政策および予算の推進を統括する。また、以下の権限が付与されている。

(ア) 副市長の任命

(イ) 地域自治体における委員会の設置

(ウ) 委員会の長の任命（自らが委員長になることも可能）

なお、地域自治体と広域自治体の機能を併せ持つ「統合自治体」の組織は、基本的に地域自治体と同じで、議会は1つ、首席行政官も1人である。

(2) 選出方法

議員定数は、地域自治体は6人以上30人以下（市長を含む）、広域自治体は6人以上14人以下と地方自治体法が定めている。任期は3年で、多選の制限は無い。各地方自治体は、この範囲内で定数を定めることができる³⁰。市長は、地域自治体では公選、広域自治体では議員の互選により選出する。

地域自治体は、その区域全体で議員の選挙を行うか複数の選挙区に分けて行うか、または、その2つを組み合わせた方法で行うかを選択することができるが、広域自治体は、複数の選挙区を設けて選挙を行わなければならない。

³⁰ 2015年1月現在、オークランド市の議員数が最も多く、市長を含め21人である。

また、マオリの意見を行政に反映するために、マオリ選挙区を設置することもでき、国政選挙でマオリ選挙区名簿に登録している者が投票可能となっている³¹。

各地方自治体は、議員定数および選挙区割を6年ごとに見直すことが義務づけられており、選挙の前年3月までに決定しなければならない。市長および議員の選挙制度は、議会が相対多数当選制と単一移譲投票制から選択し³²、選挙の2年前の9月までに決定しなければならない。また、有権者の5%以上の要請がある場合には、各地方自治体はマオリ選挙区の設置および選挙制度の変更について住民投票を行わなければならない。

18歳以上で国政選挙の選挙人名簿に登録している住民³³のほか、地方自治体区域外の住民でも当該地方自治体への資産税の納税者であれば投票権が認められる。資産税を納める企業にも投票権が認められ、当該企業を代表する者が投票を行う。

被選挙権は、市長・議員ともに18歳以上で選挙人名簿に登録している住民に認められ、当該選挙区の有権者2名からの推薦を受けなければならない。また、立候補するには\$200を支払う必要があるが、一定の得票数(当選した候補者の中で最も得票数が少ない者の25%の得票数)を獲得すれば返金される。

投票は任意であり、2013年の統一地方選挙では投票率は平均41.3%(31%から64%まで幅がある)となっている。大規模自治体で40%、中規模自治体で47%、小規模自治体で49%となっており³⁴、大都市の地方自治体では投票率が低い傾向にある。また、南島の投票率は北島のそれを上回る。

³¹ マオリは国政選挙の際に、事前に一般の選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを選択しなければならない。地方自治体がマオリ選挙区を設置した場合は、国政選挙における選択が同様に反映される。

³² Local Electoral Act 2001 第5条A,Bおよび第27条。相対多数当選制、単一移譲投票制はそれぞれ、First-Past-the-Post、Single Transferable Vote。選挙制度については、第1編第2章第6節の「参考 オーストラリアの投票制度」を参照。なお、2013年の選挙においては7つの自治体のみが単一移譲投票制を選択した。

³³ 選挙人名簿への登録はニュージーランド国民に限られる。

³⁴ Local Government New Zealand ウェブサイト

選挙は3年ごとに10月の第2土曜日に全地方自治体で一斉に行うこととなっている。各地方自治体は、投票を郵送で行うか投票所で行うか選択することができるが、2013年の統一地方選挙では全ての自治体が郵送投票を選択した³⁵。投票日のおよそ3週間前には有権者に投票用紙が郵送され、返送するか各自治体の選挙管理委員会へ持参して投票を行う。

議員や市長の属性について、2010年の統一地方選挙の当選者を対象にニュージーランド地方自治体協会が実施した調査の結果を以下に示す。

図表2-10 2010年統一地方選挙当選議員の内訳³⁶

| 項目 | 内訳 |
|------|---|
| 性別 | 男性：65.9% 女性：34.1% (地域自治体の市長は、男性55人、女性12人 ³⁷) |
| 人種別 | ヨーロッパ系：90.5% マオリ系：5.7% ヨーロッパ/マオリ：1.7% 南太平洋系：0.7% その他(中国系、インド系など)：1.4% |
| 当選回数 | 1回：31.4% 2回：21.1% 3回：15.4% 4回以上：32.0% |
| 年齢別 | 30歳以下：1.4% 51～60歳：33.5% 31～40歳：5.7% 61～70歳：34.8% 41～50歳：15.7% 70歳以上：8.9% |

地方自治体の議会では、国会と異なり政党色が比較的薄い。拘束力の強い党派ができることは稀で、事案ごとに同じ意見の議員が連携するというケースが一般的である。ただし、オークランド、クライストチャーチおよびウェリントンの3大都市では、全国政党の擁立する候補者が出馬することも多い。

³⁵ 1992年に1つの自治体が投票所での選挙を選択したが、それ以外は1989年の地方自治体再編以降全ての自治体で郵送投票が選択されている。

³⁶ 有効回答数745人(対象者総数1,577名)。Local Government New Zealand調べ

³⁷ Department of Internal Affairs, *Local Authority Election Statistics 2010* (2011年10月)

(3) 報酬

議員や市長の報酬額は、地方自治体の規模等に応じて報酬委員会³⁸が定める(図表2-11を参照)。議員の報酬額は、市長に比べると少なく、市長のそれは首席行政官よりも少ないのが一般的である。

図表2-11 地域自治体の市長および議員の平均報酬額(年収)³⁹

(単位: \$)

| 人口規模 | 市長 | 議員 |
|--------|---------|---------|
| 2万人未満 | 68,662 | 17,408 |
| 2~9万人 | 107,709 | 30,812 |
| 9万人以上 | 150,990 | 68,683 |
| 広域自治体 | 112,432 | 45,150 |
| オークランド | 259,500 | 101,900 |

(4) 議会の運営

地方自治体の議会は、以下に示す事項を除いては、委員会⁴⁰を設置し権限を委任することができる。

- (ア) 資産税の決定
- (イ) 条例の制定
- (ウ) 借入れの決定
- (エ) 公有財産の売買(長期計画で承認済みのものを除く)
- (オ) 長期計画⁴¹、年次計画および年次報告の承認
- (カ) 長期計画等に記載された政策実施の承認
- (キ) 報酬および雇用計画の承認

³⁸ Remuneration Authority

³⁹ Local Government Elected Members (2013/14) (Certain Local Authorities) Determination 2013 および Local Government Elected Members (2013/14) (Auckland Council and Local Boards) Determination 2013 なお、議員の報酬については役職(委員会の長など)によって異なるため、特に役職を持たない一般の議員の報酬額としている。

⁴⁰ Committee なお、委員会の下に補助委員会(Subcommittee)を置くこともできる。構成員は2名以上で、議員を含む必要はない。

⁴¹ 全ての地方自治体に策定が義務付けられている今後10年を基本とした長期計画(3~10年の間で計画期間は設定できる)。3年ごとに見直しが必要。

各委員会の委員は議会が任命し、委員長は市長が任命する。委員会は3名以上で構成されなければならない、最低1名の議員を含む必要がある。地方自治体の職員は委員になることができない。なお、市長は全ての委員会の構成員となる⁴²。

地方自治体法は、全員協議会、常任委員会、特別委員会、共同委員会および補助委員会の5種類の委員会について規定する⁴³。このうち共同委員会は、例えば広域廃棄物処理場の運営、水資源管理などの共通課題を検討するために、他の地方自治体や公的機関と共同で設置するものである。

また、議会および委員会の会議は公開で行うことが原則で、秘密会とすることができる事項は地方自治体行政情報および会議法⁴⁴が規定する。

(5) 地方自治大臣による議会の執行停止

地方自治大臣は、地方自治体の議会がその役割を果たしていないとき、継続的に事務の執行に不適切さが見られるとき、地方自治体の財産を著しく不当に管理していることが明らかなきなどに、審査を行い、その審査結果に基づいて当該地方自治体議会の全ての権限を代行する執行官⁴⁵または執行委員会⁴⁶を設置することができる。当該議会の議員は、選挙により新たな議員が選出されるまではその職に留まるが、議員としての権限を行使することはできない。

住民は、地方自治大臣に対して調査を行うように要望できるが、議会の解散を直接請求することはできない。

1989年の地方行政改革以降、地方自治大臣が議会の執行を停止した例は3件⁴⁷ある。

⁴² Local Government Act 2002 第41条AおよびSchedule 7第30条～第32条

⁴³ それぞれ、Committee comprising all the members、Standing Committee、Special Committee、Joint Committee、Subcommittee

⁴⁴ Local Government Official Information and Meetings Act 1987

⁴⁵ Commissioner

⁴⁶ Commission

⁴⁷ 【一例目】1999年にRodney District Council議員の間で起こり始めた政治的紛争の収拾がつかず、2000年3月に市長を含む6人の議員が辞職した。その半月後、地方自治大臣

3 首席行政官

「首席行政官⁴⁸」は、議会が任期を定めた契約に基づいて任命し、地方自治体の行政執行の最高責任者として、議会の行った決定に則して当該地方自治体の事務を執行する。任期は5年以下であり、5年経過後は再検討を経て2年まで契約を延長できるが、この2年が経過した後は再び公募しなければならない。議会が任命する職員はこの首席行政官のみで、他の職員は全て首席行政官が任免する。

具体的な行政運営や職員人事は首席行政官が担当し、議会は介入しないのが原則である。しかし、現実的にサービス提供の運営に関しては首席行政官に任せ切れずに過度に介入する場合や、逆に専門的な知識が乏しく首席行政官に過度に依存する場合も見られることから、地方自治体には意思決定過程に係る規則等の制定が強く求められている⁴⁹。

なお、以下の事項が首席行政官の職務として、列挙されている⁵⁰。

- (ア) 議会の決定に則して事務を執行すること。
- (イ) 議会やコミュニティ委員会に対し助言を行うこと。
- (ウ) 議会や法令等によって委任または課せられた職務および義務を適切に行うこと。
- (エ) 事務が効果的かつ効率的に行われるようにすること。
- (オ) 財政やサービス供給に係る報告が正確になされ、効果的な計画立案が可能となるような組織を維持すること。

が「議会が適切に機能することは不可能である」として同議会の執行を停止した。〔資料〕W Thompson, 'Mr Fixit Supplancts Sacked Rodney Council', *The New Zealand Herald* (2000年4月11日) および同'Mayor and Councillors Walk Out', *The New Zealand Herald* (2000年3月22日) など

【二例目】2010年3月に Canterbury Regional Council で、水配分の許可事務の遅延などを理由として、同議会の執行が停止された。2010年10月および2013年の統一地方選挙では選挙は実施されず、2016年に選挙が行われる予定。

【三例目】2012年8月に Kaipara District Council で、排水処理スキームの整備に端を発した各種の財政問題等を理由に、同議会の執行が停止された。2013年の選挙は、2015年10月に延期された。〔資料〕NZ 中央政府発表、*Report of the Kaipara District Council Review Team* (2012年8月29日)

⁴⁸ Chief Executive Officer

⁴⁹ Office of the Auditor-General New Zealand Local Government, *Results of the 2010/11 audits*

⁵⁰ Local Government Act 2002 第42条

- (カ) 職員に対してリーダーシップをとること。
- (キ) 職員の任免に関すること。
- (ク) 職員の雇用条件を取り決めること。

4 コミュニティ委員会

「コミュニティ委員会⁵¹」は、地域自治体内の一定の区域を基礎として設置され、以下の事務を行う⁵²（広域自治体は設置できない）。

- (ア) 当該区域を代表し、区域内にかかわりのある事項について活動を行うこと。
- (イ) 地域自治体が付託した事項または当該委員会にかかわりのある事項について検討し、その結果を報告すること。
- (ウ) 当該区域内で提供されるサービス（道路、上下水道、公園、レクリエーション施設、コミュニティ活動および交通管理等）を健全な状態で保つこと。
- (エ) 地域自治体の予算編成過程において、当該区域に関わる支出に対する意見書を提出すること。
- (オ) 当該区域内のコミュニティ組織および各種営利団体と意見を交換すること。
- (カ) その他、地域自治体から委任された事務を処理すること。

この制度は、地域住民の声を地方自治体運営に反映することは重要であるという考え方に基づいて導入された⁵³。制度導入直後の 1990 年には、当時 73 あったうちの 49 の地域自治体で、計 159 のコミュニティ委員会が設置された。2013 年時点で、40 の地域自治体で計 109 の委員会が設置されている⁵⁴。

⁵¹ Community Board

⁵² 具体的には、地域におけるラウンド・アバウト型交差点の設置決定や、営業およびアルコールに関する許可のヒアリング、公園や駐車場のための土地利用計画などが委任されることがある。

⁵³ 1974 年地方自治体法は、自治体の区域内の一定の区域を基礎とする「コミュニティ自治体（Community Council）」の制度を定めていたが、1989 年のコミュニティ委員会制度の導入に伴い、この制度は廃止された。

⁵⁴ Department of Internal Affairs, *2013 Local Authority Election Statistics* なお、2001 年時点での数は、47 地域自治体で同委員会数 146 であり、年々、減少傾向にある。

コミュニティ委員会は法人格の無い、地域自治体の下部組織であり、その財源は全て地方自治体の議会が議決する。地域自治体は、条例の制定、資産税の決定、借入れ、財産の取得・保有・処分、職員の人事、長期計画・年次計画・年次報告の採択などを除いた権限を委任できるが、実際にコミュニティ委員会に委任する権限は地域自治体により異なる。

コミュニティ委員会が設置される区域は、地方自治体の議会が決定する。以下の3つの場合に、区域の設置を議会に発議できる。

- (ア) 当該区域の有権者の10%以上⁵⁵から同意を得た場合
- (イ) 最低6年ごとに行う議員（市長）選挙制度の見直しの際
- (ウ) 地方行政委員会⁵⁶が指示した場合

コミュニティ委員会は、4人以上12人以内で構成し、少なくとも4人は住民の直接選挙により選出されなければならない。議会が任命した委員を加えることも可能である。議会が任命する委員は、総委員数の半数未満でなければならない。議会は、最低6年に1度はコミュニティ委員会の設置の要否および各委員会の定数を見直さなければならない。

5 企業の活動を行うための組織

中央政府は、1980年代に主要国営事業の企業化が成功したことを受け、一連の法律を改正し地方自治体が会社組織として事業を運営することに対する規制を大幅に緩和した。また、地方自治体が各種サービスの提供形態を決定するときは株式会社、合弁事業、信託、外部委託など、様々な選択肢十分に検討すべきことを地方自治体法で規定した。

その結果、企業の事業については、一般の行政組織とは異なる組織で処理する地方自治体が急増した。その代表的な組織形態が、次に述

⁵⁵ 区域人口が1,500人未満の場合は100人以上。

⁵⁶ Local Government Commission

べる「ビジネス・ユニット」と「公律企業」である。1989年までは、地方自治体サービスの70%を内部部局の直営により提供していたが、直営比率は1994年までに26%に低下し、ビジネス・ユニット（独立事業単位）によるものが34%、公律企業によるものが8%、民間企業と地方自治体（ビジネス・ユニットを含む）とが競合して提供するものが31%を占めるようになった。収益が期待できる事業の場合は公律企業、収益は必ずしも期待できないがより透明性の高い方法で運営することを目的とする場合はビジネス・ユニット（独立事業単位）を選択する傾向が強いとされた⁵⁷。

（1）ビジネス・ユニット

もともと、地方自治体法には、ビジネス・ユニットについての明確な定めは無いが⁵⁸、一般的には、地方自治体がサービスを提供するにあたって、会計およびその運営を半分企業化したもの（いわゆる「半民半官」）で、商業的活動を行い、独立採算で事業を行う事業体のことを言う。あくまでも、地方自治体組織の一部門であり、その職員も地方自治体が任用するが、地方自治体内の他部局よりもその運営の自由度が高くなっており、より商業的な活動を行う⁵⁹。

（2）公律企業⁶⁰

「公律企業」とは、1つまたは複数の地方自治体が議決権付株式を過半数以上保有するか、直接的か間接的かを問わずコントロールすることが可能な会社または地方自治体が半数以上の役員を任免する権

⁵⁷ （財）自治体国際化協会「ニュージーランドの地方行政改革1987～1996」（1999年3月）P.29

⁵⁸ 「地方自治体は、（その事務を処理することを目的として）会社、信託、合弁事業その他いかなる形態の団体の設立および運営に参加することができる」（Local Government Act 1974 第247条D）と規定しているので、ビジネス・ユニット形態のサービス提供も当然認められると解された。この条項は、2002年の地方自治体法改正に伴い削除されたが、「ビジネス・ユニット」は今でも広く用いられている。

⁵⁹ Department of internal Affairs, *Report of the local Government Infrastructure Efficiency Expert Advisory Group*（2013年3月）

⁶⁰ 2002年の地方自治体法改正に伴い、それまでの自治体事業体（LATE: Local Authority Trading Enterprise）が公律企業（Council-Controlled Organisation）に改称された。

限をもつ会社をいう。

その形態は、パートナーシップや信託、業務提携、ジョイント・ベンチャーなど様々な形が認められている。地方自治体が利潤を追求する目的でかかわっている場合は、特に「公律商業企業⁶¹」の名称を用いる。2014年時点で、281の公律企業を設立し、上下水道、ごみ収集処理、資産管理、林野管理、道路維持管理など、幅広い分野のサービスを提供している。

地方自治体法は、公律企業の設立や同団体への業務移管の手続および経営基本原則などに関して詳細に定めている。

⁶¹ Council-Controlled Trading Organisation

第4節 地方自治体の活動例

1 地域自治体（ハミルトン・シティ）

ハミルトン・シティの人口は141,615人であり、地域自治体（オークランドを除く）ではクライストチャーチ、ウェリントンに次いで3番目に大きい。同自治体の最高意思決定機関は議会であり、その定数は市長および議員12人の13人である⁶²。市長、議員ともに、3年に1度の選挙でそれぞれ公選され、副市長⁶³は市長が任命する。市長は市域全体を1の選挙区として、議員は2の選挙区から6人ずつ選出される。議会には複数の委員会⁶⁴が置かれる。

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するのは、首席行政官⁶⁵であり、議会に対して助言を行うなどの任務を持つほか、他の職員の任免を行う。首席行政官は議会が最大5年の契約で任命する。報酬は、市長が年額\$146,771、副市長が\$86,750、議員が\$83,280～69,400（委員会等の長を務めるかどうかなどによって金額は変わる）⁶⁶、首席行政官が約\$350,000である⁶⁷。

ハミルトン・シティの組織図は、図表2-12のとおりであり、職員数は約1,000人である。

⁶² 市長は「Mayor」、議員は「Councillor」

⁶³ Deputy Mayor

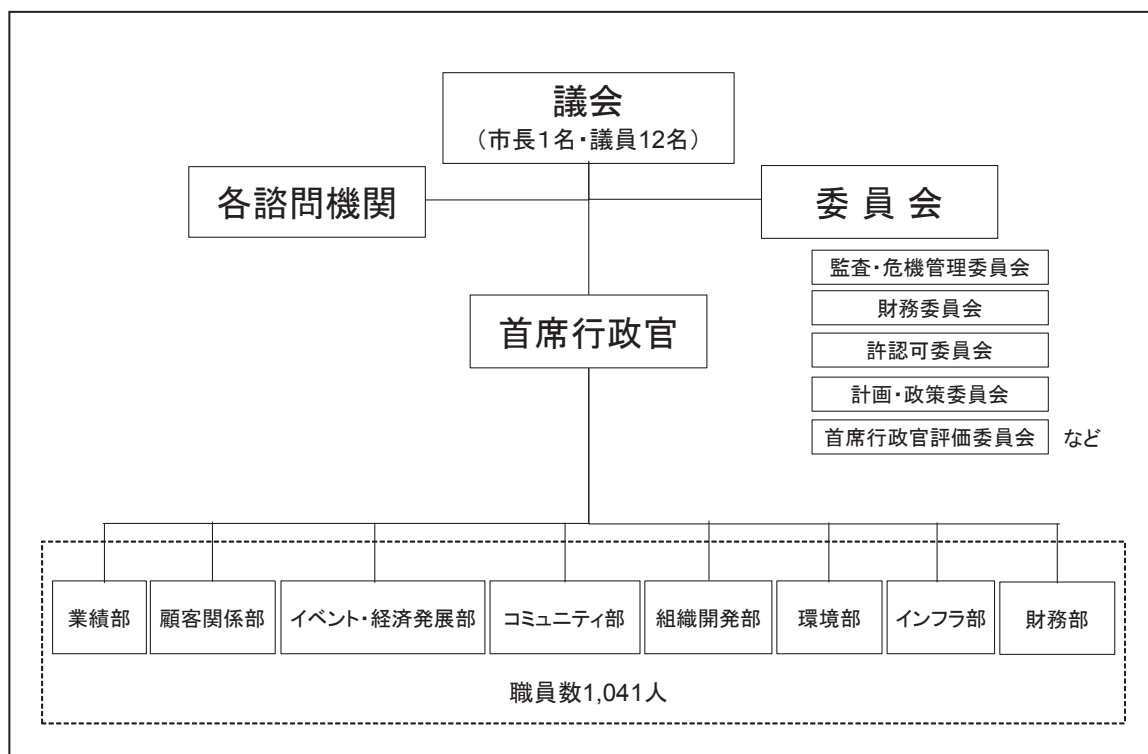
⁶⁴ Committee

⁶⁵ Chief Executive

⁶⁶ Local Government Elected Members (2014/15) (Certain Local Authorities) Determination 2014

⁶⁷ Hamilton City Council, *Hamilton City Annual Report 2012/13*, P97

図表 2-12 ハミルトン・シティの組織図⁶⁸



ハミルトン・シティの 2012/13 年度の歳入は、約\$ 2 億 600 万で、歳入の内訳は、資産税収入が 63%、使用料等収入が 20%、補助金等は 6%である。歳出は約\$ 2 億で、活動費が 33%、人件費が 27%を占める⁶⁹。活動費では、道路・交通が 22%、上下水道が 21%を占め、これら二項目で活動費の 43%を占める（図表 2-13 を参照）。

⁶⁸ Hamilton City Council ウェブサイトをもとに作成。

⁶⁹ Hamilton City Council, *Hamilton City 2012/2013 Annual Report*, P55

図表 2-13 ハミルトン・シティ活動費の目的別構成比⁷⁰

| 項目 | 主な事業内容 | 歳出 (単位:\$000) | 構成比 |
|------------|--|------------------|-------------|
| 道路・交通 | 公共交通網整備、交通需要管理、駐車場の管理運営 | 48,073 | 22.5% |
| 文化・娯楽・スポーツ | 図書館、プール、博物館、動物園、映画館、運動場、芸術の普及、屋内レクリエーション | 32,330 | 15.1% |
| 経済開発 | 地域経済開発、戦略的不動産投資、大規模アリーナ・スタジアム | 28,402 | 13.3% |
| 下水道 | 下水管理および処理 | 25,469 | 11.9% |
| 上水道 | 水道水の管理、保管、供給および需要管理 | 20,081 | 9.4% |
| 公園・空き地 | 公園、自然地域、街路風景 | 15,229 | 7.1% |
| 都市安全 | 鳥獣管理、建築物管理、環境保全、公共安全 | 9,847 | 4.6% |
| 雨水処理 | 雨水処理網、集水管理 | 9,265 | 4.4% |
| コミュニティサービス | 危機管理、コミュニティ政策、公営住宅、墓地、火葬場 | 8,265 | 3.9% |
| ごみ処理 | ごみ・リサイクル収集、ごみ減量対策、埋め立て施設管理 | 6,203 | 2.9% |
| 都市計画・都市開発 | 都市計画、都市計画法の適正運用 | 5,771 | 2.7% |
| ガバナンス関係 | 議会管理、市民との協働、マオリとの協働 | 4,758 | 2.2% |
| 合計 | | 213,693 | 100% |

⁷⁰ Hamilton City Council: 2012/2013 Annual Report P13,70

2 広域自治体（ワイカト広域自治体）

ワイカト広域自治体の人口は 403,638 人、総面積は 24,147km² で、広域自治体では最大の 11 の地域自治体を含む区域である。域内で最大の都市であるハミルトン・シティ（面積 110 km²、全区域の 0.5%）に 141,615 人（全区域の 35%）が居住している。

最高意思決定機関である議会の定数は 14 人で、議員は 8 の選挙区（うち 6 が一般選挙区、2 がマオリ選挙区⁷¹）から選出される。地域自治体の場合とは異なり、議長⁷²および副議長⁷³は議員が改選後最初の議会で互選する。議会は基本的に月 1 回開催されるが（月の最終木曜日と決められている）、その他委員会や地域ごとの補助委員会などもあり、議員は複数の委員会に属し活動を行う。また、地域自治体と同様に、議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括する首席行政官を議会が任用する。

報酬は、議長が年額\$144,203、副議長が\$73,970、他の議員が\$68,874～56,900（委員会の長を務めるかどうかなどによって金額は変わる）⁷⁴、首席行政官が約\$290,000 である⁷⁵。

ワイカト広域自治体の職員数は 488 人であり、組織は図表 2-14 のとおりである。

ワイカト広域自治体の 2012/13 年度歳入は約\$1 億 2,000 万で、歳入の内訳は資産税収入が 67%、補助金が 9%、使用料等が 7%などとなっている⁷⁶。歳出の内訳では、図表 2-15 のとおり公共交通が 21% を占め最大である。ワイカト広域自治体の事務の大部分は、資源管理法⁷⁷に基づく災害対策、環境保全対策、有害動植物の駆除、危険物規制などが占めている。

⁷¹ マオリ選挙区については、第 1 章第 2 節の「参考 ニュージーランドの選挙制度」、第 2 章第 3 節 2（2）を参照。

⁷² Chairperson

⁷³ Deputy Chairperson

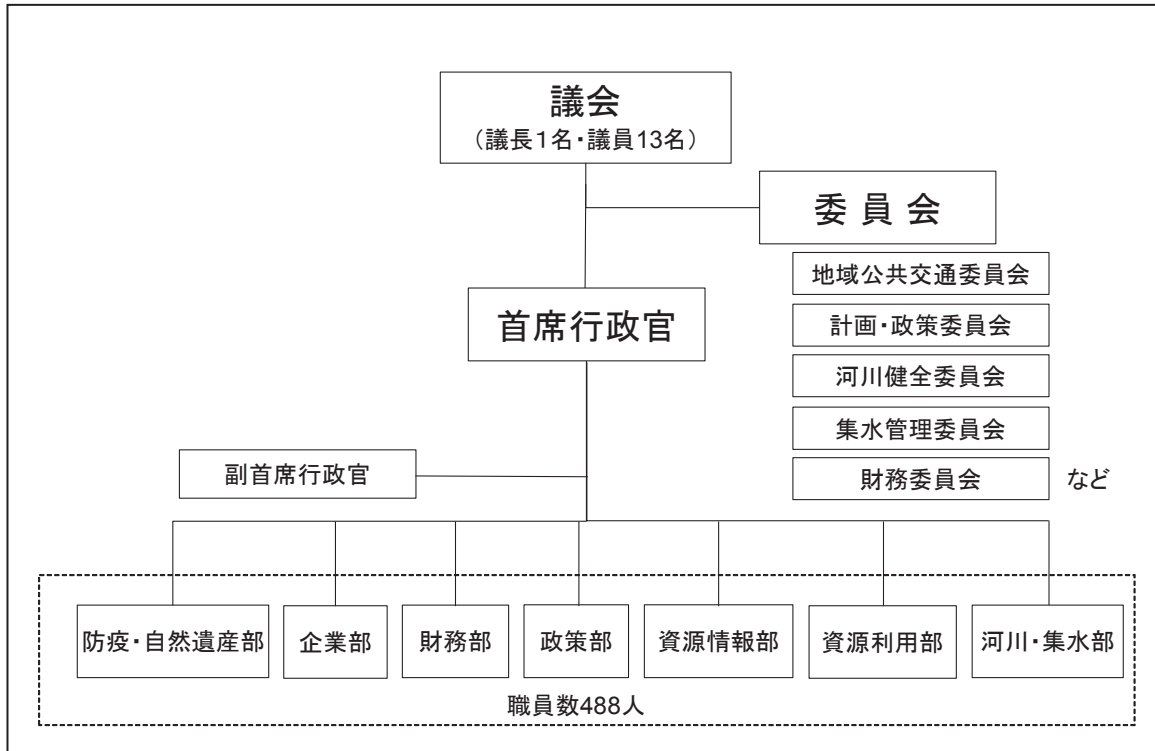
⁷⁴ Local Government Elected Members (2014/15) (Certain Local Authorities) Determination 2014

⁷⁵ Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/13* P106

⁷⁶ Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/13 Summary* P15

⁷⁷ Resource Management Act 1991

図表 2-14 ワイカト広域自治体の組織図⁷⁸



⁷⁸ Waikato Regional Council ウェブサイトをもとに作成

図表 2-15 ワイカト広域自治体の目的別歳出内訳⁷⁹

| 項目 | 主な事業内容 | 歳出 (単位:\$000) | 構成比 |
|---------------------|---------------------------------------|------------------|------|
| 公共交通 | 公共交通網の整備、交通渋滞対策 | 22,536 | 21.3 |
| 治水・洪水対策 | 洪水対策、排水管理、河川管理 | 17,175 | 16.2 |
| 資源管理 | 資源管理法等に係る合意形成および法令順守、住民教育および住民参加 | 14,791 | 14.0 |
| 企画・政策 | 経済発展、広域計画 | 13,785 | 13.0 |
| 環境・コミュニティ・経済に係る情報収集 | 天然資源・コミュニティ・経済に係る情報収集やモニタリング | 9,461 | 8.9 |
| 環境保全 | 生物多様性の保全、動植物に係る防疫対策、自然遺産管理 | 8,711 | 8.2 |
| 集水管理 | 集水管理、河川・河口・港湾の堆積管理、土地保全、水質保全、生物多様性の保全 | 6,946 | 6.6 |
| ガバナンス関係 | 住民参加プロセスおよび協働、マオリとの協働 | 4,514 | 4.3 |
| 公律企業 ⁸⁰ | 公律企業への出資 | 4,129 | 3.9 |
| 自然災害対策 | 自然災害の警報及び啓蒙活動、災害時の緊急支援、災害後の復興支援 | 2,070 | 2.0 |
| その他 | その他 | 1,696 | 1.6 |
| 歳出計 | | 105,814 | 100% |

⁷⁹ Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/13*

⁸⁰ 公律企業については第2章第3節5(2)を参照。

3 統合自治体（オークランド）

統合自治体であるオークランドはニュージーランド最大の都市であり、単独の地方自治体としてはオセアニア地域で最大の人口（1,415,550人）を誇る。総面積 4,894km² はニュージーランド全土の 1.8%に過ぎないが、その人口はニュージーランド全体の 33%にのぼる。

オークランドは、2010年11月に地域自治体であるオークランド・シティとオークランド広域自治体、その他周辺6つの地域自治体の合併によって誕生した自治体であり、その他の自治体と異なり個別法⁸¹によって設置されている自治体である。また、他の地域自治体のようにシティやディストリクトの呼称によらない。

意思決定機関としては、議会と地域委員会の2つがある。議会の定数は市長および議員20人の21人で、市長は全域を1の選挙区として選出され、議員は13の選挙区からそれぞれ1～2名ずつ選出される。

また、補助機関および執行機関として、首席行政官、公律企業、法定マオリ独立委員会、諮問委員会が置かれている。

（ア）市長（Mayor）

市長は、市の代表として市の計画推進や予算策定を統括するほか、副市長の任命、議会の委員会の設置および委員長の任命などを行う。

（イ）議会（Governing Body）

議会は、市の広範に渡る意思決定を担い、法定事務に関する事項、長期計画の策定や条例の制定、資産税率の決定、公律企業の監督などを行うほか、地域に影響を与えるような決定に関しては、地域委員会との協議を事前に行う。

また、毎年度、各地域における事業について地域委員会との協定⁸²を

⁸¹ Local Government (Auckland Council) Act 2009 自治体の運営についても、この法律で個別に規定されていることが多く、その他の統合自治体の運営とは大きく異なる。

⁸² Local board agreement

結ばなければならない。

なお、議員は本会議のほかにそれぞれ各委員会に所属し活動を行う（図表 2 - 17 に示す 4 委員会は全議員で構成される）。

（ウ）地域委員会（Local Board）

地域委員会は、21 の地域でそれぞれ 5 ～ 9 人ずつの委員が選出され（計 149 名）、議会からの委任を受けて地域における規制等事務以外⁸³の決定を行うほか、地域住民の代表として議会に対する要望や協議などを行うなど、地域を統括する役割を持つ。

また、地域住民と協議の上で 3 か年の地域計画を策定して市の長期計画等に反映させていくほか、前述のように毎年度、議会との協定を結ぶ。

（エ）首席行政官（Chief Executive Officer: CEO）

議会で決定した基本政策に基づき行政運営を統括するため、また、議会や地域委員会へ政策的助言を行うために、首席行政官が置かれる。首席行政官は、議会が 5 年以内の契約で任用し、他の職員は首席行政官が任免する。

（オ）公律企業（Council-Controlled Organisation）

市を代理して実際に行政サービスを提供する機関として 7 つの重要公律企業があり⁸⁴、それぞれ図 2 - 16 に示すような役割を担う。また、運営経費にあたっては、市からの財政補助や委託料を受ける機関もあれば、サービス提供対価などによる独立採算の機関もある。なお、公律企業は市からは独立した組織ではあるが、市への説明責任を負うほか、議会からの監督を受ける。

⁸³ Non-regulated activities

⁸⁴ ほかに多くの公律企業が存在するが、カウンシルの完全所有又は完全な管理下におかれている公律企業で、カウンシルに代わって相当規模のサービスを提供するものや \$1,000 万以上の財産を所有または管理するものを、特に Substantive Council-Controlled Organisation（重要公律企業）と呼び、他の公律企業とは法律上の扱いが異なる。

図表 2-16 各公律企業の事業内容と運営経費

| | 主な事業内容 | 主な運営経費負担者 |
|--------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| オークランド交通 | 公共交通網整備(バス、電車、道路、歩道、信号。ただし、高速道路は除く) | オークランド ニュージーランド交通 |
| オークランド財産会社 | 市の財産管理(特に商業財産) | オークランド(委託料) |
| オークランド投資会社 | 市の投資資産の管理 (主に港湾、空港、映画スタジオ) | 独立採算 |
| オークランド臨海地区 開発会社 | 臨海地区の都市および港湾開発 | オークランド |
| オークランド観光・イ ベント・経済開発会社 | 観光施策、経済開発、主要イベント | オークランド(委託料) 民間投資等 |
| オークランド広域施設 | 芸術・文化・遺産・娯楽・スポーツ施設 等の管理運営 | オークランド |
| 水道サービス会社 | 上下水道サービスの提供 | 独立採算 |

(カ) 法定マオリ独立委員会 (Independent Maori Statutory Board)

先住民マオリの意見を市の意思決定に反映させるために、2010年の合併を契機に法定マオリ独立委員会が設置されている。9人の委員は法定の選考委員会で選任され、市の各委員会にも所属する。

(キ) 諮問委員会 (Advisory Panel)

行政とコミュニティの協働のために、複数の諮問委員会が置かれ、青少年や多文化、地方部などの課題等について月に1回程度協議を行う。委員は各分野の専門家や地域委員会の委員で構成される。

報酬は、市長が年額\$259,500、副市長が\$146,200、議員が\$120,700～\$101,900、地域委員が\$83,200～\$22,200、首席行政官が約\$630,000、諮問委員が1回の会議出席につき\$235となっている⁸⁵。

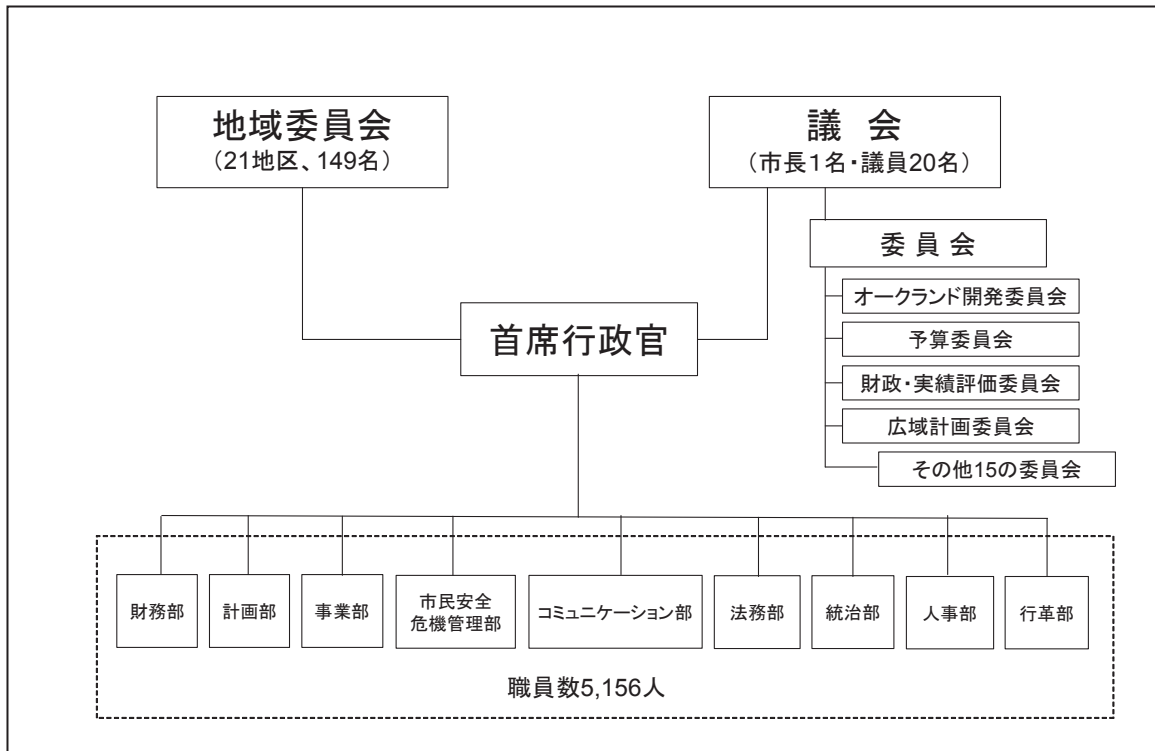
⁸⁵ オークランドウェブサイト

<http://www.aucklandcouncil.govt.nz/SiteCollectionDocuments/aboutcouncil/advisorypanels/ethnicpeoplesadvisorypanel/epapfaqss.pdf>

オークランドの2012/13年度歳入は約\$30億6,200万で、歳入の内訳は資産税収入が44%、使用料等の利用者負担が31%、補助金が7%などとなっている⁸⁶。

歳出は、約\$29億9,800万となっており、内訳では、図表2-18のとおり公共交通・道路整備が32.6%を占め最大である。オークランドの職員数は市職員が5,156人、公律企業などの関係機関職員が8,074人で、組織は図表2-17のとおりである。

図表2-17 オークランドの組織図⁸⁷



⁸⁶ Auckland Council, *Auckland Council Annual Report 2012/2013 Volume3 P2*

⁸⁷ オークランドのウェブサイトをもとに作成

図表 2-18 オークランドの目的別歳出内訳⁸⁸

| 項目 | 主な事業内容 | 歳出 (単位: \$,000) | 構成比 |
|------------|--|--------------------|------|
| 公共交通・道路整備 | 公共交通(鉄道、フェリー、バス)の整備・運営、交通需要管理、道路・歩道・駐車場の整備および維持管理 | 1,299,359 | 32.6 |
| 上下水道 | 水道供給、水道施設管理、下水処理、下水施設管理 | 540,998 | 13.5 |
| 文化・娯楽・スポーツ | 芸術・文化、各種イベント、イベント・スポーツ施設、公園、植物園、遊歩道、自転車道、娯楽・スポーツプログラム、動物園 | 518,335 | 13.0 |
| 組織サポート | 出先サービスセンター等の運営 | 453,117 | 11.3 |
| 都市・自然環境 | 都市環境保全、自然環境保護、自然・文化遺産保護、各種開発許可、各種規制および許認可(食品、アルコール、犬)、海洋環境保護 | 290,581 | 7.3 |
| 商業投資 | オークランド財産会社、オークランド投資会社への出資を通じた商業財産等の管理・運営 | 195,864 | 4.9 |
| 地域コミュニティ | 図書館、地域生活・安全向上、地域住民施設、老人向け公営住宅、コミュニティプログラム、地域防災、墓地、火葬場 | 195,417 | 4.9 |
| 経済開発 | 都市経済戦略、地域市街地活性化、大規模イベント、観光、産業連携、企業支援、臨海開発 | 190,293 | 4.8 |
| 雨水処理・洪水対策 | 雨水処理および管理、洪水予防及び管理 | 122,271 | 3.1 |
| ごみ処理 | ごみ収集、埋め立て処分場、リサイクル | 80,172 | 2.0 |
| 企画・計画 | 長期計画、年次計画、都市計画、インフラ計画、交通計画等の策定・管理・評価 | 56,538 | 1.4 |
| 議会・総務 | 選挙、法定マオリ独立委員会支援、公律企業の監督、議会、地域委員会 | 47,462 | 1.2 |
| 歳出計 | | 3,990,407 | 100% |

⁸⁸ Auckland Council, *Annual Report 2012/2013*

なお、歳出額は資本的支出額と経常的支出をあわせたもので、前ページで示す歳出額とは一致しない。

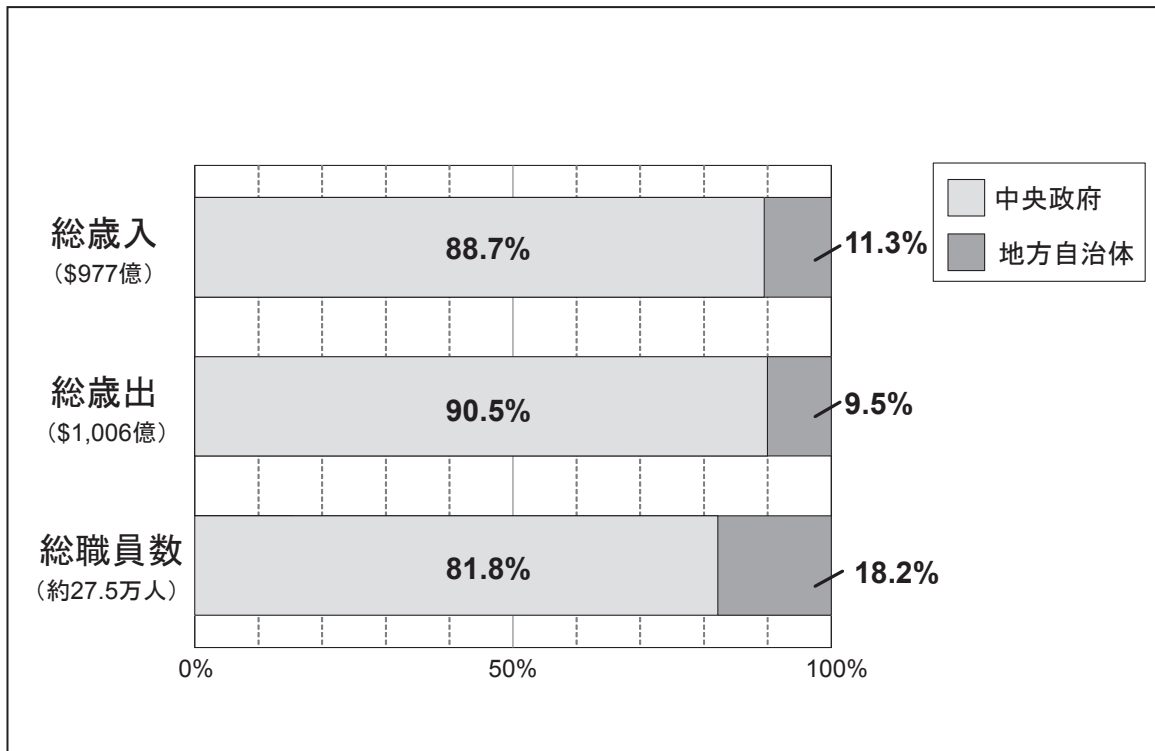
第3章 地方自治体の財政

第1節 地方自治体の財政構造

1 全政府における地方自治体の相対的規模

図表3-1のとおり、公共部門全体に占める地方自治体歳入および歳出の割合はそれぞれ約11%と約10%、職員数の割合は約18%と、いずれも小さい。これは、ニュージーランドでは中央政府の役割が地方自治体に比べ、極めて大きいことを反映している。

図表3-1 公共部門全体における各政府の総歳出入・職員数の比率¹



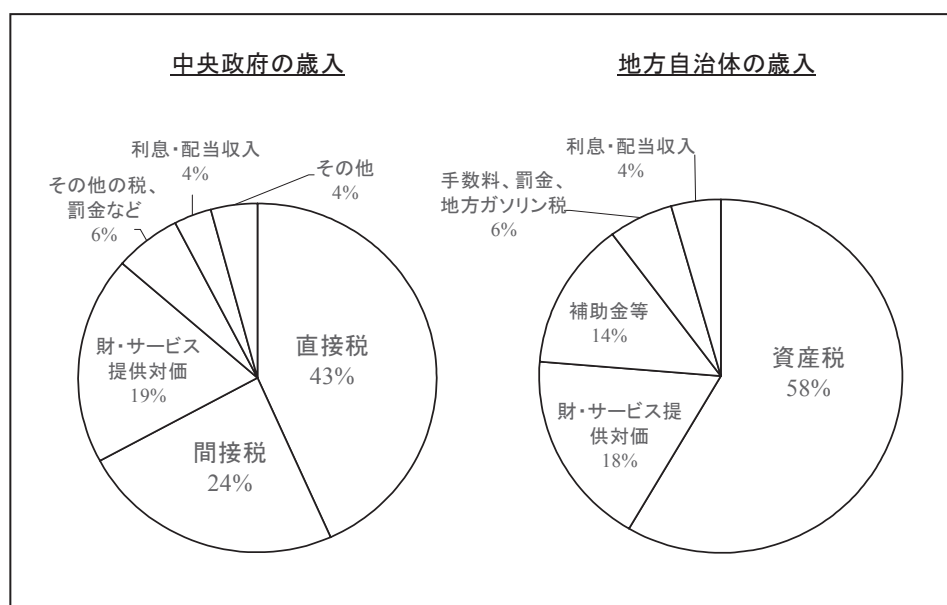
¹ 歳出入は2012/2013年度。総職員数については、中央政府は2013年発表のもの、地方自治体については2014年時点のもの。[資料] New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2013*, P.30、Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Year ended June 2013*, Table 1、State Services Commission, *Performance Improvement Framework*, August 2002, P.6 および Statistics New Zealand

2 中央政府および地方自治体の歳入内訳

図表3-2は、中央政府および地方自治体の2012/13年度の歳入内訳を表している²。

中央政府の歳入の43%が直接税（個人所得税、法人税等、居住者源泉徴収税³等）、24%が間接税（消費税、石油税、酒税、たばこ税等）、であり、その他の税、罰金を含めると税収が歳入の73%を占める。地方自治体では、その歳入の58%を資産税が占める。

図表3-2 2012/13年度中央政府・地方自治体歳入内訳⁴



² 2012/13年度の中央政府の歳入は約\$866億6千万、地方自治体の歳入は約\$110億3千万である。なお、地方自治体の歳入には、中央政府からの補助金も含まれている。

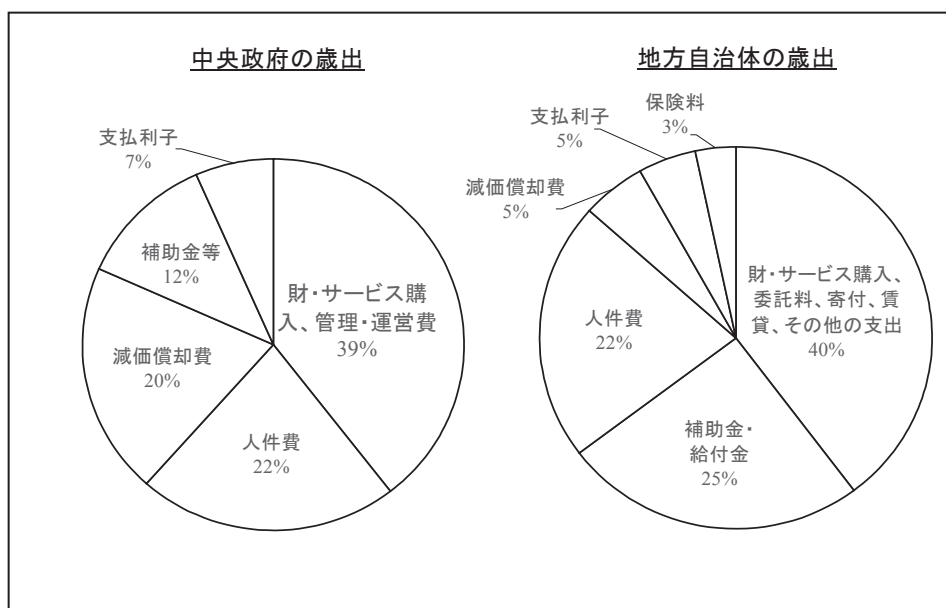
³ 国内居住者の配当所得および利子所得に課される。

⁴ New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand for the year ended 30 June 2013*, P.30 および Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Year ended June 2013*, Table 1

3 中央政府および地方自治体の歳出内訳

図表 3-3 は、中央政府および地方自治体の 2012/13 年度の性質別歳出内訳を表している。

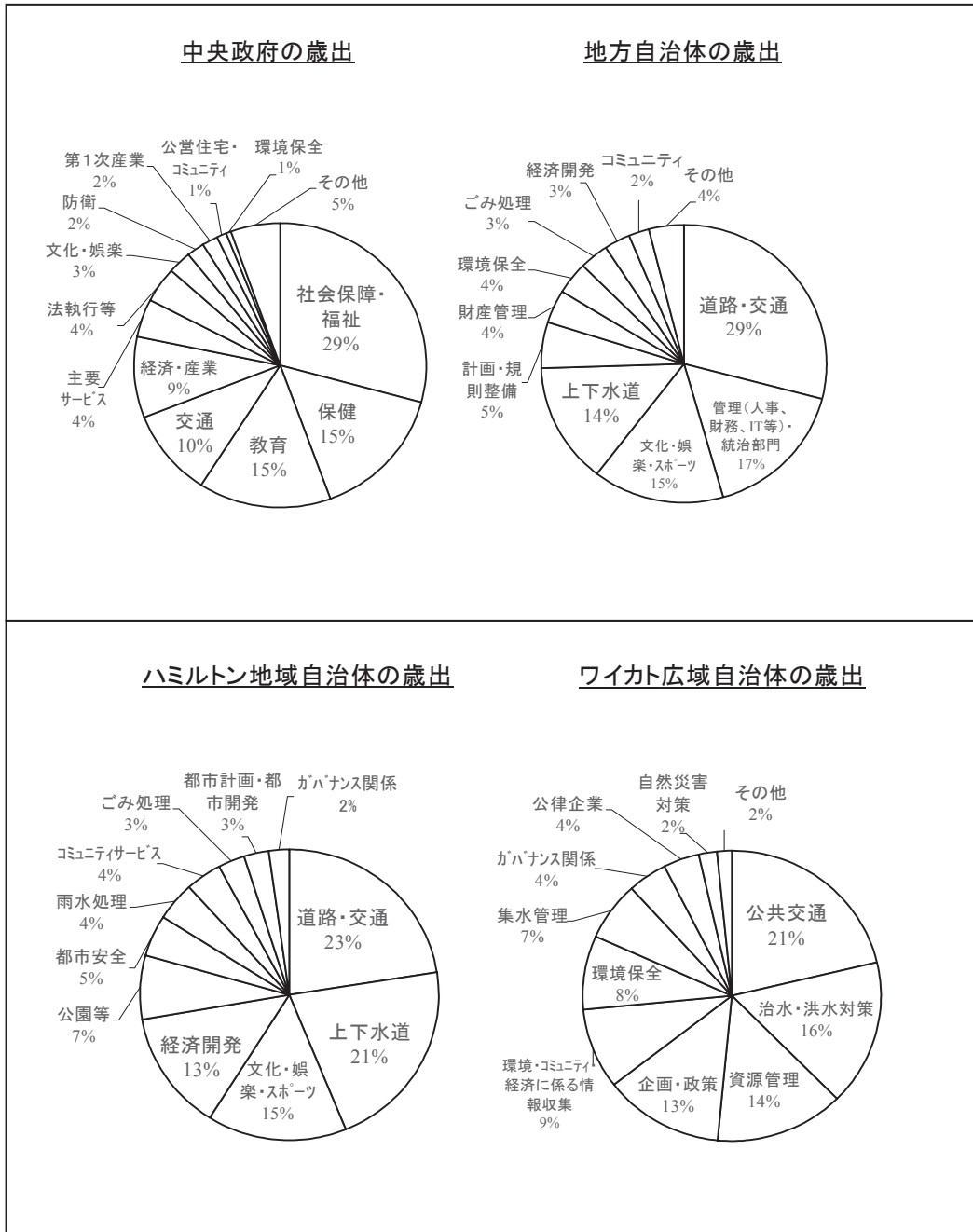
図表 3-3 2012/13 年度中央政府・地方自治体性質別歳出内訳⁵



図表 3-4 は中央政府、地方自治体（全体）、ハミルトン地域自治体およびワイカト広域自治体の 2012/13 年度の目的別歳出内訳を表している。社会保障・福祉、保健および教育の 3 項目が中央政府の歳出の 6 割を占める。それと比較して地方自治体では、道路・交通、上下水道および文化・娯楽・スポーツなどで 6 割を占める。住民に最も身近な地域自治体では、道路・交通（主に道路の整備・管理）、上下水道、文化・娯楽・スポーツといった分野が 6 割を占めるのに対し、広域自治体では、広域的に行われる公共交通や環境保全、資源管理（治水・洪水対策、資源管理、環境保全、集水管理）に関する歳出が約 7 割を占める。

⁵ New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand* for the year ended 30 June 2013, P.30 および Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Year ended June 2013*, Table 1 なお、2012/13 年度の中央政府の歳出は約\$910 億、地方自治体の歳出は約\$95 億 4 千万である。

図表 3-4 2012/13 年度中央政府・地方自治体目的別歳出内訳⁶



⁶ New Zealand Treasury, *Financial Statements of the Government of New Zealand* for the year ended 30 June 2013, P.31、Statistics New Zealand, *Local Authority Financial Statistics Year ended June 2013*, Table 2、Hamilton City, *Hamilton City 2012/2013 Annual Report*, P13,55,70 および Waikato Regional Council, *Annual Report 2012/2013*

第2節 地方自治体の財源

中央政府の税収は個人所得税、消費税、法人税など、様々な税からなるが、地方自治体の税は土地に対する「資産税（レート）⁷」のみである⁸。P 115 の図表 3-2 のとおり、この資産税が地方自治体歳入の 58% を占める最も重要な財源となっている。

その他の収入として、市民プールなどの公共施設使用料や、許認可や建築確認等に係る手数料、公共駐車場の使用料・違反金などがある。

ニュージーランドの地方財政制度には、「地方自治体はその財源の大部分を自ら調達する責任を負う」という基本原則がある。1985 年度には中央政府の補助金・交付金が地方自治体歳入の 20% を占めたが、2012/13 年度には 15% 程度まで縮小しており、中央政府から地方自治体への交付金の割合は長期的に見ても減少傾向にある。

1 資産税制度

（1）資産税制度の概要

ニュージーランドの地方自治体は、その主要な財源である「資産税」を土地の評価額等を基準としてその所有者等⁹から徴収する。資産税は地域自治体、広域自治体ともに課すことができ、その基準や方法も同様である¹⁰。

資産税の原則として、地方自治体の歳出予算総額から資産税以外の歳入の合計額を差し引いて、徴収すべき資産税の総額を算出する。そして、その総額を課税標準で按分し、個々の納税者に賦課する資産税の額を決定する。地方自治体の規模や財政、提供するサービス水準に

⁷ Rate

⁸ ただし、中央政府機関 New Zealand Transport Agency (NZTA) の道路基金 (National Land Transport Fund) が徴収し、課税主体である自治体に配分する「地方石油税 (Local Authority Fuel Tax)」がある。同税の総収入は、2012/13 年度で \$3,034 万である (Statistics New Zealand 聞き取り)。

⁹ 一般的には所有者に課す。ただし、貸借人が 10 年以上のリース契約を所有者と結んでいる場合に、貸借人に課すことも可能である。

¹⁰ Local Government (Rating) Act 2002、Rating Valuation Act 1998 が資産税について定める。

より、地方自治体間で歳入に占める資産税の割合¹¹には大きな差がある。基本的に、広域自治体よりも地域自治体の方がその割合が高い。ほとんどの地方自治体が歳入の50%以上を資産税で賄っているため、各地方自治体は資産税の決定のプロセスで住民アンケートを行うなど、住民の意見を反映するための努力を行うほか、プロセスの透明性とその説明責任を重要視している。

(2) 資産税の種類と課税客体

資産税の課税客体は「土地」であり、地方自治体は、土地の評価額等を基準に課税する「普通資産税」のほか、一地所当たり一定の額を一律に徴収する「統一年間使用料」、上下水道やごみ収集などの特定サービスの対価として徴収する「目的別資産税」など、数種類の資産税を課すことができる¹²。どの税をどのような税率で課すかについては議会の議決が必要であり、地方自治体の長期計画および年次計画に「資金影響評価書¹³」として盛り込まなければならない。課税客体の評価（後述）は基本的に3年に1度であるが、税率（額）は毎年決定しなければならない。

① 普通資産税

地方自治体区域内全体における経費のために課される最も一般的な資産税で、課税客体の評価額に対して所定の税率を乗じて算出される。各地方自治体によりその税率は異なる。課税客体の評価額の算出に際しては「年次価値」、「資産価値」、「更地価値」のいずれかを用いなければならない¹⁴。また、その課税客体の用途や場所に応じて区分を設け、異なる税率を設定することもできる。

¹¹ 資産税額の決定については自治体により土地の分類、評価方法など異なるため、単純に比較することはできない。ちなみに2011/12年度において、同じ地域自治体でもRodney District Councilの39%からKawerau District Councilの89%まで大きな開きがある。[資料] Department of Internal Affairs, *Local Government Information Series, Analysis of Local Government rating Tools and Forecast Revenue* (2011年3月)

¹² 普通資産税、統一年間使用料、目的別資産税は、それぞれGeneral Rate, Uniform Annual General Charge, Target Rate。

¹³ Funding Impact Statement

¹⁴ それぞれ、Annual Value、Capital Value、Land Value。

② 統一年間使用料

全ての課税客体か、課税客体の使用または居住部分ごとに対して、その評価額に関わらず一定の税額を課税するもの。いわゆる「均等割」の性質を持つものである。

③ 目的別資産税

地方自治体の特定の活動経費を賄うために課せられる資産税。課税客体を全ての土地または特定（用途や場所等によって分類）の土地とすることができ、税率も一定にするか課税客体の分類によって変動させることもできる。地方自治体にとっては非常に柔軟性の高い課税方法である。

課税客体の評価額の算出については、以下の算出方法のいずれかによらなければならない¹⁵。

- (ア) 年次価値
- (イ) 資産価値
- (ウ) 更地価値
- (エ) 改良価値
- (オ) 土地面積
- (カ) 舗装または建物が建設されている面積
- (キ) 課税客体の中で別々に使用または居住に供されている数
- (ク) 課税客体に対して地方自治体が提供するサービス提供の範囲
- (ケ) 地方自治体が提供するネットワークサービス網（上下水道、ガスなど）と関係する数
- (コ) 地方自治体が提供する設備・施設により保護されている範囲
- (サ) 課税客体内の建物の延床面積
- (シ) 水洗便所および小便器の数

④ 水道供給目的資産税

目的別資産税の中でも、特に水道使用料（量）に応じて課税される資産税。

¹⁵ Local Government (Rating) Act 2002 Schedule3

このように数種類の資産税を様々な方法で課することができるが、統一年間使用料と目的別資産税（上下水道に係るものは除く）の合計が全体の資産税歳入の30%未満になるように設定しなければならない。

なお、上述の説明で用いた課税客体の評価額の説明は以下のとおり。

(ア) 年次価値

年間の予想賃借料収入から20%（建物がある場合。土地のみの場合は10%）を減額した額と、資産価値の5%のうち大きい方の額。

(イ) 資産価値

評価の時点で予算される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、土地とその付属物（住宅等）の価値を合わせて判断する。

(ウ) 更地価値

評価の時点で予算される適正な販売価格。ローンやその他の債務等を勘案せず、付属物（住宅等）が無いものとして土地のみの価値で判断する。

(エ) 改良価値¹⁶

改良価値＝資産価値－更地価値 で算出される。

¹⁶ Value of Improvement

図表 3-5 地方自治体が採用している資産税の種類¹⁷の割合

| | 地域自治体 | 広域自治体 | 資産税総額に 対する割合 |
|------------------------|------------|------------|-----------------|
| 普通資産税 | 71 (97.3%) | 10 (83.3%) | 44.5% |
| （うち年次価値） ¹⁸ | 2 (3%) | 0 (0%) | |
| （うち資産価値） | 36 (51%) | 8 (80%) | |
| （うち更地価値） | 33 (46%) | 2 (20%) | |
| 統一年間使用料 | 57 (78.1%) | 8 (66.6%) | 12.5% |
| 目的別資産税(価値) | 65 (89.0%) | 10 (83.3%) | 19.4% |
| ”（土地面積） | 21 (28.8%) | 10 (83.3%) | 0.7% |
| ”（上下水道） | 70 (95.9%) | 0 (0%) | 13.4% |
| ”（その他サービス） | 71 (97.3%) | 9 (75%) | 9.2% |
| ”（特定サービス） | 5 (6.8%) | 1 (8.3%) | 0.3% |

具体例として、第2章で紹介したハミルトン地域自治体の資産税の例を図表3-6に示す。

¹⁷ Department of Internal Affairs, *Local Government Information Series/ Analysis of Local Government rating Tools and Forecast Revenue* (2011年3月) なお、調査年次は2011/12年度であるが、オークランドが合併する前のデータを使用しているため地域自治体数は73、広域自治体数は12となっている。

¹⁸ ここでの年次価値、資産価値、更地価値の数および割合は、普通資産税採用自治体（地域自治体71、広域自治体10）に占めるそれぞれの数および割合。

図表 3-6 ハミルトン地域自治体の資産税¹⁹

| | 補正係数 | 税 率 | 割 合 | 歳入額(\$) |
|-----------------|---|------------|--------|-------------|
| 普通資産税(更地価格) | | | | 145,698,100 |
| 居住用 | 1.0000 | 0.01180128 | 63.08% | 91,834,114 |
| 居住用(中心部) | 0.9800 | 0.01156535 | 0.24% | 347,099 |
| 商業用 | 2.2991 | 0.02713176 | 26.18% | 38,144,963 |
| 商業用(中心部) | 2.1841 | 0.02577517 | 7.73% | 11,226,853 |
| 居住用(3世帯以上) | 1.3854 | 0.01634948 | 1.71% | 2,612,598 |
| 居住用(サービス制限区) | 0.4844 | 0.00571619 | 0.05% | 66,365 |
| 居住用(郊外・小) | 0.3405 | 0.00401891 | 0.75% | 1,099,015 |
| 居住用(郊外・大) | 0.1542 | 0.00181948 | 0.26% | 367,093 |
| 統一年間使用料 | 課税なし | | | 0 |
| 目的別資産税 | | | | 17,195,350 |
| 非家庭用水道 | 商業用 \$398/戸 + \$1.66/kl(～240kl) 郊外地 \$310/戸 + \$1.29/kl(～240kl) 商業用で水道メーターが無い場合は\$398/戸 | | | 9,342,000 |
| 公共交通(アクセスハミルトン) | 課税対象: 課税客体全て 資産価値 × 0.00024986(税率) | | | 5,750,000 |
| ビジネス改良区 | 課税対象: 市街地中心部に位置する課税客体 \$230/戸 + 資産価値 × 0.00004009(税率) | | | 322,000 |
| ハミルトンガーデン | 課税対象: 課税客体全て \$11.50/戸 | | | 695,750 |
| サービス(水道) | 課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 \$398/戸 + 更地価値 × 0.00259467(税率) | | | 1,085,600 |
| サービス(ごみ処理) | 課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 \$134/戸 + 更地価値 × 0.00084358(税率) | | | |
| サービス(下水) | 課税対象: 対象サービスを受けている課税客体 \$407/戸 + 更地価値 × 0.00268876(税率) | | | |

¹⁹ Hamilton City Council, *Annual Plan 2014/2015 P36～39*

(3) 課税客体の評価

課税客体の評価は、「土地評価鑑定官²⁰」が作成する「資産税評価基準²¹」に基づいて最低でも3年に1度、地域自治体の実施しなければならない。広域自治体は、その域内の地域自治体の評価額を用い、その費用については相応の負担が義務付けられている²²。

実際の評価実務は、以前は全て中央政府の省庁であるニュージーランド土地評価局²³が行ったが、1998年に同局の評価実務部門が国有企業化²⁴されるとともに民間参入も可能となり、地方自治体は他の民間評価会社に委託して実施することができるようになった²⁵。

資産税評価を受託する会社は、土地評価鑑定官理事会の認可を得なければならない。また、地方自治体および民間評価会社が行った評価は、土地評価鑑定官の検査（実地検査も行われる）を経て、最終的に承認を得なければならない。

評価にあたっては、「マス・アプレイザル（不動産鑑定）²⁶」と呼ばれる複雑な過程を経ることになるが、一般的には評価時点でその地域で起きた不動産の売買事例や、類似の不動産における市場の傾向などを勘案して行われる。また、不動産の詳細や変更状況を確認するために検査が行われることもある。

(4) 非課税客体と減免措置

原則として全ての土地が課税客体となるが、主に以下のようなもの

²⁰ Valuer-General

²¹ Rating Valuation Rules

²² $B / (A+B) \times C$ で算出される額を地域自治体に支払わなければならない。

A：地域自治体における過去3年間の資産税総歳入額

B：広域自治体における過去3年間の当該地域自治体内で生じた資産税総歳入額

C：当該年度において地域自治体が資産税の課税台帳を整備・管理する際に、発生する費用（義務的な費用、地域自治体の要望に応じて発生した費用を含む）

²³ Valuation New Zealand

²⁴ 国有企業化された Quotable Value Ltd は、現在でもニュージーランド最大の評価会社である。

²⁵ 2015年1月現在、唯一オークランドが自ら評価を行う以外は、全ての地域自治体で評価事務を外部委託している。オークランドにおいても自ら行う評価事務は全体の20%程度で、残りの80%程度は外部委託している。（Land Information New Zealand 聞き取り）

²⁶ Mass-appraisal

がその性質上、非課税客体として扱われる²⁷。

- (ア) 国立公園、保護地区、野生動植物保護地区：各種法律に基づくもののほか、公益性が高いものも対象
- (イ) 国有の洪水湛水地域および船舶の航行が可能な湖底・川底
- (ウ) 地方自治体所有の公共施設全般
- (エ) 指定された文化・学術組織：ニュージーランド遺産局、エリザベス二世自然財団、ニュージーランド博物館、ニュージーランド子ども・家族健康発展財団、ニュージーランド盲人財団
- (オ) 教育施設：教育法によって設置されたものの他、学生に技術訓練等を提供する施設
- (カ) 地域保健省の施設
- (キ) 宗教施設：礼拝施設または宗教教育施設として用いられるもの
- (ク) 墓地、火葬場、埋葬場
- (ケ) 法律で定められたマオリの集会施設、保護地区等
- (コ) 国有および地方自治体所有の道路等
- (サ) 空港施設：航空機の離着陸、旅客および貨物の輸送に必要な施設のみ
- (シ) 鉄道施設：鉄道敷地、旅客および貨物の輸送に必要な施設のみ
- (ス) 港湾施設
- (セ) 障がい者等への支援施設

また、以下に挙げる施設は、通常に算定された資産税額の半分以下としなければならない²⁸。

- (ア) 農業・牧畜共同体法に規定された法人所有地
- (イ) 娯楽やスポーツに供される土地（競馬、ドッグレースを除く）
- (ウ) 芸術施設のために供される土地

²⁷ Local Government (Rating) Act 2002 Schedule1 Part1

²⁸ Local Government (Rating) Act 2002 Schedule1 Part2

各地方自治体は資産税を減免することができるが、その場合には、住民との協議等を経て減免方針²⁹を策定し、最低6年に1度は見直しをしなければならない。

なお、各地方自治体はマオリ自由保有地に指定された地域に対する減免方針は必ず策定する必要がある。

(5) 資産税の徴収

2002年の地方自治体法改正以前は、地域自治体は広域自治体の資産税を一括徴収する義務があった。現在はその徴収を委託するかどうかは任意となっているが、現在でも複数の広域自治体はその徴収業務を地域自治体に委託している。また、地方自治体は個人にその徴収業務を委託することもできる。

納付にあたっては、地方自治体が評価額通知書および納付の方法を明記した納税通知書を納税義務者に郵送で発布する³⁰。納付の方法は地方自治体庁舎の他、地方自治体が認めたいかなる方法で納付することも可能となっており、クレジットカードや口座引落、電話・インターネットバンキングなども用いられている。

納期（回数、期日）についても各地方自治体の権限で定めることができ、納期限前の納付における割引制度や納期限後の納付における罰則金、翌年度以降の資産税の前払い制度を設けることもできる。ただし、罰則金は未納税額合計の10%を超える額を設定してはならないと規定されている。事前に策定した「納期限延長方針」に基づいて納期限を延長することもでき、その際には納期の延長に要した事務経費を超えない範囲で延滞金を課すこともできる。

なお、全ての地方自治体は、マオリ自由保有地に指定された地域に対する納期限延長方針は必ず策定する必要がある。

²⁹ Rates Remission Policy

³⁰ ハミルトン地域自治体では希望者に対して、納税通知書を電子メールで送付している。しかし、評価額通知書等は、納税義務者が登録された住所に住んでいるかどうかを確認する必要もあることなどから、電子メールでの送付は行っていない。

図表 3-7 2014/15 年度ハミルトン地域自治体の資産税納期³¹

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|------|-------|--------|-------|-------|
| 北東地区 | 8月21日 | 11月13日 | 2月12日 | 5月14日 |
| 南東地区 | 8月28日 | 11月20日 | 2月19日 | 5月21日 |
| 北西地区 | 9月4日 | 11月27日 | 2月26日 | 5月28日 |
| 南西地区 | 9月11日 | 12月4日 | 3月5日 | 6月4日 |

(6) その他

① 縦覧制度³²

各地方自治体は資産税の課税台帳および資産評価額台帳を整備し、その写しを住民の縦覧に供さなければならず、毎年5月には住民にそのことを周知する義務がある。一般の縦覧に供されるものは、氏名および地番以外の住所は記載しない。基本的には無料で縦覧させなければならず、必要に応じて複写料を徴収することができる。地方自治体庁舎等で縦覧が可能なほか、自治体によっては自治体のホームページ上で検索および縦覧を可能にしているところもある。

また、一般の縦覧用とは別に、氏名や住所を記載した台帳を縦覧させることもできる。その作成にあたって地方自治体は各納税義務者に、住所および氏名を記載するかどうかの意思を毎年確認しなければならない。オークランドの場合、一般の縦覧用とは違い地方自治体庁舎のみで縦覧に供しており、希望者は身分証明書の提示が義務付けられている。なお、他者が住民の住所や氏名を収集することを目的として縦覧することを防ぐ意味で1度の縦覧で5件までと決められている。氏名および住所が削除されている場合には、その情報を必要とする理由を明記して書面を提出することで、オークランドが当該納税義務者にその希望を伝えることとなる。

³¹ Hamilton City Council ウェブサイト

³² Local Government (Rating) Act 2002 第28条～第28条C

② 不服申し立て³³

納税義務者は、その税額の計算等に疑義・不服がある場合は、地方自治体に対して申し立てをすることでき、地方自治体は書面で回答しなければならない。

③ 税額の更正³⁴

納税義務者の不服申し立てが合った場合等に（地方自治体が自ら行うことも可能）、地方自治体はその評価額や税額を過去5年間に遡って更正することができる。

更正の結果、当初の税額より少なくなった場合には、地方自治体は納税義務者に還付しなければならない。また、当初の税額より多くなった場合には、当該年度に限り資産税の追徴を行うことができる。

④ 小額資産税の不徴収³⁵

地方自治体は、計算の結果、資産税の徴収をすることが経済的に不合理な場合、その資産税の徴収をしないことができる。その場合には、その旨を納税義務者に通知しなければならない。

³³ Local Government (Rating) Act 2002 第 39 条

³⁴ Local Government (Rating) Act 2002 第 40 条、第 41 条

³⁵ Local Government (Rating) Act 2002 第 54 条

2 借入れ制度

(1) 借入れ制度の概要

地方自治体は議会の議決に基づいて借入れを行う権限を有するが、借入れは全て「債務計画³⁶」に従って行われなければならない、地方自治体が策定する長期計画に対応した「財政計画」にもその内容を記載する必要がある³⁷。

債務計画は、当該地方自治体の借入れやその他の債務に関する指針を定めるもので、利率の制限、資金の流動性、償還方法、与信管理などを定めることが義務付けられているほか、借入れの制限や借入れに対する担保の設定などについても定める³⁸。法律によって、経常支出に対する借入れや外貨での借入れは認められていない³⁹。なお、分割払い、後払いおよび与信払いで 90 日以内の債務かつ事前に定められた範囲内のものであれば、借入金の扱いにはならないとされる。

(2) 借入れ先

1996 年の地方自治体法改正までは、地方自治体貸付協議会⁴⁰からの借入れしか認められていなかったが、同改正で同機構を廃止、市場を通じての借入れを認め、銀行からの借入れや地方債の発行が可能となった。また、2011 年には、中央政府および 18 の地方自治体が出資し、地方自治体金融機構⁴¹を設置した。同機構が債券を発行して資金を調達し、市場の利率よりも低く地方自治体へ貸付を行っている。なお、出資していない地方自治体も一定の条件を満たすことで借入れす

³⁶ Liability Management Policy なお、計画の策定は市長の権限になるが、議員と協議の上で策定することが求められる。

³⁷ 債務計画および長期計画は、3 年に 1 度見直さなければならない。

³⁸ 借入れ制限および担保の設定は、2010 年の地方自治体法改正によって削除された。ただし、同改正で借入れ制限は、地方自治体が策定する長期計画内の財政戦略において設定することとされた。

³⁹ 外貨での借入れは、オークランドのみ認められている。

⁴⁰ Local Government Loans Board

⁴¹ New Zealand Local Government Funding Agency 出資比率は、中央政府：地方自治体＝20：80 となっている。2015 年 1 月現在、30 の地方自治体が出資している。なお、地方自治体は外貨の借入れが認められていないが、同機構は外貨での資金調達も認められている。

ることができる。

(3) 借入れの制限とその指標

地方自治体の借入れの制限については、地方自治体が策定する長期計画の中の財政戦略に盛り込まなければならない。また、地方自治体が策定する各種計画・報告（長期計画・年次計画・年次報告）には、借入れに関する3つの指標を記載し公表しなければならない。

(ア) 借入負担指標⁴²

実際（予定）の借入額が、財政戦略で設定した上限の範囲内であれば、要件を満たしているとされる。

(イ) 借入利息指標⁴³

[借入金に付帯する年間の利息支出等⁴⁴／年間歳入額⁴⁵] で表され、10%未満が要件を満たしているとされる。なお、ニュージーランド全体の人口増加割合以上の人口急増地域については、15%まで認められる。

(ウ) 借入管理指標⁴⁶

[年度末での実際の借入総額／財政戦略での予定借入総額] で表され、100%未満であれば要件を満たしているとされる。

要件を満たさない場合の罰則規定は設けられていないが、ニュージーランド監査委員会⁴⁷が監査することとされており、不適切と判断された場合には国会に報告されることとなる。

また、地方自治体金融機構では、借入利息指標が20%を超えた場合には、貸付を行わないのが一般的になっている。借入利息指標の地方自治体平均は2011年時点で6.4%となっている。

地方自治体の借入金を示す指標は2000年台中頃までは改善傾向に

⁴² Debt Affordability Benchmark

⁴³ Debt Servicing Benchmark

⁴⁴ Borrowing Cost 借入に際して元金以外に発生する必要経費

⁴⁵ いわゆる経常歳入（Operating Revenue）を用いる。

⁴⁶ Debt Control Benchmark

⁴⁷ Office of Auditor-General

あったが、近年は資本的支出の増加とともに借入金の額も増加している。特にオークランドでは、2011/12年度で\$3億8千万から2021/22年では\$12億5千万程度に増加することが見込まれている⁴⁸。そのような事情等も踏まえ、地方自治体の借入れ制限の設定が2010年、借入れに関する指標とその基準が2012年の地方自治体法改正で導入されることとなった。

⁴⁸ Local Government New Zealand ウェブサイト

3 使用料および手数料等

地方自治体が徴収する使用料および手数料等は、地方自治体の業務やその施設の種類、また、地方自治体の種類によっても異なるが、参考としてハミルトン地域自治体の使用料および手数料を紹介する。

なお、地方自治体の使用料および手数料は、法律で定められている場合を除いて、許認可等に係る行為については基本的に条例によらなければならない。一般的な施設の使用料等は条例によらず設定することが可能である⁴⁹。

図表 3-8 ハミルトン地域自治体の使用料・手数料⁵⁰

| | 内 容(主なもの) | 例 |
|-----------|--|---|
| 動物規制/保護 | 犬の登録、動物保護(犬、家畜)、犬のワクチン、動物の去勢 | 犬の登録:\$72~ 犬の保護:\$76~ |
| 建築規制 | 建築物の新築・改築・解体等に係る許認可手数料 | 住宅改修:\$310 車庫:\$1,180 |
| 条例 | 歩道の標識、商業広告、移動式店舗の許認可等 | 商業広告:\$110/m ² /年 食品移動式店舗:\$120/年 |
| 墓地/火葬 | 墓地区画の販売、棺の埋葬、火葬 | 火葬(大人):\$580 墓地区画:\$105~3,655 |
| 都市計画 | 都市計画の改正要求(指定地域変更および解除等)、文化・自然遺産等の改正要求、地域計画書の販売 | 都市計画改正要求:\$10,525~ 都市計画書販売:\$210 |
| 都市安全 | アルコール取扱許可、取扱許可更新料(毎年) | 新規取扱許可:\$368~1,207.50 更新手数料:\$161~1,437.50 |
| コミュニティ施設 | コミュニティ施設の使用料 | 会議室:\$6.4/時間~ ホール:\$7.2/時間~ |
| 役所庁舎使用料 | 議会議場、委員会室の使用料 | 議場:\$43.5/時間 委員会室:\$21.5/時間 |
| 環境衛生 | 食品取扱許可、食品衛生検査、食品取扱店舗の登録、美容室の登録、葬儀屋の登録 | 食品取扱許可:\$255 美容室登録:\$145 農産物直売所:\$600~\$1,050 |
| 資産税関係 | 資産税台帳の縦覧等 | 職員のサポートを要する:\$11 |
| 市営映画館 | 公演のための施設使用料 | 施設借上料:\$1,485~6,055/日 |
| ハミルトンガーデン | ハミルトンガーデンの各種施設料 | ホールの使用料:\$145~ |
| 市営図書館 | 図書貸出料、図書館施設使用料 | ベストセラー本:\$5.0/週 コミュニティルーム:\$16 |

⁴⁹ Local Government Act 2002 第 150 条

⁵⁰ Hamilton City Council ウェブサイト

| | | |
|----------|------------------------------|--|
| 市営動物園 | 入園料、年間使用料 | 入園料(大人):\$20 |
| 公営住宅 | 公営住宅使用料 | 公営住宅使用料:\$102/週 |
| 博物館 | 入館料、施設借上料 | 施設借上料:\$300/3時間 |
| 駐車場 | 駐車場使用料 | 駐車場使用料:\$1.0~ |
| 公園/庭園使用料 | 公園・庭園の施設借上料 | イベントでの公園使用料: \$43/日~ |
| 土地使用許可 | 土地使用許可、土地分譲等許可 | 土地使用許可:\$2,095~ |
| スポーツ施設 | 各種スポーツ施設使用料 | ソフトボール場使用料:\$64/日 サッカー場使用料:\$130/日 |
| スイミングプール | 入場料、スイミングスクール | スクール(子ども):\$140/ターム |
| 交通関係 | 道路工事等に係る道路等採掘申請 | 道路採掘申請料:\$370 |
| 上下水道 | 住宅等への上下水道接続、産業排水許可の申請 | 住宅への水道供給費用:\$555~ 産業排水申請:\$156~ |
| 水道供給 | 水道使用料 ⁵¹ 、水道設備設置料 | 水道使用料:\$1.66/m ³ 上水道への接続許可:\$105 |
| 住民サービス | 複写機使用料、財産等に係る情報収集サポート | 複写機使用料:\$1.10/A4版1枚 情報収集サポート:\$15.50~ |

⁵¹ 水道使用料は、その他資産税（目的別資産税）としても課税される。

第4章 地方自治体公務員制度

第1節 地方自治体の職員数

ニュージーランドの地方自治体の職員総数は23,368人である¹。うち地域自治体（統合自治体・オークランドを含む）の職員総数は20,827人で、1自治体あたりの平均職員数は約310人である。最も職員数が多いのはオークランドの5,597人で、次いでクライストチャーチの1,739人、ウェリントンの1,436人となる。一方で、地域自治体の約5分の1では職員数が50人未満である。

広域自治体の職員数は概ね100～400人程度で、総数は2,541人である。最も職員数が多いのはカンタベリー広域自治体の514人である。

図表4-1 地方自治体種別ごとの職員数²

| | 職員数 | (参考)人口 |
|--------|--------|-----------|
| 地域自治体 | 14,307 | 2,645,184 |
| 広域自治体 | 2,541 | 2,645,229 |
| 統合自治体 | 917 | 180,660 |
| オークランド | 5,597 | 1,415,550 |

これら地方自治体の職員に、公律企業³など地方自治体に密接に関連する組織の労働者約18,000人、地方自治体の非常勤雇用者などを加えるとニュージーランドの地方自治体関係労働者数は約5万人で、全労働者の2.5%を占める⁴。

¹ 2012年時点 Department of Internal Affairs ウェブサイト

² Statistics New Zealand, *2013 Census usually resident population count and change*; Department of Internal Affairs ウェブサイト なお、チャタム島（人口600人、職員数6人）は、規模および特殊性の観点から除いている。

³ 第2章第3節5（2）参照。

⁴ 公律企業職員および地方自治体職員（非常勤等を含む）については、Statistics New Zealand 提供資料；国内の全労働者数（2,001,006人：2013年国勢調査）は Statistics New Zealand, *2013 Census Quickstats*（2013年12月）を参照。

第2節 地方自治体職員に関する法令

ニュージーランドでは、「1991年雇用契約法⁵」が制定されて以来、勤務条件が労働協約から個別契約により定められる職員の割合が増えた⁶。その後、1999年の総選挙で労働党が勝利、雇用契約法の見直しに着手し、2000年10月に新たな「2000年雇用関係法⁷」が施行された。

また、ニュージーランドには、日本の地方公務員法に相当するような、独立した地方自治体の職員制度に係る法令はなく、一般の労使関係と同様に雇用関係法に基づいて労使関係が決定される。

首席行政官を除く全ての職員は、首席行政官が任免することとされ、その任免の際には、報酬および雇用計画に沿って行うこととしている（なお、報酬および雇用計画の策定は法律上義務付けられていないため策定していない地方自治体もある）。職員に適用される各種条件は、法律の範囲内で契約によって決定される。

⁵ Employment Contracts Act 1991

⁶ 1991年の法制定以前は、登録労働組合を介した団体交渉を行うというのが、ニュージーランドの労使関係の伝統であり、労働組合への加入も強制であった。

⁷ Employment Relation Act 2000

第3節 職員との雇用契約

雇用関係法上、全ての被雇用者は雇用主と契約を結ばなければならぬとされている。雇用契約の種類は「個人契約」と「団体労働協約」の二種類がある⁸。個人契約は被雇用者個人が雇用主と契約を結ぶのに対し、団体労働協約は登録された労働組合が行うこととされ、そこで結ばれた契約は組合員全体に適用される（同一職種であっても、組合員以外には適用されない）。一般的に、自治体の幹部職員はその職責や業務成果等に応じた個人契約を結ぶのが一般的となっている⁹。

労働組合への加入は任意となっており、労働組合として登録するためには、最低 15 人以上の加入者が必要となっている（同一の職場や職種である必要はない）。労働組合は、個別の自治体内で結成するよりは、同一職種が全国的にまとまって大きな労働組合を結成する方が一般的となっている¹⁰。以下にクライストチャーチの例を参考に示す。

図表 4-2 クライストチャーチの雇用契約の種類¹¹

| 雇用契約名称 ¹² | 労働組合 | 正職員 | 臨時職員 | 合計 |
|----------------------|--------------------------|-----|------|-------|
| 有給職員 | 南島地方自治体職員組合 | 713 | 362 | 1,075 |
| 個人契約 | なし | 653 | 109 | 762 |
| 公共サービス職員 | 混合職員組合 | 63 | 411 | 474 |
| 幹部職員 | 〃 | 9 | 1 | 10 |
| 娯楽・スポーツ職員 | 〃 | 18 | 2 | 20 |
| サポートサービス職員 | 空港・港湾エンジニア組合 印刷・製造業組合 | 32 | 0 | 32 |
| 保育・幼稚園職員 | ニュージーランド教職員組合 | 1 | 6 | 7 |
| サービス配給・修繕職員 | 印刷・製造業組合 | 2 | 1 | 3 |

⁸ それぞれ、Individual Agreement、Collective Agreement。

⁹ Local Government New Zealand 聞き取り。

¹⁰ 地方自治体の職員が加入する労働組合のうち、公共サービス連合（Public Service Association、地方自治体職員約 6,000 人が加入）と南島地方自治体職員組合（South Local Government Officers' Union、約 2,000 人が加入）の二つが大きい。両者は 2014 年 12 月に合併を発表した。

¹¹ Christchurch City Council, *Chief Executive and Employment Matters Committee Supplementary Agenda*（2014 年 2 月 4 日）

¹² 個人契約以外は全て団体労働協約名称

第4節 勤務条件

雇用関係法のほか、休日法¹³、最低賃金法¹⁴、育児休暇および雇用保護法¹⁵などが職員へ適用される勤務条件を定める。雇用契約で満たさなければならない最低限度の条件は以下のとおりとなっている。なお、雇用契約に特段の記載が無い場合または最低条件以下の内容が記載されている場合もこの最低条件が適用される。

図表 4-3 最低雇用権と雇用に関する義務¹⁶

| | 根拠法令 | 内容 |
|------|----------------------|---|
| 年次休暇 | 休日法 第 15 条他 | 同一の雇用主の下で1年間の雇用期間を経過する毎に、4週間の年次休暇が与えられる。未使用分は上限なしに繰り越すことができるが、雇用主が休暇を取得するよう指示することもできる。 なお、被雇用者は毎年、最大1週間分の年次休暇を現金化するように要請することができる。 |
| 忌引休暇 | 休日法 第 69 条他 | 雇用開始から6か月を経過すると忌引有給休暇が取得できる。 ○配偶者、パートナー、父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫、義父母が死亡した場合：3日間 ○上記以外の場合で雇用主が、忌引が必要と判断した場合：1日間 |
| 休憩時間 | 雇用関係法 第 69 条 ZD 他 | 2～4時間働くと 10 分間の有給休憩時間が1回取得できる。 4時間を超えて6時間まで働くと、10 分間の有給休憩時間が1回と、30 分間の無給食事休憩時間が1回取得できる。 6時間を超えて8時間まで働くと、10 分間の有給休憩時間が2回と、30 分の無給食事休憩時間が1回取得できる。 |
| | 雇用関係法 第 69 条 Y 他 | 乳児のいる被雇用者が授乳を希望する場合、雇用主は妥当で実施可能と考えられる範囲内で、適切な休憩時間と施設を提供しなければならない。この場合の休憩時間は雇用主が同意しない限り無給となる。 |

¹³ Holidays Act 2003

¹⁴ Minimum Wage Act 1983

¹⁵ Parental Leave and Employment Protection Act 1987

¹⁶ Ministry of Business, Innovation & Employment ウェブサイト なお、英語の他 17 か国語で資料が提供されている。

<http://www.dol.govt.nz/er/minimumrights/japanese/index.asp> (日本語版)

| | | |
|--------------------|-----------------------|---|
| 職務の変更 | 雇用関係法 第4条 | 被雇用者の雇用継続に支障が予想される事業上の決定が計画される場合、雇用主はそれについて被雇用者に情報を提供し、意見を聞かなければならない(正当な理由がある場合は、雇用主は必ずしも情報を開示する必要はない)。 |
| 雇用関係上の問題 | 雇用関係法 第101条他 | 雇用問題が起きた場合は、雇用主と被雇用者は事実関係を確認し、問題解決のために両方で話し合う必要がある。それでも解決しない場合は、雇用関係局、その後は雇用裁判所の管轄となる。 |
| 平等な給与支払と平等権 | 雇用関係法 第104条他 | 雇用主は、人種、肌の色、国籍、民族起源、性別、性的指向、婚姻・家族状況、雇用状況、年齢、宗教、政治信条、障がい、組合活動への参加の有無により、採用や解雇、給与支払、教育・研修、昇進において被雇用者を差別してはならない。 |
| 期間契約の被雇用者 | 雇用関係法 第66条他 | 雇用主は以下の場合に期間契約での雇用を提示することができる。 ○季節労働、プロジェクト・ワーク、休暇中の正規職員の代替など、正当な理由がある場合 ○期間契約となる理由、契約終了の方法や期日を雇用主が被雇用者に告知し、被雇用者がそれに同意する場合 |
| フレックスタイム制 | 雇用関係法 第69条AA他 | 扶養義務のある被雇用者は、就業時間や就業日、就業場所の変更を申請する権利がある。雇用主は特定の理由が無い限り拒否してはならない。 |
| 安全衛生 | 雇用安全衛生法 ¹⁷ | 雇用主は、適切な教育・研修、監督、整備を行い、職場の安全を確保しなければならない。 |
| 記録の管理 | 雇用関係法 第130条他 | 雇用主は、被雇用者の就業時間数、給与、休暇日数を正確に記録しなければならない。また、雇用契約書の写しや現在有効な就業規則を保管し、要請があった場合はその写しを被雇用者に渡さなければならない。 |
| 最低賃金 | 最低賃金法 | 新人労働者 ¹⁸ や見習労働者 ¹⁹ を除く16歳以上の被雇用者は、成人向け最低賃金 ²⁰ 以上の支払いが受けられなければならない。新人労働者および見習労働者もそれぞれの最低賃金 ²¹ 以上の支払いが受けられなければならない。 |

¹⁷ Health and Safety in Employment Act 1992

¹⁸ Starting-Out-Worker ①16歳または17歳の被雇用者で、現在の雇用主の下で6か月以上雇用を継続していない者。②18歳または19歳の被雇用者で、6か月以上特定の社会保障給付金を受給しており、受給開始以降いずれの雇用主の下であっても6か月以上雇用を継続していない者。③16歳から19歳の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した有資格者となるために、契約上年間最低40単位の職業訓練の履修が義務付けられている者。

¹⁹ Trainee 20歳以上の被雇用者で、自らの雇用契約に関連した職業における有資格者となるために、契約上年間最低60単位の職業訓練の履修が義務付けられている者。

²⁰ 2015年1月現在 \$14.25/時間

²¹ 2015年1月現在 \$11.40/時間

| | | |
|--------------------|---------------------|--|
| 賃金の支払 | 賃金保護法 ²² | 賃金は基本的には現金で支払わなければならない。その他の方法で賃金を支払う場合は、雇用主は被雇用者から書面による同意を得なければならない。 また、特定の控除(源泉所得税、学生ローン返済 ²³ 、養育費 ²⁴ など)を除いては、賃金から控除を行う際には、被雇用者の書面による同意が必要である。 |
| 罰則 | 雇用関係法第 135 条他 | 雇用関係の各種法令に違反した場合、個人には最大 \$10,000、企業には最大 \$20,000 の罰金が課せられる。 また、職場の安全衛生に関連した法令に違反した場合は、雇用主は罰金を課せられたり、起訴されたりすることがある。 |
| 祝祭日 | 休日法第 43 条他 | 年間 11 日ある祝祭日は、それが通常の就業日であっても被雇用者は有給の代替休日が取得できる。 また、祝日に就労した場合には、就業時間の 1.5 倍以上の給与を支払わなければならない。 |
| 病気休暇 | 休日法第 65 条他 | 雇用開始から6か月を経過すると、病気有給休暇が5日間取得できる。その後は 12 か月ごとに5日間の取得ができる。未使用分は繰り越して、現年分とあわせて最大 20 日まで蓄積が可能。 病気休暇は、被雇用者本人、その配偶者・パートナー、扶養者が病気や怪我をした場合に取得できる。 雇用主は、医師の診断書など、病気の証明をするものを求めることができるが、病気休暇の取得開始から3日以内に求める場合は、その取得費用は雇用主が負担しなければならない。 |
| 育児休暇 ²⁵ | 育児休暇および雇用保護法 | 特定の条件を満たす被雇用者は、有給・無給の育児休暇が取得できる。育児有給休暇中の給与は、雇用主ではなく政府から支給される ²⁶ 。 (1)6か月規定 : 同一の雇用主の下で出産予定日までに①6か月間にわたって平均週 10 時間以上継続して勤務し、かつ、②毎週最低1時間または毎月 40 時間以上の勤務をしている(見込みを含む)の者。 |

²² Wage Protection Act 1983

²³ 日本で言ういわゆる奨学金。大学等の高等教育を受ける者は基本的に、①学費(全額)、②教材費等(年間\$1,000 上限)、③生活費(週\$175.96 上限)を学生ローンとして借りることができる。就職して一定の収入額を超えると、その金額に応じた額を返済していく。(2015年1月現在)

²⁴ 離婚等によって19歳未満の子どもと同居をしていない場合等に、国の制度として義務的に支払わなければならない養育費。

²⁵ 中央政府は子育て世帯支援策の一環として、2015年4月から産前産後休暇を現行の14週間から16週間へ拡大、2016年4月からは18週間に拡大することとしている。

また、2016年4月からは長期育児休暇の取得資格を緩和し、「過去52週間のうちの26週間で、平均して週10時間以上勤務している者。同一の雇用主かどうかは問わない。」とすることとしている(2014年3月15日中央政府発表)

<http://www.beehive.govt.nz/release/government-boost-parental-leave-provisions>

²⁶ 2015年1月現在、被雇用者の場合は週\$504.10を上限として現行の賃金と同額が支給される。

| | | |
|----------------------|-----------------------------|---|
| | | <p>(2)12 か月規定:同一の雇用主の下で出産予定日までに①12 か月間にわたって平均週 10 時間以上継続して勤務し、かつ、②毎週最低1時間または毎月 40 時間以上の勤務をしている(見込みを含む)の者。</p> <p>○産前産後休暇(有給) (1)、(2)の場合:14 週間</p> <p>○配偶者・パートナー休暇(無給) 配偶者等が(1)を満たす場合:1 週間 配偶者等が(2)を満たす場合:2 週間</p> <p>○長期育児休暇(無給) (2)の場合:52 週間から産前産後休暇取得日数を引いた日数 なお、配偶者等が条件を満たす場合は、その一部または全部を配偶者等に移譲することができる。</p> <p>○妊娠休暇(無給) 条件に関わらず、出産前に出産に関して 10 日間の休暇を取得することができる。</p> <p>※なお、基本的には、5歳以下の子どもを養子とする場合も同様に育児休暇の対象となる。</p> |
| その他の休暇 | ボランティア雇用保護法 ²⁷ 他 | 従業員は労働災害による怪我や兵役訓練などの際に、他の種類の休暇が取得できる場合もある。 |
| ニュージーランドで働く権利 | 入国管理法 ²⁸ | 雇用主は、ニュージーランド国内で合法的な就労権を持つ者のみを雇用しなければならない。 |
| 試用期間 | 雇用関係法第 67 条 A 他 | 雇用主は、最長 90 日間の試用期間を被雇用者に提示することができる(書面での同意が必要)。 試用期間中に解雇された被雇用者は、解雇を理由に個人的な苦情を申し立てることができない(ただし、雇用主の差別、ハラスメント、不当な行為などを理由に申し立てることができる)。 |
| 労働組合 | 雇用関係法第 7 条他 | 被雇用者には、労働組合に加入するか、どの労働組合に加入するかを決定できる権利がある。雇用主または第三者が、組合加入に関して理不尽な強要を行うことは違法となる。 雇用主は、組合に加入した被雇用者に求められた場合、その組合との団体労働協約に向けた交渉に臨まなければならない。 |

²⁷ Volunteer Employment Protection Act 1973

²⁸ Immigration Act 2009

第5節 任用

職員の任用は一括で行うのではなく²⁹、職種ごとに補充の必要性が生じた際に募集し任用するのが一般的である。

募集にあたっては、地方自治体や地方自治体職員募集専門のウェブサイト³⁰、その他就職関係のウェブサイト、地元紙などで広告を行うのが一般的である。基本的には、業務内容やその職責、必要とされる経験や資格、契約の種類（正規職員・臨時職員等の別）を記載し、場合によっては賃金についても記載する。「募集→応募→書類選考→面接・関係者（前の職場など）への照会→任用決定通知」という過程が一般的である。次ページにハミルトン地域自治体の職員募集の例を示す。

²⁹ オークランドでは、自治体の規模が大きいことなどもあり、大卒者向けに一括採用を行うプログラムを行っている（Auckland Council Graduate Program）。その場合でも、一般事務職としての一括採用ではなく、職種ごとに必要な人数を採用する。

³⁰ <http://www.localgovernmentcareers.govt.nz/>

参考 ハミルトン地域自治体の職員募集例

○ハミルトン地域自治体ウェブサイト

The screenshot shows a 'Vacancies' page with 8 jobs listed. Three jobs are visible:

- Contract and Asset Manager - Hamilton Gardens**
(Permanent - Full Time)
This role is critical to the success of Hamilton Gardens which was awarded 'International Garden of the Year 2014'.
Location: Hamilton, New Zealand Closing date: 1 February 2015
- Mower Operator - Sports Parks (2 positions)**
(Permanent - Full Time)
You will be an experienced mower operator with the ability use modern upfront mowers. You will also be physically fit, able and willing to help out.
Location: Hamilton, New Zealand Closing date: 22 January 2015
- Field Officer - City Waters**
(Permanent - Full Time)
You'll play a key role the effective and efficient operation and maintenance of the Water, Wastewater, Storm Water networks for Hamilton City.
Location: Hamilton, New Zealand Closing date: 26 January 2015

(1) 都市開発プロジェクト課長 (Project Development Manager)

- 雇用形態: 常勤
- 年収: \$107,400~119,700
- 業務内容: インフラ計画に基づく計画、建設、検査部門の管理
- 必須条件: 高等教育機関で技術または管理部門を専攻。インフラ技術部門での7年以上の技術・管理経験を有すること。財務管理の経験があること など
- 優遇: エンジニア有資格者、地方自治体での職務経験 など

(2) 芝刈作業員 (Mower Operator)

- 雇用形態: 常勤
- 賃金: 時給\$18.56
- 業務内容: スポーツグラウンドの芝刈り
- 必須条件: クラス2のニュージーランド運転免許。基本的な芝の管理に係る知識、基本的な機械メンテナンスの知識 など
- 優遇: 公園管理における芝刈りの経験

第6節 退職

雇用を終了する方法としては、雇用契約の満了、職員の申出による辞職、定年退職、解雇、リストラなどの余剰人員整理などがある。

法令では、職員が辞職を希望する場合や雇用主が解雇をする場合の事前申出（通知）義務や、雇用主がリストラ等を行う際における職員との事前協議義務、雇用主の決定に不満がある場合の被雇用者に対する救済措置等を定めているが、事前申出（通知）に必要な日数等は定められておらず、必要に応じて雇用契約で定めることとなる。

また、ニュージーランドでは、年齢による雇用の差別を禁止していることから基本的には定年制度というものがない（裁判官やパイロットなど特定の職種は例外である。また、安全上の理由などの合理的な理由があれば、必ずしも妨げられるものではない。なお、1992年4月1日より前に締結され、現在も有効である雇用契約には定年制度が適用される）。ただし、一般的には老齢年金の受給資格を得る65歳で、その職を退く者が多く、地方自治体職員も同様である。

第5章 最近の地方行政の動き¹

第1節 2010年地方自治体法改正

2008年11月の総選挙で政権交代を果たし、労働党政権に代わり、国民党政権が発足した。2009年10月に、地方自治体の透明性と説明責任、財政運営を改善することを目的とした地方自治体法²の改正が閣議決定され、2010年11月に施行された。主な改正点は以下のとおり。

- (ア) 地方自治体間でインフラサービスの財務情報以外での成果が比較できるように、その測定方法を標準化
- (イ) 地方自治体の選挙時における議論の活性化のために、事前選挙報告書³の策定を義務付け
- (ウ) 財政報告書に記載して公表しなければならない事項について規定するために、地方自治体財政報告書規則⁴の導入。また、住民の理解度を高めるために、平易な英語を用いることを要請
- (エ) 地方自治体の長期計画の中に、資産税および負債の上限並びに自治体の投資による効果を記載した財政戦略を盛り込む
- (オ) 長期計画の策定過程を簡素化し、より戦略的な視点を導入
- (カ) 地方自治体がどのような時期と目的で利害関係者からの意見を聴取するかについての自由度を拡大
- (キ) これまで別々であった、地域に対する事業の効果測定と長期計画策定の過程を統合し合理化

¹ 2010年以前の地方行政改革については、(財)自治体国際化協会、オーストラリアとニュージーランドの地方自治(2005年3月)を参照

² この章で述べる地方自治体法改正とは、いずれも2002年地方自治体法(Local Government Act 2002)の改正である。

³ Pre-Election Report なお、遅くとも告示日の2週間前までに策定・公表しなければならないが、現職議員の選挙活動とならないように首席行政官が策定する。現職議員のコメントや写真は一切含めることが出来ない。

⁴ Local Government (Financial Reporting) Regulation 2011 なお、2012年の地方自治体法改正に伴い、新たな規則(地方の財政報告書および健全性に係る規則)が2014年に施行されたため廃止された。

(ク) サービス提供方法の選択における自治体の自由度を高め、より効果的・効率的なサービスを提供

第2節 Better Local Government (2012,2014年地方自治体法改正)

2011年の総選挙でも勝利し2期目を迎えたキー国民党政権は、生産的と競争力のある経済や、より良い公共サービスを目的として、2012年3月に「Better Local Government (より良い地方自治体を目指して)」と題して、以下8項目の地方自治体改革方針を発表した。

- (ア) 地方自治体の目的の見直し
- (イ) 財政責任に対する要件の導入
- (ウ) 地方自治体のガバナンスの強化
- (エ) 地方自治体の再編手続きの合理化
- (オ) 地方自治体の効率的な運営に関する専門委員会の設置⁵
- (カ) 中央政府と地方自治体の役割についての枠組みづくり
- (キ) 地方自治体のインフラ供給についての検査
- (ク) 開発負担金⁶の見直し

発表に際して政府は、労働党・連合党政権が行った2002年の地方自治制度改革以降、住民の資産税負担が毎年平均して7%ずつ増加していることや自治体の負債が約4倍に増加していることを例にとり、「今回の改革は、地方自治体の主要な役割や財政上の責任に焦点をあてつつ、地方自治体に経費を抑制するための方法を与えることで、住民の資産税負担や自治体の負債の程度を抑制するためのものである」としている。また、改革にあたっては2段階に分けて法改正を行うこととした。

⁵ Better Local Governmentの改革に対する提案を行うために2012年7月に8人が任命され、同年12月に地方自治体が住民と行う協議や計画、財政報告の詳細などについての報告書を発表した。

⁶ Development Contribution 開発者に対して課せられる負担金で、その開発に対して地方自治体がインフラサービスを提供する際に生じる自治体の資本的支出を補填するために、支払われるもの。また、金銭だけではなく、土地の提供も含まれる。

1 2012年地方自治体法改正

改革の1段階目として、2012年12月に改正地方自治体法が施行された。1段階目では、以下の4分野について改正を行った。

(1) 地方自治体の目的の見直し

これまで、地方自治体の目的は、現在および将来にわたって「コミュニティの4つの福祉（社会的、経済的、環境的、文化的）の増進を目指すこと」とされていたが、「世帯や企業のために最も費用対効果のある方法で、良質な地域インフラ・地域公共サービス・その他法令で規定された地方自治体の業務成果について、地域の現在および将来のニーズを満たすこと」とされた。

これまで広い意味で捉えられてきた地方自治体の役割を、より狭義に捉えて明確にすることで、いわゆるお役所仕事や住民の資産税負担、自治体の負債を減少させ、より資金効率的なインフラ供給を目指すこととした。

(2) 財政責任に対する要件を導入

地方自治体の財政状況を測定する指標や基準を設定することを目的として、自治体財政に係る規則を新たに導入することとした。ただし、この法改正では、具体的な内容は定めていない。

2014年3月に「地方自治体の財政報告書および健全性に係る規則⁷⁾」が施行され、年次計画、年次報告書および長期計画に記載し公表すべき財政的な事項とその基準、所定の様式などが示された。

(3) 地方自治体のガバナンスの強化

① 市長の権限の拡大

これまでも市長は対外的に地方自治体を代表するもので、議会の代表者（議長）でもあったが、その役割は明確にされていなかった。

⁷⁾ Local Government (Financial Reporting and Prudence) Regulation 2014

そのため、以下のとおり市長の役割を明確にし、また、その権限を拡大するための改正が行われた。これは、2010年に合併によって生まれたオークランド市長のモデルを採用している。

なお、この改正（条項）は、広域自治体の議長が直接公選でないことなどを理由として、地域自治体の市長にのみ適用される。

（ア） 地方自治体の計画、政策および予算の推進を統括

（イ） 副市長の任免

（ウ） 委員会の設置

（エ） 委員会の長の任免

② 地方自治体が策定する報酬および雇用計画⁸

地方自治体の歳出を管理する方法の1つとして、各地方自治体に報酬および雇用計画の策定を求めた（義務付けられてはいない）。

また、毎年、地方自治体が発行する年次報告書には職員数とその給与を記載することを義務付けた。これによって、議会議員や住民が自治体の財政状況を監視しやすくなった。なお、同計画を策定した場合には3年に一度、見直しをしなければならない。

③ 地方自治大臣の自治体支援（関与）の強化

地方自治体の運営が困難な状況に陥ってしまうのを未然に防ぐために、地方自治大臣が支援・関与できる範囲等を大幅に拡大した。これまでも地方自治大臣が議会を代理して自治体運営を行う執行官⁹を任命し、議会の執行を停止するなど、自治体運営に関与することは可能であったが¹⁰、本改正では、主に以下の事項が追加された。

（ア） 地方自治体運営に諸問題が見受けられる場合に、地方自治大臣は、その問題の内容および解決に向けた計画を自治体に報告させることができること。

⁸ Remuneration and Employment Policy

⁹ Commissioner

¹⁰ 第2章第3節2（5）を参照

(イ) 地方自治体の諸問題の解決プロセスを支援および監視するために、地方自治体の要請を受けて、地方自治大臣が「国指定監察官¹¹⁾」を任命できること。

(ウ) 地方自治体の諸問題が、支援なしでは解決が不可能と判断された場合や、その他の地方自治大臣の支援策（国指定監察官など）を自治体が誠実に履行しない場合に、地方自治大臣はその問題解決を直接指揮するための「国指定管理官¹²⁾」を任命できること。

(4) 地方自治体の再編手続きの合理化

地方自治体の再編の発議がより簡単にできるように、誰でも地方行政委員会¹³⁾に対して再編（合併や他自治体への権限の移譲など）の申請ができるようになった（改正前は、関係自治体の議会の議決、地方自治大臣の決定、全ての関係自治体における 10%以上の住民の同意が必要であった）。また、地方行政委員会の役割も改め、申請があった場合に代替案の提示の機会を住民等に与えて、どの方法が最適な方法かを判断することとした。

その後の手続きも簡素化され、地方行政委員会が決定した再編案に対して、パブリックコメントを実施し、最終的に地方行政委員会が最終再編案を決定する。最終再編案を最終的に住民投票にかけるかどうかは有権者に委ねられ、有権者 10%以上の要請があれば住民投票を実施することになる。最終的には住民投票の過半数以上の賛成で確定することとなる¹⁴⁾。

なお、新たに再編される自治体の人口が 40 万人以上の場合¹⁵⁾には、オークランドのように地域委員会を設置することも可能となった。

¹¹⁾ Crown Observer

¹²⁾ Crown Manager なお、自治体の要請を受けて任命することも可能となっている。

¹³⁾ Local Government Commission

¹⁴⁾ 最終的に住民投票を行うという点は、改正前後で変わらない。

¹⁵⁾ 最初の再編案が示された日から 5 年以内に 40 万人以上になることが見込まれる場合も可能である。

2 2014年地方自治体法改正

改革の2段階目として、2014年8月に改正地方自治体法が施行された。2段階目では、以下の5分野について改正を行った。

(1) 開発負担金の見直し

2002年に導入された開発負担金について、その負担金の課し方に様々な疑義があったこと（例えば、開発に直接的に関係の無いコミュニティ施設などの使用に対する対価なども課せられていた）、開発負担金として得られた歳入をどのように使用していくかが自治体によって様々であったことなどから、より公平かつ透明性のある方法を導入することとした。具体的には以下のような改正が行われている。

(ア) 徴収された開発負担金の使用方法について

(イ) 課金対象となるインフラサービスの明確化

(ウ) その課金方法に疑義がある場合の異議申し立て制度の導入

(2) オークランド以外での地域委員会の設置

2012年の1段階目の改正で、オークランド以外にも地域委員会を設置することが可能になったが、地域委員会という有効な手段を広く用いることができるように、本改正では40万人という人口要件¹⁶を廃止し、地方行政委員会にその判断を委ねることとした。

それにより、新たに統合自治体を目指す地方自治体や既存の統合自治体が地域委員会の設置を希望する場合¹⁷に、地方行政委員会が認めれば、自治体の再編案に組み込むことが可能となった。

(3) 地方自治体の効率的な公共サービスの提供とガバナンス

地方自治体間でのサービスの共同提供などを促進することを目的

¹⁶ 2012年改正では、新たに再編される自治体の人口が40万人以上（最初の再編案が示された日から5年以内に40万人以上になることが見込まれる場合も含む）の場合に限定されていた。

¹⁷ 当初の申請案で地域委員会の提案がされていなくても、地域委員会の設置がより効果的と判断されれば、地方行政委員会の裁量で再編案に組み込むこともできる。

として以下の改正を行った。

(ア) 地方自治体の原則として、効率性を改善するために積極的に他の地方自治体との連携を模索することを求めた。

(イ) 地域自治体と広域自治体が締結する3か年協定¹⁸、複数の地方自治体が共同で設置する共同委員会、地方自治体間での権限移譲に関する条項を明確にした（改正前も全て可能ではあった）。

(ウ) 地方自治体の再編過程で、地方行政委員会が共同委員会や公営企業（CCO）を設置できるようにした。

（４）住民との協議、意思決定、長期計画および年次計画

地方自治体の業務をより効率的にし、また、住民との協議をより効果的にするために以下の改正を行った。

(ア) 特別な住民協議¹⁹を必要とする要件を、長期計画の策定・改定および住民に大きな影響を与える条例の制定・改廃のみに限定した。

(イ) 長期計画の住民協議資料を簡略化（重要案件、財政に係る事項など）し、長期計画と年次計画の協議段階やその内容において不要な重複を取り除くようにした。

（５）インフラ戦略および資産運用

住民生活にとってインフラ供給が必要不可欠であることや、将来の維持・管理コストの問題を未然に防ぐといった観点から、30年間の長期インフラ計画の策定を地方自治体に求めた。その中には資産運用戦略やインフラに対するリスクマネジメント（天災、将来的なサービス需要の増減など）を含めることとした。

また、クライストチャーチでの大地震の教訓を踏まえ、年次報告書において、現存資産に対する災害時に保険額や保険会社との保険契約

¹⁸ 第2章第2節6を参照

¹⁹ Special Consultative Procedure

をしていない自己保険資産、財政危機に対する共済協定等について公表することとした。

また、その他特徴的な改正として、議会議員等が本会議や委員会に出席する場合に、必要な条件を満たせば、オーディオ機器やテレビ電話等を通じて出席することが可能となった。

オーストラリアとニュージーランドの地方自治

平成 27 年 3 月 24 日発行

編集・発行（一財）自治体国際化協会（CLAIR）

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル 1・6・7 階

TEL 03-5213-1730 FAX 03-5213-1741



Council of Local Authorities for
International Relations